

事 務 概 要

令和 5 年度

兵 庫 県 病 院 局

目 次

第1 組 織

1 令和5年度病院局組織図	5
2 本庁及び地方機関の所在地	10
3 主要職員	11
4 病院局職員現員	14
5 病院局分掌事務	16
6 沿革	20

第2 事業の概要

1 病院事業の概要	31
2 県立病院の診療科目と特色	32

第3 主要施策・事業概要

令和5年度病院局主要事業 ～病院構造改革体系表～	35
令和5年度事業概要	
1 新型コロナウイルス感染症への柔軟な対応	36
2 病院構造改革に基づく取組	37

第4 予算の概要

1 業務の予定量	48
2 令和5年度収益的収入及び支出	49
3 令和5年度資本的収入及び支出	52

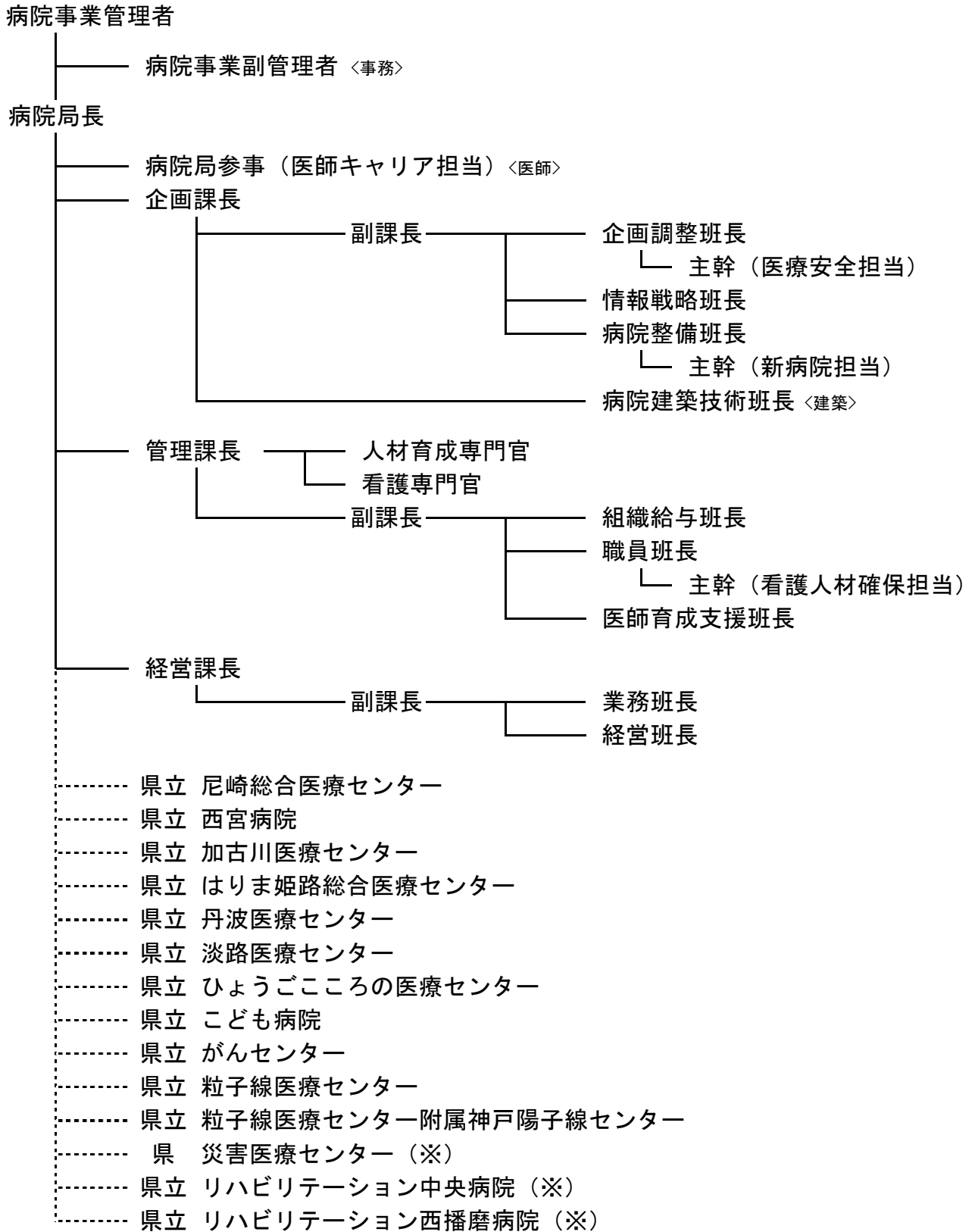
第5 参 考

1	第4次病院構造改革推進方策〔概要〕	54
2	兵庫県病院事業の設置等に関する条例	58
3	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	64
4	兵庫県病院事業職員定数条例	69
5	診療報酬改定の状況	70
6	病院事業関係用語集	71

第 1 組 織

1 令和5年度病院局組織図

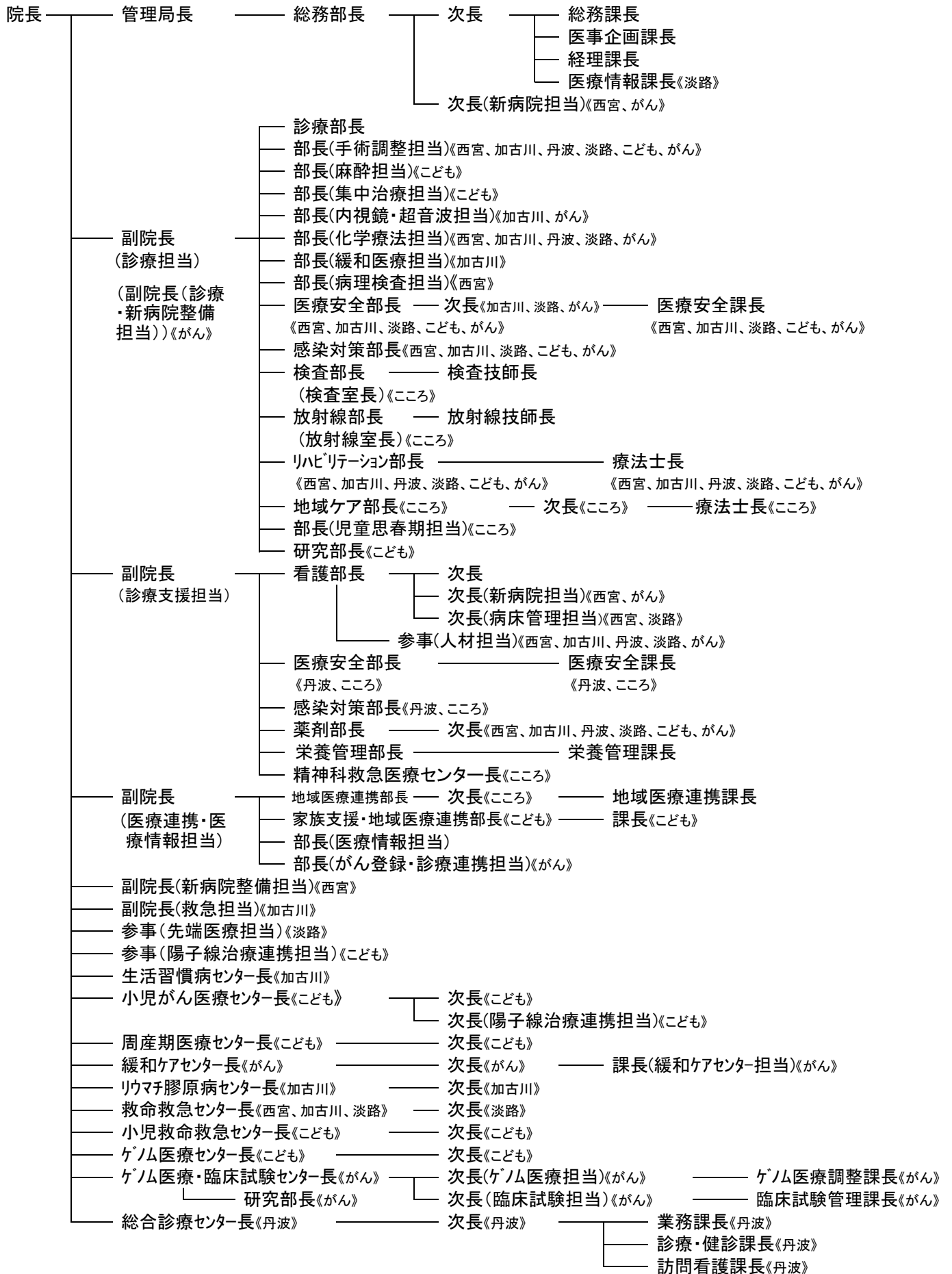
【病院局組織図】



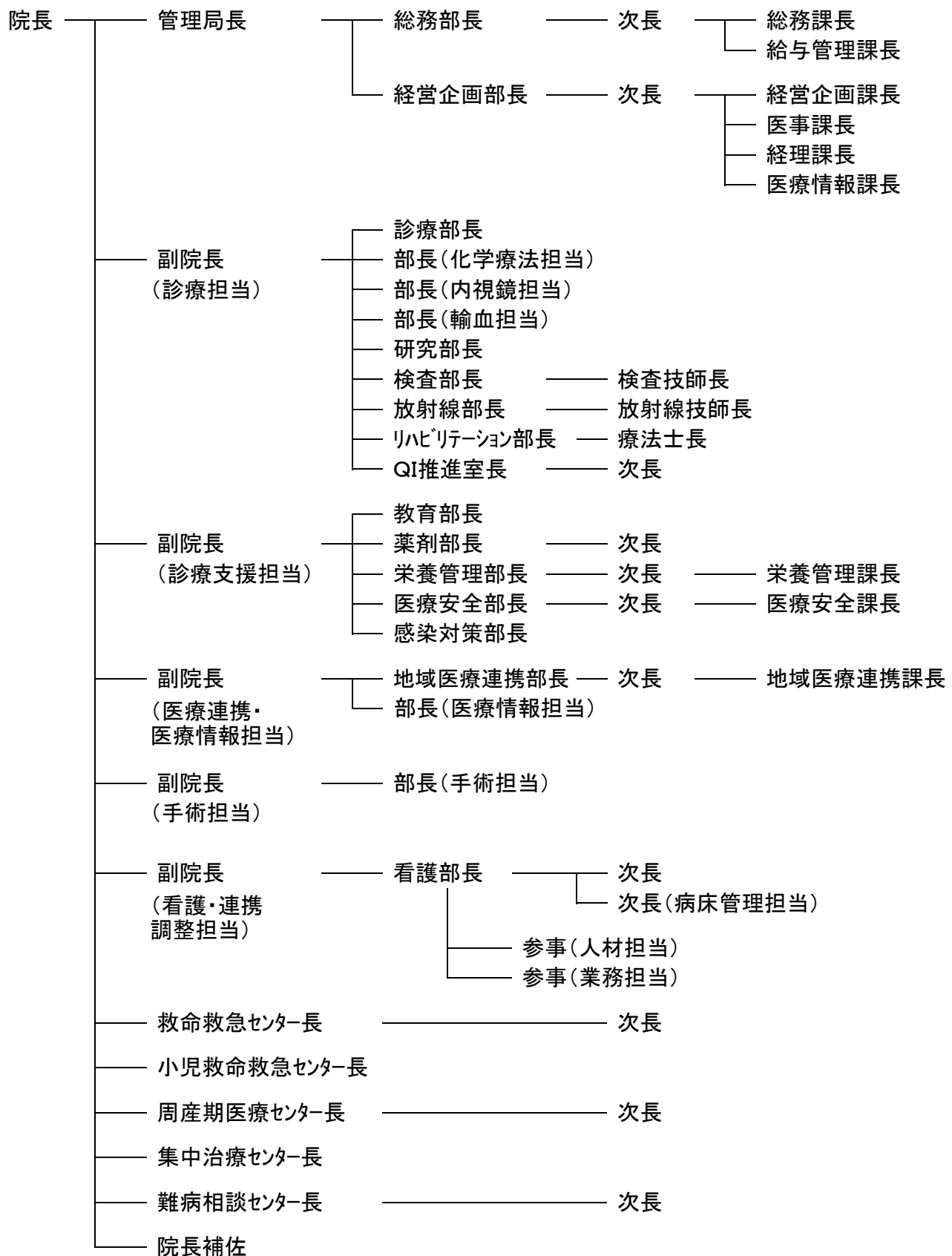
※県災害医療センターは、日本赤十字社兵庫県支部を指定管理者とし、運営している。

※県立リハビリテーション中央病院及び、県立リハビリテーション西播磨病院は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団を指定管理者とし、運営している。

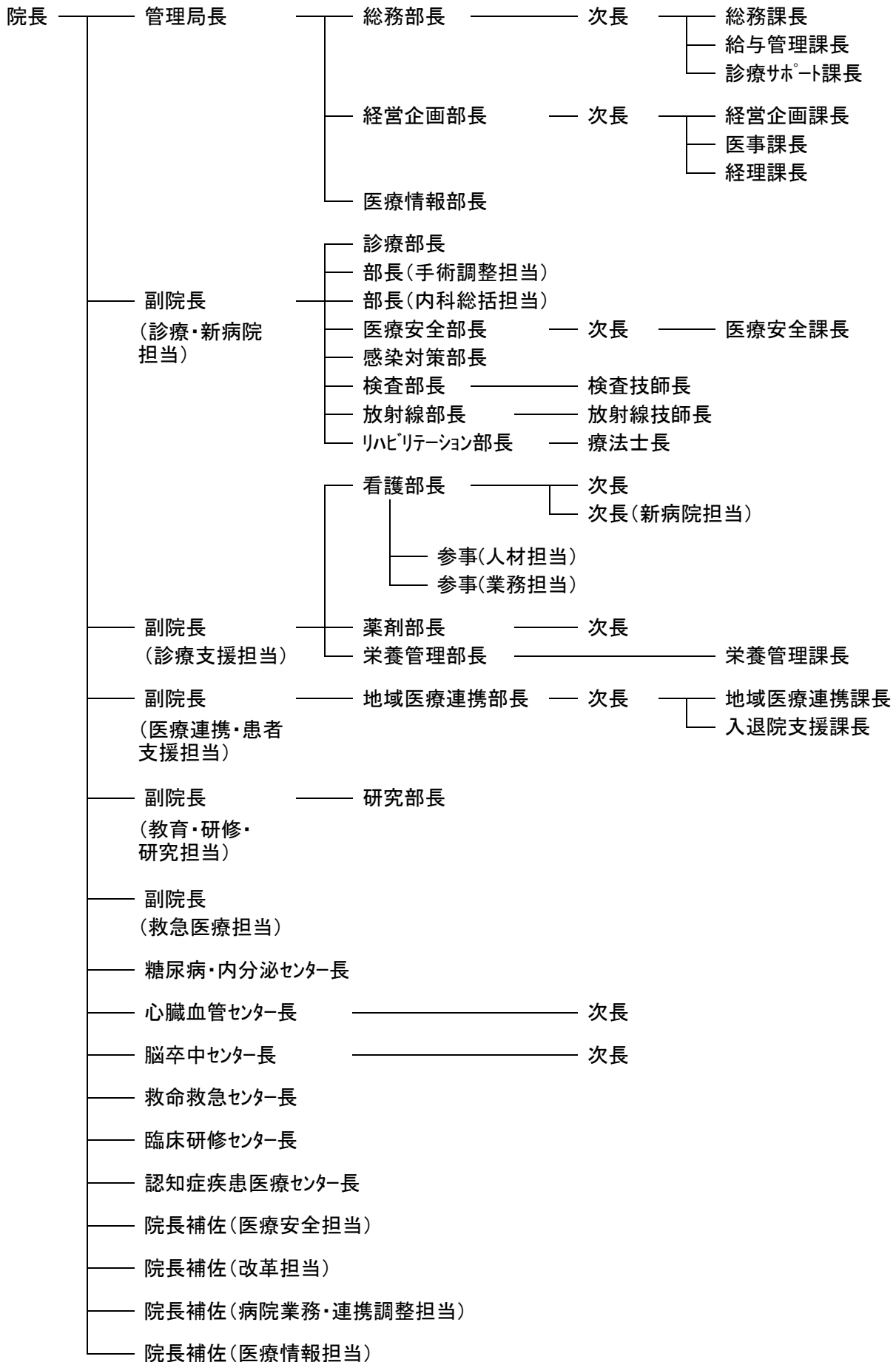
【県立病院組織図(尼崎総合医療センター、はりま姫路総合医療センター、粒子線医療センター(附属神戸陽子線センター)を除く)】



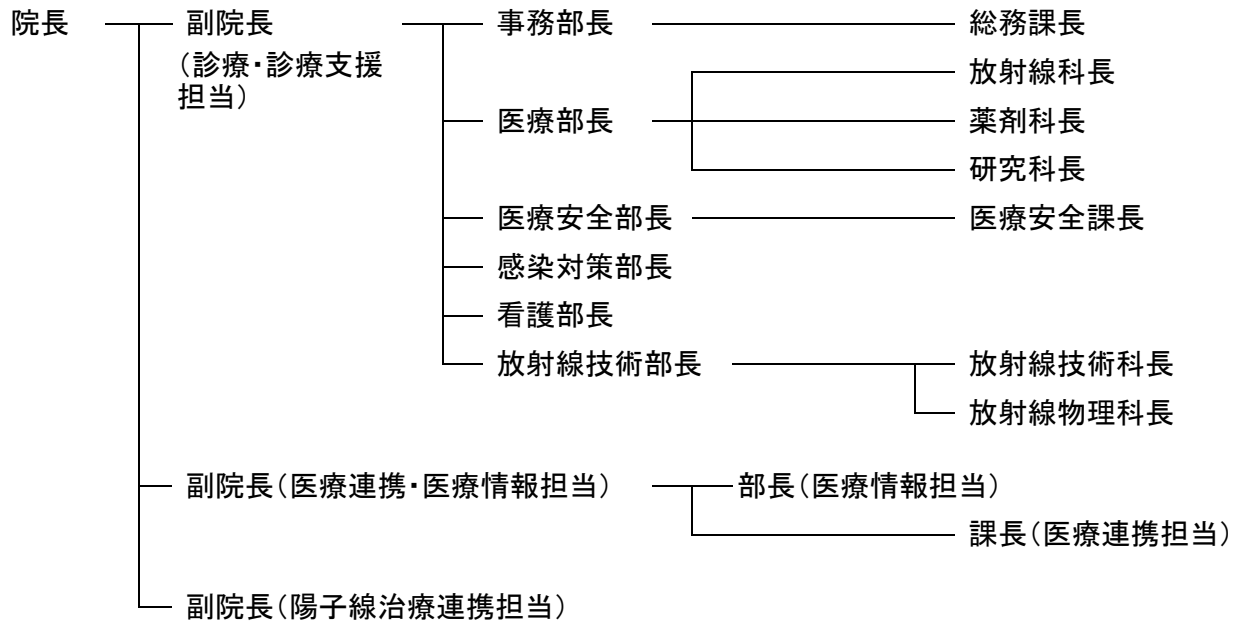
【尼崎総合医療センター組織図】



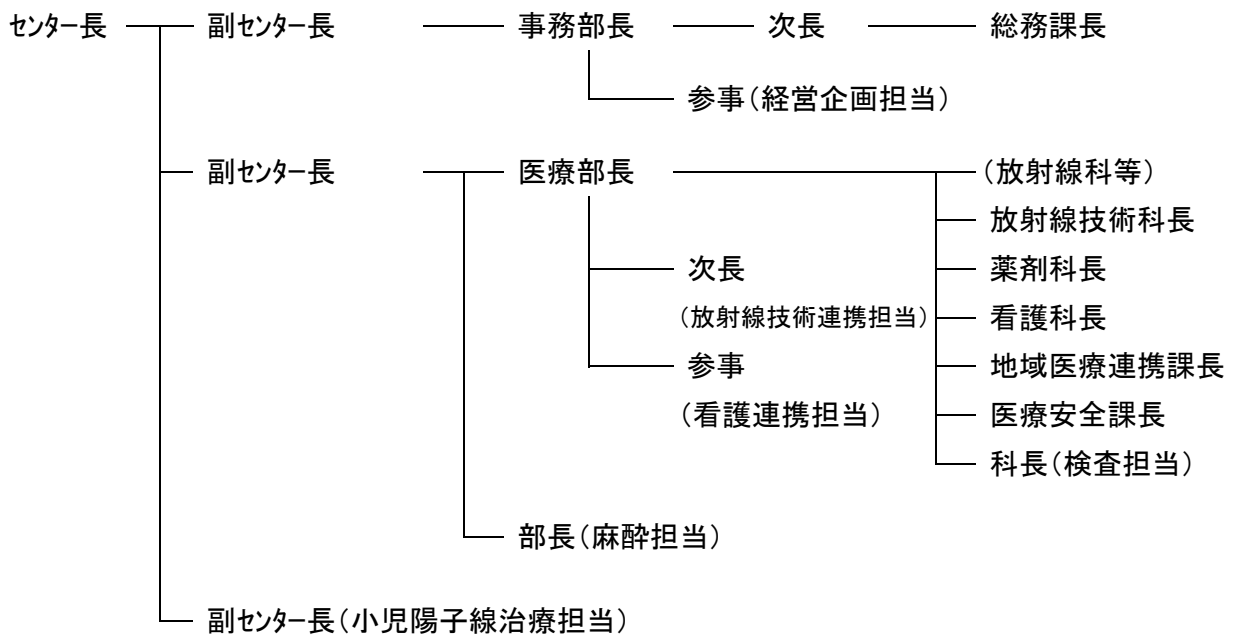
【はりま姫路総合医療センター組織図】



【県立粒子線医療センター組織図】



【県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター組織図】



【付属機関等】

名称	構成員数	担当事務	担当課
病院構造改革委員会	10人	病院構造改革推進方策の策定、病院構造改革に係る具体的な方策の推進等についての助言	病院局企画課
病院運営懇話会 (病院毎に設置)		病院運営、病院長が必要と認める事項についての意見交換	各県立病院

2 本庁及び地方機関の所在地

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
(本 庁) 企 画 課 管 理 課 経 営 課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	企画課 TEL(078)362-3222 FAX(078)351-2883 管理課 TEL(078)362-9136 FAX(078)362-3322 経営課 TEL(078)362-9137 FAX(078)362-9011
県立尼崎総合医療センター	〒660-8550 尼崎市東難波町2-17-77	TEL (06)6480-7000 FAX (06)6480-7001
県立西宮病院	〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9	TEL (0798)34-5151 FAX (0798)23-4594
県立加古川医療センター	〒675-8555 加古川市神野町神野203	TEL (079)497-7000 FAX (079)438-8800
県立はりま姫路総合医療センター	〒670-8560 姫路市神屋町3-264	TEL (079)289-5080 FAX (079)289-2080
県立丹波医療センター	〒669-3495 丹波市氷上町石生2002-7	TEL (0795)88-5200 FAX (0795)88-5210
県立淡路医療センター	〒656-0021 洲本市塩屋1-1-137	TEL (0799)22-1200 FAX (0799)24-5704
県立ひょうごこころの医療センター	〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3	TEL (078)581-1013 FAX (078)583-3797
県立こども病院	〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-6-7	TEL (078)945-7300 FAX (078)302-1023
県立がんセンター	〒673-8558 明石市北王子町13-70	TEL (078)929-1151 FAX (078)929-2380
県立粒子線医療センター	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-2-1	TEL (0791)58-0100 FAX (0791)58-2600
県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター	〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-6-8	TEL (078)335-8001 TEL (078)335-8006
県災害医療センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	TEL (078)241-3131 FAX (078)241-2772
県立リハビリテーション 中央病院	〒651-2181 神戸市西区曙町1070	TEL (078)927-2727 FAX (078)928-7590
県立リハビリテーション 西播磨病院	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-7-1	TEL (0791)58-1050 FAX (0791)58-1071

3 主要職員

病院事業管理者 杉村 和朗

病院事業副管理者 秋山 徹志

病 院 局 長 梅田 孝雄

所 属	職 氏 名			
企 画 課	課長 副課長 企画調整班長 主幹 (医療安全担当) 情報戦略班長 病院整備班長 主幹 (新病院担当) 病院建築技術班長	菅澤 真央 澤居 孝広 猪股 高爾 高松 淑美 橋本 信弘 稲岡 和樹 梶原 基宏 久光 弘記		
管 理 課	課長 人材育成専門官 看護専門官 副課長 組織給与班長 職員班長 主幹 (看護人材確保担当) 医師育成支援班長	吉川 昭裕 川井 龍也 武田 志乃 岡本 昌 大城 理 板倉 寛 浅山 智美 藤木 直子		
経 営 課	課長 副課長 業務班長 経営班長	鳥田 信次 瀧口 直彦 田路 修康 鈴木 健介		
県立尼崎総合医療センター	院 長 副院長 (診療担当) 副院長 (医療連携・医療情報担当) 副院長 (看護・連携調整担当) 周産期医療センター長 難病相談センター長 集中治療センター長 経営企画部長 教 育 部 長 部長 (輸血担当) 検 査 部 長 リハビリテーション部長 感 染 対 策 部 長 医療安全部長 部長 (医療情報担当) 看 護 部 長 看護部参事 (人材担当) 検 査 技 師 長 リハビリテーション部療法士長	平家 俊男 佐藤 幸人 山田 圭介 三浦 智恵 毎原 敏郎 影山 恭史 (嶋岡院長補佐兼務) 西尾 卓也 (竹岡部長兼務) 阪井 宏彰 白瀧 義晴 (佐藤副院長兼務) (遠藤副院長兼務) (遠藤副院長兼務) 宮本 忠司 (三浦副院長兼務) 西村 佳子 上霜 剛 中村 圭介	管 理 局 長 副院長 (診療支援担当) 副院長 (手術担当) 救命救急センター長 小児救命救急センター長 院 長 補 佐 総 務 部 長 診 療 部 長 部 長 (化学療法担当) 研 究 部 長 放 射 線 部 長 薬 剤 部 長 栄 養 管 理 部 長 地 域 医 療 連 携 部 長 部 長 (手術担当) 救命救急センター次長 看 護 部 参 事 (業務担当) 放 射 線 技 師 長 難病相談センター次長	齋藤 芳樹 遠藤 和夫 進藤 一男 吉永 孝之 (毎原センター長兼務) 嶋岡 英輝 岡政 宗紀 竹岡 浩也 諏訪 裕文 金柿 光憲 木村 弘之 上田 里恵 (遠藤副院長兼務) 山田 裕二 田中 具治 鈴木 崇生 村居 千絵 奥村 徹 岩崎 みちよ
県立西宮病院	院 長 副院長 (診療担当) 副院長 (医療連携・医療情報担当) 副院長 兼救命救急センター長 診 療 部 長 医療安全部長 部長 (化学療法担当) 検 査 ・ 放 射 線 部 長 看 護 部 長 栄 養 管 理 部 長 看 護 部 参 事 (人材担当) 放 射 線 技 師 長	野口 眞三郎 飯尾 禎元 福永 睦 中川 雄公 増原 完治 上田 周二 檜原 啓之 岸川 英史 福島 芳江 沖田 考平 宮原 明美 水口 健二郎	管 理 局 長 副院長 (診療支援担当) 副院長 (新病院整備担当) 総 務 部 長 部長 (手術調整担当) 感 染 対 策 部 長 部 長 (病理検査担当) リハビリテーション部長 薬 剤 部 長 地 域 医 療 連 携 部 長 検 査 技 師 長 部 長 (医療情報担当)	青田 浩二 安永 祐一 信永 敏克 安木 雅喜 (信永副院長兼務) (飯尾副院長兼務) 岡 一雅 新倉 隆宏 西窪奈津子 間木野 泰祥 入野 博文 岸 健太郎

所 属	職 氏 名			
県立加古川医療センター	院 長 副院長(診療担当) 副院長(医療連携・医療情報・医療安全担当) 生活習慣病センター長 救命救急センター長 診療部長 部長(内視鏡・超音波担当) 部長(緩和医療担当) 部長(化学療法担当) リハビリテーション部長 薬剤部長 地域医療連携部長 看護部参事(人材担当) 放射線技師長	田中 宏和 廣畑 成也 酒井 英郎 飯田 啓二 佐野 秀 岩田 幸代 岩本 喜雄 (酒井副院長兼務) 石川 泰 柳田 博美 合田 泰志 奥田 志保 林 聡美 梅宮 清	管 理 局 長 副院長(診療支援担当) 副院長 リウマチ膠原病センター長 総務部長 部長(手術調整担当) 医療安全部長 感染対策部長 検査・放射線部長 看護部長 栄養管理部長 部長(医療情報担当) 検査技師長	橋本 盛方 高山 博行 尹 聖哲 中川 夏子 八木 充宏 青木 謙二 大場 健史 櫻井 敦 高瀬 至郎 浅田 弘子 (高山副院長兼務) 吉原 良祐 山内 由里子
県立はりま姫路総合医療センター	院 長 副院長(診療担当) 副院長(医療連携・患者支援担当) 副院長(救急医療担当) 救命救急センター長 認知症疾患医療センター長 糖尿病・内分泌センター長 院長補佐(改革担当) 院長補佐(医療情報担当) 経営企画部長 部長(手術調整担当) 医療安全部長 検査・放射線部長 リハビリテーション部長 薬剤部長 地域医療連携部長 看護部参事(人材担当) 心臓血管センター次長 検査技師長 放射線技師長 リハビリテーション部療法士長	木下 芳一 川合 宏哉 村津 裕嗣 当麻 美樹 高岡 諒 嶋田 兼一 (大原副院長兼務) 谷口 泰代 宮田 幸二 坂本 康司 村上 博久 金 秀植 川崎 竜太 本多 祐 本間 久美子 清水 洋孝 西田 真由美 高谷 具史 幸福 淳子 加藤 康彰 井貫 博詞	管 理 局 長 副院長(診療支援担当) 副院長(教育・研修・研究担当) 心臓血管センター長 脳卒中センター長 臨床研修センター長 院長補佐(医療安全担当) 院長補佐(病室・診療調整担当) 総務部長 診療部長 部長(内科統括担当) 感染対策部長 研究部長 看護部長 栄養管理部長 医療情報部長 看護部参事(業務担当) 脳卒中センター次長 検査技師長補佐 放射線技師長補佐 リハビリテーション部療法士長補佐	加藤 英樹 巽 祥太郎 大原 毅 (川合副院長兼務) 上原 敏志 大内 佐智子 酒井 哲也 永良 直子 門田 高広 (谷口院長補佐兼務) (川合副院長兼務) 大月 直樹 相原 英夫 菰野 朱美 阪本 俊彦 (宮田院長補佐兼務) 中尾 美喜子 溝部 敬 山本 真吾 米崎 英行 畑中 信吉
県立丹波医療センター	院 長 副院長(診療担当) 副院長(医療連携・医療情報担当) 総務部長 部長(手術調整・救急担当) 感染対策部長 検査部長 リハビリテーション部長 薬剤部長 地域医療連携部長 看護部参事(人材担当) 放射線技師長	西崎 朗 藤田 恒憲 大野 伯和 岡田 啓一 岡村 有祐 (河崎副院長兼務) 望月 慎介 上本 晴信 横田 聖子 芝 昌彦 高田 ゆかり 中島 宏樹	管 理 局 長 副院長(診療支援担当) 総合診療センター長 診療部長 医療安全部長 部長(化学療法担当) 放射線部長 看護部長 栄養管理部長 部長(医療情報担当) 検査技師長	細見 和正 河崎 悟 (大野副院長兼務) (藤田副院長兼務) 松本 賢亮 藤井 康和 楠 直明 金谷 美恵子 星島 正彦 丸尾 原義 魚橋 志奈子
県立淡路医療センター	院 長 副院長(診療担当) 副院長(医療連携・医療情報担当) 救命救急センター長 診療部長 医療安全部長 部長(化学療法担当) リハビリテーション部長 薬剤部長 地域医療連携部長 看護部参事(人材担当) 放射線技師長	鈴木 康之 杉本 貴樹 久島 健之 櫻井 敦志 宮本 勝文 小谷 義一 西 勝久 (櫻井センター長兼務) 柴田 直子 大石 達郎 居神 真実 川俣 宏昭	管 理 局 長 副院長(診療支援担当) 参 事 総務部長 部長(手術調整担当) 感染対策部長 検査・放射線部長 看護部長 栄養管理部長 部長(医療情報担当) 検査技師長	高崎 徳子 澤村 悟 奥田 正則 栗飯原 弘尚 阪上 義雄 野村 哲彦 渡海 裕文 藤原 功巳 (澤村副院長兼務) 松岡 英仁 藤中 早代

所 属	職 氏 名			
県立ひょうごこころの医療センター	院長 副院長(診療・医療連携担当) 副院長(診療支援担当) 地域ケア部長 感染対策部長 看護部長 検査・放射線室長 部長(児童思春期担当) 部長(医療情報担当) 検査技師長 地域医療連携部次長	田中 究 見野 耕一 青山 慎介 曾我 洋二 二宮 典久 奥 由香 (曾我部長兼務) 渡邊 敦司 小田 陽彦 山岸 真代 西岡 節子	管理局長 副院長(医療情報担当) 総務部長 医療安全部長 診療部長 精神科救急医療センター長 薬剤部長 栄養管理部長 地域医療連携部長 放射線技師長 地域ケア部次長	武田 雅和 (見野副院長兼務) 岡本 和久 置塩 紀章 (見野副院長兼務) (青山副院長兼務) 柴田 博子 (置塩部長兼務) (渡邊部長兼務) 沼田 憲作 石橋 直木
県立こども病院	院長 副院長(診療担当) 副院長(医療連携・医療情報担当) 周産期医療センター長 小児救命救急センター長 診療部長 医療安全部長 研究部長 部長(集中治療担当) 放射線部長 リハビリテーション部長 栄養管理部長 部長(医療情報担当) 小児がん医療センター長(傷病科連携担当) 周産期医療センター次長 検査技師長	飯島 一誠 大嶋 義博 薩摩 眞一 船越 徹 田中亮二郎 (田中センター長兼務) 田中 敏克 杉多 良文 (香川部長兼務) 赤坂 好宣 小林 大介 (小阪副院長兼務) 大津 雅秀 河村 淳史 芳本 誠司 千田 園子	管理局長 副院長(診療支援担当) 小児がん医療センター長 ゲノム医療センター長 総務部長 部長(手術調整担当) 感染対策部長 部長(麻酔担当) 検査部長 薬剤部長 家族支援・地域医療連携部長 看護部長 小児がん医療センター次長 ゲノム医療センター次長 放射線技師長	野田 誠一 小阪 嘉之 (小阪副院長兼務) (小阪副院長兼務) 喜多 晃 野村 耕治 笠井 正志 香川 哲郎 (杉多部長兼務) 合田 泰志 畠山 理 大西 美樹 長谷川 大一郎 森貞 直哉 山崎 弘幸
県立がんセンター	院長 副院長(診療・新病院整備担当) 副院長(医療連携・医療情報担当) ゲノム医療・臨床試験センター長 参事 診療部長 医療安全部長 部長(内視鏡・超音波担当) 検査部長 研究部長 薬剤部長 地域医療連携部長 部長(医療情報担当) 看護部長 看護部参事(人材担当) 放射線技師長	富永 正寛 藤野 泰宏 西尾 涉 (里内副院長兼務) 岩江 信法 藤田 郁夫 水野 石一 津田 政広 村山 徹 植野 さやか 福井 由美子 山本 佳宜 (山本部長兼務) 松本 奈美 日野 千奈美 下村 広	管理局長 副院長(診療支援担当) 副院長 緩和ケアセンター長 総務部長 部長(手術調整担当) 感染対策部長 部長(化学療法担当) 放射線部長 リハビリテーション部長 栄養管理部長 部長(がん登録・診療連携担当) ゲノム医療・臨床試験センター次長 (ゲノム医療担当) 検査技師長	柏木 英士 山口 聡 里内 美弥子 (山口副院長兼務) 正垣 雅士 加藤 洋海 高井 利浩 (津田部長兼務) 辻野 佳世子 (藤田部長兼務) (山口副院長兼務) 鈴木 知志 植野 さやか 矢野 曜子
県立粒子線医療センター	院長 副院長(陽子線治療連携担当) 医療部長 感染対策部長 放射線技術部長 放射線科長 放射線技術科長	沖本 智昭 (副島神戸陽子セ長兼務) (徳丸副院長兼務) (徳丸副院長兼務) 矢能 稔啓 寺嶋 千貴 清水 勝一	副院長 事務部長 医療安全部長 看護部長 部長(医療情報担当) 薬剤科長 放射線物理科長	徳丸 直郎 天羽 由浩 (徳丸副院長兼務) 長澤 君子 (徳丸副院長兼務) 團 優子 (矢能部長兼務)
附属神戸陽子線センター	センター長 副センター長 事務部長 医療部長 次長(放射線技術連携担当) 放射線技術科長 科長(検査担当)	副島 俊典 福光 延吉 (喜多こども総務部長兼務) 出水 祐介 (矢能粒子線放射線技術 部長兼務) 土井 久典 (千田こども検査技師長兼務)	副センター長 副センター長(小児陽子線治療担当) 事務部参事(経営企画担当) 部長(麻酔担当) 参事(看護連携担当) 薬剤科長	(野田こども管理局长兼務) (小阪こども副院長兼務) (天羽粒子線事務部長兼務) 鈴木 毅 (長澤粒子線看護部長兼務) (石田こども薬剤部長兼務)
県災害医療センター (病院局から派遣)	センター長 副センター長 看護部専門官	石原 諭 松山 重成 嘉土 淑子	事務部長 副センター長	高階 正三 矢形 幸久
県立リハビリテーション中央病院 (病院局から派遣)	院長	大串 幹 (福祉部参事兼務)		
県立リハビリテーション西播磨病院 (病院局から派遣)	院長	水田 英二 (福祉部参事兼務)		

4 病院局 職員現員

		本 庁				県 立 病 院							
		企画課	管理課	経営課	本庁計	尼 崎	西 宮	加古川	はりま 姫路	丹波	淡 路	こころ	
事務	一 般 事 務	15	18	13	46	41	19	17	20	22	19	14	
	医 療 事 務				0				51				
	事務小計	15	18	13	46	41	19	17	71	22	19	14	
技 術	技術(建築)	1			1								
	医師					216	100	82	167	55	94	17	
	薬剤師			1	1	46	19	17	50	20	22	4	
	放射線技師			1	1	45	20	23	54	20	24	3	
	物理技師				0								
	検査技師		1		1	59	36	23	56	23	29	2	
	心理判定員				0	2			2		2	6	
	管理栄養士				0	7	4	5	9	5	4	2	
	運動 指導	理学療法士	1			1	20	8	8	25	18	11	1
		作業療法士				0	9	6	4	9	7	5	8
		小 計	1	0	0	1	29	14	12	34	25	16	9
		P S W				0	2			2		2	13
		M S W				0	12	3	4	9	4	3	
		言語聴覚士				0	7	4	1	5	3	2	
		保育室保育士				0		3	2				
		視能訓練士				0	6	2	2	6	1	2	
		病棟保育士				0							
		保健師				0	2				2		
		看護師	1	2		3	1,153	469	439	1,004	341	508	191
		歯科衛生士				0	2			1	3	1	
	電気				0		1			1			
	臨床工学技士				0	19	6	9	29	5	10		
	医療情報	2			2	4	1	1	2	1	2	1	
	遺伝カウンセラー				0								
	技術小計	5	3	2	10	1,611	682	620	1,430	509	721	248	
技 労	自動車運転員	1			1							1	
	機関員				0	3	3				2		
	工技員				0	1	1						
	調理員				0	22	11	11		4	2	15	
	給食員				0	1							
	洗濯員				0							4	
	看護技術員				0					8			
	技労小計	1	0	0	1	27	15	11	0	12	4	20	
総 計		21	21	15	57	1,679	716	648	1,501	543	744	282	

4 病院局 職員現員

(令和5年4月1日現在)

		県立病院					派遣職員	
		こども	が ん	粒子線	神戸陽子	県立病院計		
事務	一般事務	14	18	4	2	190	1	
	医療事務					51		
	事務小計	14	18	4	2	241	1	
技術	技術(建築)					0		
	医師	108	110	6	4	959	10	
	薬剤師	21	21	2		222		
	放射線技師	13	26	14	8	250		
	物理技師		1	3	2	6	1	
	検査技師	21	31			280		
	心理判定員	2				14		
	管理栄養士	5	5	1		47		
	運動指導	理学療法士	4	4			99	
		作業療法士	1	1			50	
		小計	5	5	0	0	149	
		P S W	1				20	
		M S W	3	4			42	
		言語聴覚士	4	1			27	
		保育室保育士		3			8	
		視能訓練士	3				22	
		病棟保育士	4				4	
		保健師					4	
		看護師	598	382	25	4	5,114	1
		歯科衛生士					7	
		電気					2	
	臨床工学技士	11	4			93		
	医療情報	1	1	1		15		
	遺伝カウンセラー	1	2					
	技術小計	801	596	52	18	7,285	12	
技 労	自動車運転員					1		
	機関員					8		
	工技員					2		
	調理員	7	13			85		
	給食員					1		
	洗濯員					4		
	看護技術員					8		
		技労小計	7	13	0	0	109	
総計		822	627	56	20	7,638	13	

5 病院局分掌事務

(1) 本庁

課	所掌事務
企 画 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 病院構造改革の総合調整、進行管理等に関すること。 3 医療に係る施策に関する知事部局との調整に関すること。 4 重要施策の総合調整に関すること。 5 県立病院等の機能の充実に係る総合的な企画立案、推進及び管理に関すること。 6 県立病院ごとの基本的方向の実現に関すること（病床配分、診療科目の見直し等）。 7 病院事業に係る情報技術の普及促進及び活用に関すること。 8 情報通信技術の活用による事務の合理化に関すること。 9 県の情報システムに関する知事部局との調整に関すること。 10 県立病院の医療情報システムの整備に関する企画及び総合調整に関すること。 11 病院運営会議等の企画及び運営に関すること。 12 文書並びに管理者印、病院局長印及び病院局印の管守に関すること。 13 管理規程、その他の規程及び重要な文書の審査に関すること。 14 事業に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。 15 医療に係る争訟事務の指導に関すること。 16 情報公開、個人情報の開示等の連絡調整に関すること。 17 事業に係る事務の能率化に関すること。 18 県立病院等の建替整備の総合的推進に関すること。 19 工事の検査に関すること（県立病院等の建て替え整備に係るものに限る。）。 20 業務の見直し及び委託の推進に関すること（県立病院等の建替整備に係るものに限る。）。 21 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しないこと。
管 理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の確保及び育成に関すること。 2 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。 3 職員の研修及び福利厚生に関すること。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 5 労働組合に関すること。 6 組織及び職員定数に関すること。 7 県養成医師の県内定着の促進に関すること。 8 新専門医制度に関すること。 9 業務の見直し及び委託の推進に関すること（職員の配置に関するものに限る。）。 10 兵庫県災害医療センターに関すること（経営課の所掌に属するものを除く。）。 11 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院に関すること（経営課の所掌に属するものを除く。）。 12 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートに関すること（経営課の所掌に属するものを除く。）。
経 営 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立病院等に係る経営健全化の推進に関すること。 2 病院事業の予算、決算及び会計に関すること。 3 出納取扱金融機関等に関すること。 4 資金の管理運用に関すること。 5 地域医療連携の強化に関すること。 6 工事の検査に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 7 庁舎及び公舎等に関すること。 8 業務の見直し及び委託の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 9 物品等の調達管理に関すること。 10 兵庫県災害医療センターに関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。 11 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。 12 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートに関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 地方機関

部 名 等	所 掌 事 務
総務部又は事務部 【尼崎総合医療センター、 はりま姫路総合医療センター以外】	1 職員の身分取扱い及び給料、令達予算の執行、料金、行政財産の管理、その他の事務に関する事。 2 診療の受付、入院、退院、その他の医療事務に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しないこと。
総務部 【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】	1 職員の身分取扱い及び給与その他の事務に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しないこと。
経営企画部 【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】	1 病院経営の企画に関する事。 2 令達予算の執行、料金、行政財産の管理に関する事。 3 診療の受付、入院、退院その他の医療事務に関する事。 4 医療情報の処理に関する事。 5 争訟事務に関する事。
診療部	1 診療に関する事。 2 保健指導及び衛生教育に関する事。 3 栄養の指導に関する事。 4 院内の感染防止の指導に関する事。 5 医師及び歯科医師の教育指導に関する事。 6 病理解剖に関する事。
部長（手術調整・救急担当） 【丹波医療センター】	1 手術に関する関係診療科及び関係部門との調整に関する事。 2 救急医療に関する関係診療科及び関係部門との調整に関する事。
部長（手術調整担当）又は部長（手術担当）	1 手術に関する関係診療科及び関係部門との調整に関する事。
部長（麻酔担当） 【こども病院】 【神戸陽子線センター】	1 小児の麻酔科医療に関する企画立案に関する事。 2 麻酔に関する関係診療科及び関係部門との調整に関する事。
部長（集中治療担当） 【こども病院】	1 集中治療室の運営に関する企画立案に関する事。 2 集中治療に関する関係診療科及び関係部門との調整に関する事。
部長（内科総括担当） 【はりま姫路総合医療センター】	1 内科の総括及び関係診療科・関係部門との調整に関する事。
部長（内視鏡・超音波担当） 【加古川医療センター】 【がんセンター】	1 内視鏡検査及び治療、超音波検査の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関する事。 2 内視鏡・超音波センターにおける業務管理に関する事。
部長（内視鏡担当） 【尼崎総合医療センター】	1 内視鏡検査及び治療の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関する事。
部長（輸血担当） 【尼崎総合医療センター】	1 輸血及び血液療法の実施に関する関係診療科及び関係部門の調整に関する事。
部長（化学療法担当） 【尼崎総合医療センター】 【西宮病院】 【加古川医療センター】 【丹波医療センター】 【淡路医療センター】 【がんセンター】	1 化学療法の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関する事。 2 抗がん剤の適正使用に係る管理に関する事。
部長（緩和医療担当） 【加古川医療センター】	1 緩和医療の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関する事。 2 緩和医療実施に係る地域の医療機関等との調整に関する事。
部長（病理検査担当） 【西宮病院】	1 病理診断の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関する事。

部 名 等	所 掌 事 務
医療安全部	1 医療安全管理に関する企画立案に関すること。 2 職員の安全管理に関する意識向上及び指導に関すること。
感染対策部	1 感染対策に関する企画立案及び評価に関すること。 2 感染対策管理に関する意識の向上及び指導に関すること。
検査部又は検査室	1 医学的検査及び臨床検査に関すること。 2 検査に関する記録の整理及び保管に関すること。
放射線部又は放射線室	1 放射線照射に関すること。 2 放射線施設及び診療放射線機器の管理に関すること。 3 放射線に関する記録の整理及び保管に関すること。
放射線技術部 【粒子線医療センター】	1 放射線照射に関すること。 2 粒子線医療装置の運転管理及び放射線の安全管理に関すること。 3 粒子線医療の物理工学研究に関すること。
リハビリテーション部	1 患者へのリハビリテーションの提供に関すること。 2 リハビリテーションに関する記録の整理及び保管に関すること。
Q I 推進室 【尼崎総合医療センター】	1 病院機能の分析、改善に関すること。 2 医療サービスの質の向上及び指導に関すること。
地域ケア部 【ひょうごこころの医療センター】	1 作業療法及び精神科デイケア等、地域ケアに関すること。
研究部 【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】 【こども病院】 【がんセンター】	1 医療技術の臨床応用等の研究に関すること。
教育部 【尼崎総合医療センター】	1 医師の臨床研修に関すること。 2 職員の研修及び教育の推進に関すること。
看護部	1 看護及び診療補助に関すること。 2 看護学生の実習指導に関すること。
薬剤部	1 調剤に関すること。 2 薬品及び衛生用品に関すること。
難病相談センター 【尼崎総合医療センター】	1 難病に関する医療及び療養生活についての相談及び指導に関すること。 2 難病に関する情報の収集、管理及び提供に関すること。
栄養管理部	1 栄養管理に関すること。 2 栄養指導及び教育に関すること。
地域医療連携部	1 地域医療連携の推進に関すること。
家族支援・地域医療連携部 【こども病院】	1 小児精神保健、母子保健の相談及び指導に関すること。 2 地域医療連携の推進に関すること。
部長（医療情報担当）	1 県立病院のIT化の推進に関すること。 2 医療情報等の収集、管理及び発信に関すること。 3 情報漏洩の防止、情報システムの運用等、適切な情報管理のための職員への指導・教育に関すること。
部長（がん登録・診療連携担当） 【がんセンター】	1 がん診療連携協力体制の充実等に向けた、兵庫県がん診療連携協議会の実施・運営に関すること。 2 がんセンター内でのがん登録のデータ登録・分析・評価等に関すること。 3 県内のがん登録のデータの分析・評価等に関すること。

部 名 等	所 掌 事 務
医療部 【粒子線医療センター】 【神戸陽子線センター】	1 診療に関すること。 2 調剤及び製剤に関すること。 3 粒子線医療の臨床研究に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、医療に関すること。
生活習慣病センター 【加古川医療センター】	1 生活習慣病センターの運営に関すること。
小児がん医療センター 【こども病院】	1 小児がん医療センターの運営に関すること。
周産期医療センター 【尼崎総合医療センター】 【こども病院】	1 周産期医療センターの運営に関すること。
緩和ケアセンター 【がんセンター】	1 緩和ケアセンターの運営に関すること。
病理診断センター 【がんセンター】	1 病理診断センターの運営に関すること。
精神科救急医療センター 【ひょうごこころの医療センター】	1 精神科救急医療センターの運営に関すること。
糖尿病・内分泌センター 【はりま姫路総合医療センター】	1 糖尿病・内分泌センターの運営に関すること。
心臓血管センター 【はりま姫路総合医療センター】	1 心臓血管センターの運営に関すること。
脳卒中センター 【はりま姫路総合医療センター】	1 脳卒中センターの運営に関すること。
リウマチ膠原病センター 【加古川医療センター】	1 リウマチ膠原病センターの運営に関すること。
救命救急センター 【尼崎総合医療センター】 【西宮病院】 【加古川医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】 【淡路医療センター】	1 救命救急センターの運営に関すること。
小児救命救急センター 【尼崎総合医療センター】 【こども病院】	1 小児救命救急センターの運営に関すること。
集中治療センター 【尼崎総合医療センター】	1 集中治療センターの運営に関すること。
ゲノム医療センター 【こども病院】	1 ゲノム医療センターの運営に関すること。
ゲノム医療・臨床試験センター 【がんセンター】	1 ゲノム医療・臨床試験センターの運営に関すること。
総合診療センター 【丹波医療センター】	1 総合診療センターの運営に関すること。
臨床研修センター 【はりま姫路総合医療センター】	1 臨床研修センターの運営に関すること。
認知症疾患医療センター 【はりま姫路総合医療センター】	1 認知症疾患医療センターの運営に関すること。

6 沿 革

年 月	変 遷 等 の 概 要
S 11. 1 6 10	西宮懐仁病院開設 加古川懐仁病院開設 西宮懐仁病院尼崎分院開設
S 12. 6	精神病院光風寮を開設
S 13. 4	西宮懐仁病院尼崎分院を尼崎懐仁病院に改称
S 22. 5	尼崎懐仁病院を尼崎病院に改称 西宮懐仁病院を西宮病院に改称 加古川懐仁病院を加古川病院に改称
S 28. 4 10	県立療養所柏原荘開設 尼崎病院塚口分院開設
S 31. 4	淡路病院開設
S 35. 9 10	精神病院光風寮 400 床を 425 床に増床 精神病院光風寮を県立病院光風寮に改称 県立療養所柏原荘を県立病院柏原荘に改称
S 36. 4 6 7 9	西宮病院 病棟改築（鉄筋コンクリート 5 階建 延 4,086.35 m ² ） 光風寮 第 7 病棟新築（80 床）（鉄筋コンクリート 2 階建 延 1,534.60 m ² ） 加古川病院を総合病院として承認 西宮病院 人間ドック開設（5 床） 光風寮 425 床を 505 床に変更 尼崎病院 病床数変更（一般 388、結核 36、人間ドック 4 計 428 床）
S 37. 3 9	塚口分院 病床数変更（一般 90、結核 160、伝染病 60 計 310 床） 財団法人兵庫県がんセンター附属病院開設
S 38. 1 3 10	加古川病院 北病棟新設（鉄筋コンクリート 4 階建 延 2,551.21 m ² ） 加古川病院 病床数変更（一般 213、結核 28 計 241 床） 尼崎病院 第 3 病棟新設（鉄筋コンクリート 7 階建 延 6,175.04 m ² ）
S 39. 2 9 10	塚口分院 病床数変更（一般 120、結核 130、伝染病 60 計 310 床） 各県立病院に地方公営企業法の企業会計財務適用を実施 柏原荘 病床数増（一般 9、結核 20 計 29 床）
S 40. 9 10	光風寮 病床数変更 505 床を 541 床に 尼崎病院 診療棟改築（鉄筋コンクリート 4 階建 延 4,500.92 m ² ） 病床数変更（一般 447、結核 36、人間ドック 4 計 487 床）

年 月	変遷等の概要
S 41. 5 6	光風寮 第8病棟新築（鉄筋コンクリート2階建 延1,282.88㎡） 光風寮 病床数変更（541床を633床に）
S 42. 12	尼崎病院 病床数変更（一般458、結核36、人間ドック4 計498床）
S 43. 3 8 11	西宮病院・加古川病院・淡路病院・柏原荘を救急指定病院として告示 淡路病院 整形新病棟設置（鉄筋コンクリート4階建 延2,938.21㎡） 加古川病院 東病棟設置（鉄筋コンクリート5階建 延4,037.10㎡） 病床数変更（一般330、結核30 計360床） 塚口分院 増築第1期工事完了（鉄筋コンクリート地下1階地上3階建 延4,169.10㎡） 病床数変更（一般230、結核70、伝染病60 計360床）
S 44. 8	塚口分院 総合病院化 柏原荘 病床数変更（一般174、結核179 計353床）
S 45. 3 4	西宮病院 救急センター設置（鉄筋コンクリート5階建 延2,513.69㎡） 加古川高等看護学院開設 こども病院開設（一般260、精神40 計300床）、相談調査事業併設
S 46. 4 9 11	財団法人兵庫県がんセンターを県立移管し、県立病院がんセンターとして発足（一般120床） 柏原高等看護学院開設 塚口分院 病床数変更（一般230、結核8、伝染病60 計298床） こども病院 母と子の指導教室完成
S 47. 4	尼崎病院 人工腎臓室を設置
S 48. 4 7 9 10	西宮病院 腎移植センター増設 県立病院光風寮を光風病院に改称 県立病院柏原荘を柏原病院に改称 塚口分院 増築第2期工事（病棟）完成（鉄筋コンクリート地下2階地上9階建 延8,988.95㎡） 塚口分院 病床数変更（一般400、伝染病60 計460床） 淡路病院 第1病棟増設（鉄筋コンクリート5階建 延5,174.00㎡） 淡路病院 病床数変更（一般274、結核50、精神50、伝染病45 計419床）
S 49. 4 9 10	西宮病院 第2病棟増築（鉄筋コンクリート地下2階地上5階建 延6,462.39㎡） 病床数変更（一般400床） 加古川病院 病床数変更（一般370、結核30 計400床） 加古川病院 中央病棟（鉄筋コンクリート地下2階地上6階建 延6,330.84㎡） 塚口分院を塚口病院に改称
S 50. 4	淡路高等看護学院開設

年 月	変遷等の概要
S 51. 3	塚口病院 第3期工事(診療管理棟)(鉄筋コンクリート地下1階地上3階建 延5,189.65㎡)
7	尼崎病院 東洋医学研究室を設置
8	加古川病院 結核病棟を廃止し、一般病床を400床へ変更
S 52. 4	加古川、柏原、淡路高等看護学院の3学院を看護専門学校に改称 尼崎病院 東洋医学研究室を廃止し、県立東洋医学研究所及び県立東洋医学研究所 附属診療所を設置
S 53. 8	淡路病院 第1期工事(診療管理棟)(鉄筋コンクリート2階(一部5階)建 延3,103.20㎡)
S 54. 3	尼崎病院 病床数変更(一般498床) 柏原病院 第1期工事(診療病棟)(鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 延8,662.90㎡)
S 55. 11	淡路病院 病床数変更(一般289、結核50、精神50、伝染病30計419床)
S 56. 6	姫路循環器病センター開設(病床数300床うち第3次救急センター30床)
7	光風病院 新第一病棟完成(鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 延5,149.88㎡) 柏原病院 第2期工事(診療病棟等)(鉄筋コンクリート地上5階建 延6,325.11㎡)
S 57. 7	柏原病院 病床数変更(一般273、結核80計353床)
10	柏原病院 第3期工事(結核病棟 鉄筋コンクリート平屋建987.30㎡ 外来食堂棟 鉄筋コンクリート平屋建124.38㎡)
S 58. 7	柏原病院 第3期工事(外来診療棟)(鉄筋コンクリート2階建 延3,785.50㎡) 塚口病院 放射線治療室(地下1階建 延170.94㎡) 光風病院 診療管理棟(鉄筋コンクリート6階建 延2,989.85㎡)
10	東洋医学研究所附属柏原鍼灸院設置
S 59. 5	がんセンターを廃止し、成人病センターを開設(病床数180床 鉄筋コンクリート 地下1階地上6階建 延18,713㎡)
6	県立検診センター設置(鉄筋コンクリート2階建 延870㎡)
7	柏原病院 総合病院名称を承認
9	柏原病院 病床数変更(一般303、結核50計353床)
S 60. 3	こども病院 日帰り手術棟完成
S 61. 3	姫路循環器病センター 外来診療棟増設(鉄筋コンクリート平屋建 延289.50㎡)
4	塚口病院 病床数変更(一般400床)
10	尼崎病院 新病棟に移転(一般500床 鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上8階建 延30,117㎡)
12	姫路循環器病センター 開放型病院として指定

年	月	変遷等の概要
S 62.	3	成人病センター 第2期工事完成（鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上6階建 延4,487 m ² ）
	4	成人病センター 病床数変更（一般400床）
	12	尼崎病院 開放型病院として指定
S 63.	3	尼崎病院 臨床修練指定病院として指定
	4	淡路病院 臨床研修病院として指定 淡路病院 伝染病床30床を10床に変更
	5	成人病センター MR棟完成（鉄筋コンクリート平屋建 延252.6 m ² ）
H 1.	2	こども病院 臨床修練指定病院として指定（小児疾患）
	3	淡路病院 新病棟（第3病棟）新築、救急棟増築
	4	県立成人病臨床研究所設置
H 2.	3	柏原病院 ICU増築
	10	尼崎病院 難病相談センター設置
H 3.	3	尼崎病院 MR棟完成（鉄筋コンクリート平屋建 延191.08 m ² ） 加古川病院 リハビリ室増築
	4	淡路病院 病床数変更（一般371、精神45、結核26、伝染10 計452床） 成人病センター 臨床研修病院として指定
	7	淡路病院 口腔外科棟新築
	11	淡路病院 老人性痴呆疾患センター設置
H 4.	3	姫路循環器病センター 画像検査棟及び術後ICU棟増築
	5	西宮病院 第1期工事完成（高層部分鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上11階建 延15,762.83 m ² ）
H 5.	3	淡路病院 リニアック棟完成（延278.26 m ² ）
	4	高齢者脳機能研究センター設置（病床数50床 鉄筋コンクリート地下1階地上7階建 延6,908.34 m ² ）
H 6.	4	柏原病院 臨床研修病院として指定
	10	こども病院 周産期医療センター設置（鉄筋コンクリート5階建 延9,425 m ² ） 病床数変更（一般290床）
	12	西宮病院 第2期工事完成（鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 延3,216.82 m ² ）
H 7.	3	淡路病院 リハビリ棟完成（延113.75 m ² ） 成人病センター 手術室増築（延592.60 m ² ）
	8	光風病院 新病棟（西棟、南棟、北棟、エレベーター棟）完成 （鉄筋コンクリート地下1階地上4階建 延11,351.12 m ² ）

年	月	変遷等の概要
H 8.	1 3 7 10	光風病院 病床数変更（精神 495 床） 柏原病院 MR I 棟完成（延 258.75 m ² ） 尼崎病院・淡路病院 エイズ拠点病院として選定 加古川病院・淡路病院・柏原病院・姫路循環器病センター 災害拠点病院として指定
H 9.	9 11	西宮病院 2号棟改修工事完成（鉄筋コンクリート地下3階地上5階建延6,449.59 m ² ） 西宮病院 臓器提供施設としての実施体制が整う
H 10.	3 6 7	西宮病院 3号棟改修工事完成（鉄骨鉄筋コンクリート5階建 延2,513.69 m ² ） 光風病院 社会復帰棟完成（延1,886.96 m ² ） こども病院 本館改修工事完成（鉄筋コンクリート7階建 延11,127.70 m ² ） 淡路病院 へき地医療支援病院として指定
H 11.	4 8	淡路病院 第二種感染症指定医療機関として指定 淡路病院 病床数変更（一般377、精神45、結核26、感染症4 計452床）
H 12.	3 8	西宮病院 立体駐車場完成 こども病院 総合周産期母子医療センターとして指定 慢性疾患児家族宿泊施設（ファミリーハウス）完成（延200 m ² ） 西宮病院 3号棟南側敷地周辺整備工事完成
H 13.	4 8 10	粒子線医療センター開設 県立検診センターの廃止 淡路病院 地域周産期母子医療センターとして認定 淡路病院 地域医療支援病院として承認
H 14.	3 4 10	こども病院 立体駐車場完成 加古川看護専門学校、高齢者脳機能研究センター、成人病臨床研究所 廃止 病院事業への地方公営企業法の全部適用 病院事業管理者及び病院局の設置 こども病院 3次救急医療の実施
H 15.	4 8	粒子線医療センター 陽子線治療の一般治療開始 兵庫県災害医療センター 開設
H 16.	8	粒子線医療センター 陽子線治療 高度先進医療の承認（一部保険診療の開始）
H 17.	3 6	粒子線医療センター 炭素線治療の一般治療開始 粒子線医療センター 炭素線治療 高度先進医療の承認（一部保険診療の開始）
H 18.	4 10	柏原病院 病床数変更（一般303床） 成人病センター 病理診断センターの設置 塚口病院 周産期医療機能の提供開始

年 月	変 遷 等 の 概 要
H 19. 1	成人病センター 都道府県及び地域がん診療連携拠点病院として指定 淡路病院 地域がん診療連携拠点病院として指定 尼崎病院 第二種感染症指定医療機関として指定
4	成人病センターをがんセンターに改称 尼崎病院 診療科目の変更 (追加：呼吸器科、脳神経外科、呼吸器外科 削除：産婦人科) 塚口病院 診療科目の変更 (追加：心療内科、アレルギー科、小児外科、泌尿器科 削除：神経内科、呼吸器科、脳神経外科) 地域周産期母子医療センターとして認定 西宮病院 診療科目の変更 (追加：循環器科) 腎疾患総合医療センターを設置
8	加古川病院 エイズ拠点病院として選定
10	こども病院 小児救急医療センターを設置 光風病院 精神科救急医療センターを設置
H 20. 2	柏原病院 地域がん診療連携拠点病院として指定
4	こども病院 小児中核病院として指定 柏原病院 へき地医療支援病院として指定
H 21. 4	診療科目の変更 尼崎病院 追加：呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、感染症内科、乳腺外科、病理診断科 削除：呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科 塚口病院 追加：消化器内科、乳腺外科、病理診断科 削除：消化器科 西宮病院 追加：消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、消化器外科、乳腺外科、病理診断科、救急科 削除：循環器科 淡路病院 追加：循環器内科、神経内科、病理診断科 削除：神経科、循環器科 光風病院 追加：児童思春期精神科 削除：神経科 柏原病院 追加：呼吸器内科、消化器内科、循環器内科 削除：呼吸器科、消化器科、循環器科 こども病院 追加：循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、代謝・内分泌内科、周産期内科、新生児内科、リウマチ科、病理診断科、救急科 削除：内科、神経科

年 月	変 遷 等 の 概 要
	<p>がんセンター 追加：呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、頭頸部外科、消化器外科、乳腺外科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科 削除：内科、呼吸器科、消化器科、外科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科</p> <p>姫路循環器病センター 追加：循環器内科、病理診断科、救急科 削除：循環器科</p> <p>災害医療センター 追加：循環器内科、救急科 削除：循環器科</p>
H 21. 11	<p>加古川医療センター開設（加古川病院を改称・移転） 加古川医療センター 診療科目の変更（加古川病院からの変更） 追加：呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、感染症内科、心臓血管外科、乳腺外科、形成外科、精神科、婦人科、病理診断科、救急科 削除：消化器科、小児科、産婦人科</p>
12	<p>加古川医療センター 救命救急センターとして指定 加古川医療センター 第一種及び第二種感染症指定医療機関として指定 尼崎病院、西宮病院、こども病院 地域医療支援病院として承認</p>
H 22. 4 9	<p>淡路病院 診療科目の変更（追加：心臓血管外科） 尼崎病院、西宮病院 兵庫県指定がん診療連携拠点病院として指定</p>
H 23. 2 3 4 11	<p>加古川医療センター 兵庫県指定がん診療連携拠点病院として指定 加古川医療センター、姫路循環器病センター 地域医療支援病院として承認 東洋医学研究所附属柏原鍼灸院廃止 リハビリテーション中央病院、リハビリテーション西播磨病院を移管・設置 西宮病院 救命救急センターとして指定 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートの設立</p>
H 25. 2 3 4	<p>こども病院 小児がん拠点病院として指定 光風病院 児童思春期センター（愛称：ひかりの森） 外来診療部門開設 診療科目の変更 尼崎病院 追加：漢方内科、緩和ケア内科、消化器外科、救急科 塚口病院 追加：呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、小児救急科、歯科口腔外科 がんセンター 追加：リハビリテーション科 災害医療センター 追加：形成外科 西宮病院 地域周産期母子医療センターとして認定 災害拠点病院として指定</p>

年 月	変 遷 等 の 概 要
H 25. 5 6 11	<p>淡路医療センター開設（淡路病院を改称・移転） 淡路医療センター 診療科目の変更（淡路病院からの変更） 追加：形成外科、救急科</p> <p>淡路医療センター 地域救命救急センターとして指定 光風病院 児童思春期センター（愛称：ひかりの森） 病棟部門開設 加古川医療センターを基地病院とするドクターヘリの運航開始</p>
H 26. 4	<p>診療科目の変更 姫路循環器病センター 追加：糖尿病・内分泌内科、形成外科、眼科 柏原病院 緩和ケア病棟の開設</p>
H 27. 3 4 7	<p>淡路看護専門学校、柏原看護専門学校 廃止 診療科目の変更 加古川医療センター 追加：消化器外科 淡路医療センター 追加：呼吸器内科、消化器内科、血液内科、呼吸器外科 柏原病院 追加：救急科 リハビリテーション中央病院 追加：小児精神科 光風病院 病床数変更（精神 478 床） 尼崎総合医療センター開設（尼崎病院と塚口病院を再編） 尼崎総合医療センター 診療科目の変更（尼崎病院からの変更） 追加：血液内科、心療内科、腫瘍内科、頭頸部外科、小児外科、アレルギー科、小児アレルギー科、リウマチ科、小児科、産婦人科、放射線治療科、小児救急科、 歯科口腔外科 削除：血液・腫瘍内科 尼崎総合医療センター 救命救急センターとして指定 災害拠点病院として指定 兵庫県立東洋医学研究所、兵庫県立東洋医学研究所附属診療所 廃止</p>
H 28. 4 5 12	<p>診療科目の変更 加古川医療センター 追加：リウマチ科 こども病院移転・開設（整備場所 神戸市中央区港島南町 1 丁目） こども病院 診療科目の変更 追加：リハビリテーション科 診療科目の変更 加古川医療センター 追加：腎臓内科</p>
H 29. 1	<p>光風病院 神戸市認知症疾患医療センターとして指定</p>

年 月	変遷等の概要
H 29. 4 12	<p>光風病院をひょうごこころの医療センターに改称 診療科目の変更</p> <p>尼崎総合医療センター 追加：小児神経内科、小児血液・腫瘍内科、新生児内科、小児脳神経外科</p> <p>西宮病院 追加：糖尿病・内分泌内科、腫瘍内科、形成外科、リウマチ科、放射線診断科、放射線治療科 削除：放射線科</p> <p>ひょうごこころの医療センター 追加：脳神経外科、老年精神科 尼崎総合医療センター、こども病院、小児救命救急センターとして指定 粒子線医療センター附属神戸陽子線センター開設</p>
H 30. 2 3 4 8 10	<p>こども病院 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院として指定 がんセンター がんゲノム医療連携病院として指定 姫路循環器病センター 病床数変更（一般 330 床）</p> <p>診療科目の変更</p> <p>尼崎総合医療センター 追加：小児感染症内科、小児形成外科</p> <p>柏原病院 地域医療支援病院として承認</p> <p>尼崎総合医療センター 兵庫県認知症疾患医療センターとして指定</p>
H 31. 4	<p>診療科目の変更</p> <p>尼崎総合医療センター 追加：脳神経内科、小児脳神経内科 削除：神経内科、小児神経内科</p> <p>加古川医療センター 追加：脳神経内科 削除：神経内科</p> <p>淡路医療センター 追加：消化器外科、脳神経内科、放射線診断科、放射線治療科 削除：神経内科、放射線科</p> <p>姫路循環器病センター 追加：脳神経内科 削除：神経内科</p> <p>災害医療センター 追加：脳神経内科 削除：神経内科</p> <p>リハビリテーション中央病院 追加：脳神経内科 削除：神経内科</p> <p>リハビリテーション西播磨病院 追加：脳神経内科 削除：神経内科</p>
R 1. 7 9	<p>丹波医療センター開設（柏原病院と柏原赤十字病院を再編） 丹波医療センター 診療科目の変更（柏原病院からの変更）</p> <p>追加：腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科、リウマチ科 病理診断科、歯科口腔外科</p> <p>削除：歯科</p> <p>がんセンター がんゲノム医療拠点病院として指定</p>
R 2. 1	<p>こども病院 がんゲノム医療連携病院として指定</p>
R 3. 3	<p>尼崎総合医療センター 地域がん診療連携拠点病院として指定</p>

- R 3. 4 加古川医療センター 重症コロナ病棟開設
リハビリテーション中央病院 スポーツ医学診療センター開設
- R 4. 3 がんセンター 病床数変更（一般 360 床）
- R 4. 4 ひょうごこころの医療センター 病床数変更（精神 462 床）
- R 4. 5 はりま姫路総合医療センター開設（姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を再編）
はりま姫路総合医療センター 診療科目の変更（姫路循環器病センターからの変更）
- 追加：呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、
緩和ケア内科、感染症内科、腫瘍内科、
呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、
整形外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、
泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、
放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科
- 削除：放射線科
- R 5. 2 尼崎総合医療センター 患者サポートセンター開設
- R 5. 3 ひょうごこころの医療センター 災害拠点精神科病院として指定

第2 事業の概要

1 病院事業の概要

県の病院事業は、全県や2次医療圏域における拠点病院として、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては地域医療の確保について中心的な役割を担うことを目的とし、以下の13病院1診療所を運営している。

県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりを基本理念とし、平成31年4月に策定した「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、疾病構造の変化や医療技術の進歩、地域医療構想への対応等、病院事業が直面する課題に対し、不断の改革に取り組んでいる。

区分	病院名	許可 病床数	備考	運営・管理
総合病院	尼崎総合医療センター	730床		直営
	西宮病院	400床		
	加古川医療センター	353床		
	はりま姫路総合医療センター	736床		
	丹波医療センター	320床		
	淡路医療センター	441床		
専門病院	ひょうごこころの医療センター	462床	精神医療	日本赤十字社 兵庫県支部（指定管理者）
	こども病院	290床	小児医療	
	がんセンター	360床	がん医療	
	粒子線医療センター	50床	がん医療	
	粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター	無床		
	災害医療センター	30床	災害・救急 医療	
	リハビリテーション 中央病院	520床	リハビリ テーショ ン医療	
	リハビリテーション 西播磨病院	100床		

2 県立病院の診療科目と特色

令和5年4月現在

病院名	診療科目		病院の特色
尼崎総合医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 小児脳神経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科 新生児内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 小児感染症内科 腫瘍内科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん診療連携拠点病院 ・ER・総合診療型の救命救急センター ・災害拠点病院 ・総合周産期母子医療センター ・メディカルハースセンター ・小児救命救急センター、小児中核病院として24時間対応の小児救命救急医療や高度専門治療を提供 ・第二種感染症指定医療機関 ・エイス治療拠点病院 ・県難病相談センター ・県難病診療連携拠点病院 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院 ・認知症患者医療センター
	外科	外科 頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 小児形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児救急科 歯科口腔外科	
	計48科		
西宮病院	内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定がん診療連携拠点病院 ・救命救急センター ・災害拠点病院 ・地域周産期母子医療センター ・腎疾患総合医療センターを設置し、腎臓移植等を実施 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科	
	計25科		
加古川医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定がん診療連携拠点病院 ・緩和ケア病棟を設置 ・救命救急センター ・災害拠点病院 ・第一種及び第二種感染症指定医療機関 ・エイス治療拠点病院 ・県難病医療専門協力病院 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	外科	外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
	計28科		
はりま姫路総合医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定がん診療連携拠点病院 ・糖尿病・内分泌センター ・心臓血管センター ・脳卒中センター ・救命救急センター ・臨床研修センター ・認知症患者医療センター ・認知症に関する治療、臨床研究を実施 ・災害拠点病院 ・結核指定医療機関 ・へき地医療拠点病院 ・県難病医療専門協力病院 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定協力基幹型臨床研修病院
	外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科	
	計35科		
丹波医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 腎臓内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん診療連携拠点病院 ・緩和ケア病棟を設置 ・丹波救急医療圏域における3次的機能病院 ・災害拠点病院 ・地域小児医療センター ・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院 ・へき地医療拠点病院 ・県難病医療専門協力病院 ・地域医療支援病院 ・第二種感染症指定医療機関
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科	
	計27科		

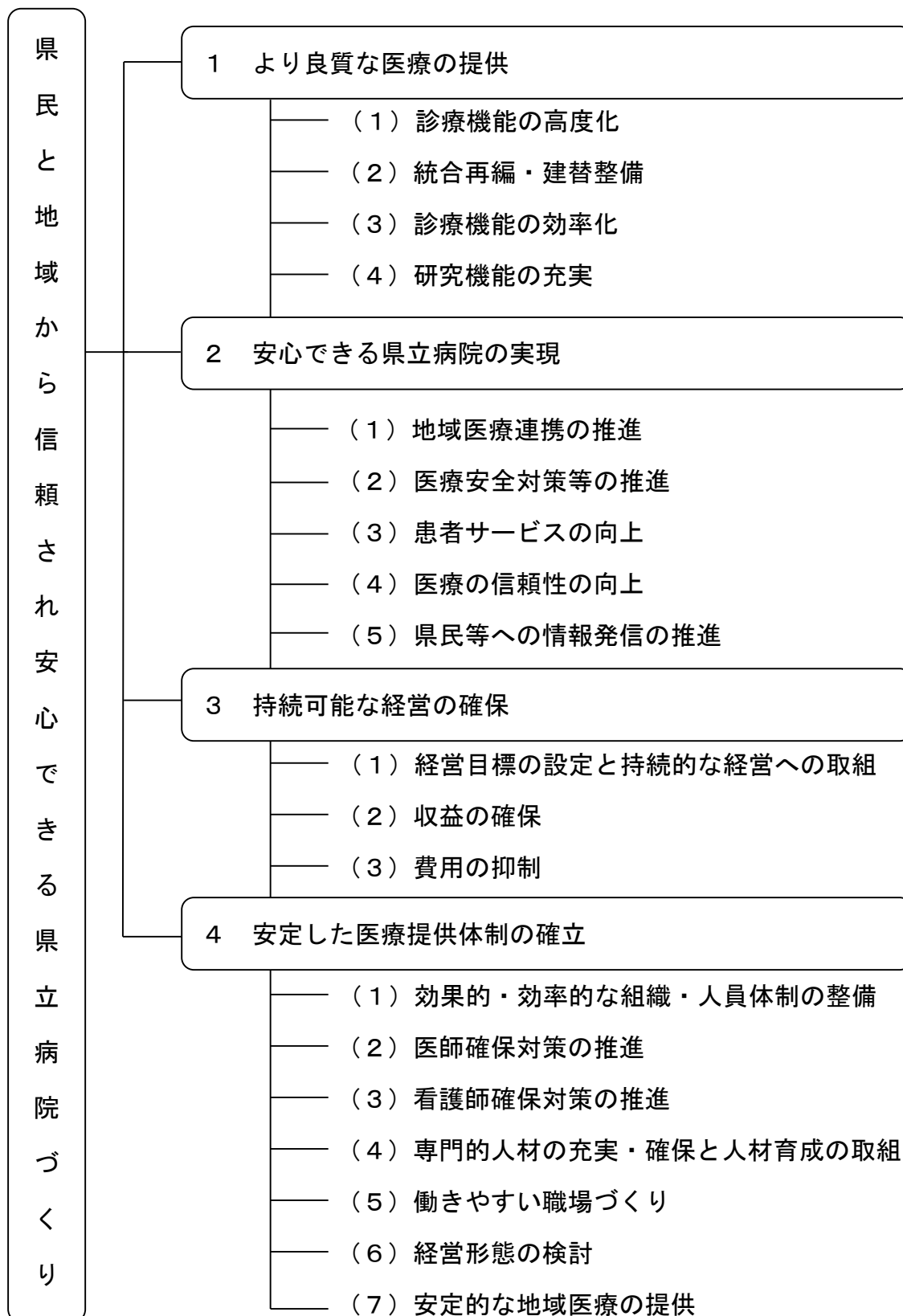
淡路医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん診療連携拠点病院 ・救命救急センター ・災害拠点病院
	外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・第二種感染症指定医療機関 ・エイズ治療拠点病院
	上記以外の診療科目	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科 歯科口腔外科	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症患者医療センター ・へき地医療拠点病院 ・県難病医療専門協力病院 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	計 29科		
ひょうごこころの医療センター	内科	内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県下唯一の公立精神単科病院 ・作業療法、レクリエーション療法、精神科デイケア事業を実施
	外科	脳神経外科	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール病棟、児童思春期センター（愛称：ひかりの森）において専門的治療を提供
	上記以外の診療科目	精神科 児童思春期精神科 老年精神科 歯科	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療センター ・認知症患者医療センター ・依存症医療センター ・災害拠点精神科病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院
	計 6科		
こども病院	内科	循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液・腫瘍内科 代謝・内分泌内科 周産期内科 新生児内科	<ul style="list-style-type: none"> ・小児専門病院として、高度先進的医療を実施 ・小児がん拠点病院 ・総合周産期母子医療センター
	外科	心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科	<ul style="list-style-type: none"> ・広域搬送調整拠点病院 ・小児救命救急センター、小児中核病院として24時間対応の小児救命救急医療や高度専門治療を提供
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児歯科	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院 ・地域医療支援病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・がんゲム医療連携病院
	計 27科		
がんセンター	内科	呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 緩和ケア内科 腫瘍内科	<ul style="list-style-type: none"> ・がん医療の専門病院として高度先進的医療を実施 ・都道府県がん診療連携拠点病院
	外科	頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がん診療連携拠点病院 ・緩和ケアセンター
	上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子線治療の適応判定を行う放射線医療室を設置 ・がんゲム医療拠点病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院
	計 23科		
粒子線医療センター	放射線科		<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体病院初の粒子線によるがん治療専門病院 ・陽子線と炭素イオン線の双方を使用する世界初の病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院
計 1科			
同附属神戸陽子線センター	放射線治療科 小児放射線治療科 麻酔科		<ul style="list-style-type: none"> ・小児患者への陽子線治療の提供 ・近隣の医療施設と連携し、化学療法・手術等との組み合わせによる高度な治療を成人患者に提供 ・小児がん連携病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修施設
	計 3科		
災害医療センター	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急センター
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター ・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実施
	上記以外の診療科目	放射線科 麻酔科 救急科	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救急医療システムの中核施設 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院
	計 11科		
リハビリテーション中央病院	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県におけるリハビリ医療の中核病院
	外科	整形外科	<ul style="list-style-type: none"> ・県難病医療専門協力病院
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 神経小児科 小児精神科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科	<ul style="list-style-type: none"> ・脊髄損傷等の重度障害者、脳血管疾患及び頭部外傷患者等へのリハビリテーション医療を提供 ・人工関節置換術等の手術を提供 ・小児リハビリ訓練室を設置 ・子どもの睡眠と発達医療センター ・ロボットリハビリテーションに関する臨床研究を実施
	計 14科		
リハビリテーション西播磨病院	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県におけるリハビリ医療の中核病院
	外科	整形外科	<ul style="list-style-type: none"> ・県難病医療専門協力病院
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 歯科	<ul style="list-style-type: none"> ・神経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外傷患者等へのリハビリテーション医療を提供 ・音楽療法、園芸療法を実施 ・認知症患者医療センター ・通所リハビリテーションを実施
	計 10科		

第 3 主要施策・事業概要

令和5年度病院局主要事業

- 1 新型コロナウイルス感染症への柔軟な対応
- 2 病院構造改革に基づく取組

《病院構造改革体系表》



令和5年度事業概要

(事業方針)

県民の命を守る最後の砦としての県立病院の使命を果たすべく、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も引き続き感染患者受入れに取り組む。

また、病院事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、当面する課題の解決を図り、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりを推進するため、「第4次病院構造改革推進方策」(平成31年4月策定)に基づき「より良質な医療の提供」、「安心できる県立病院の実現」、「持続可能な経営の確保」、「安定した医療提供体制の確立」に向けた取組を進める。

1 新型コロナウイルス感染症への柔軟な対応

令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけ変更(2類相当から5類へ)に伴い、医療提供体制は行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に段階的に移行することとなった。

県立病院においては、地域の医療体制や感染状況等を踏まえながら、引き続き重症者等を中心とした患者対応を継続する。

(1) 病床確保

新型コロナウイルス感染症への対応と通常医療とのバランスを考慮しながら、引き続き、一定のコロナ対応病床を確保する一方で、地域での感染状況を踏まえながら、柔軟に対応する。また、配慮が必要な精神疾患患者や小児患者、がん患者等に対応する病床も引き続き確保する。(確保病床数：小康期 97 床、流行期 137 床)

(2) 院内感染防止対策

厚生労働省の基本的な感染対策の考え方に基づき、病室や外来における適切なゾーニングの実施のほか、患者や職員の動線を分離して対応する。また、個人防護具の着用や手指衛生の徹底など標準予防策を遵守するなど、引き続き、院内感染防止対策を行う。

(3) 計画中の病院に係る新興感染症への対応

ア 西宮総合医療センター(仮称)

感染患者が他の患者と交錯しない通路・専用入口並びに陰圧設備を配した専用診察室・病室等についての整備を設計に反映している。

イ がんセンター

感染の有無を確認するトリアージ室の充実や来院者の動線計画、入院患者が感染症に罹った場合に備える感染対応個室等を設計に反映している。

2 病院構造改革に基づく取組

(1) より良質な医療の提供

高齢化の進展等による疾病構造の変化、県民の医療ニーズの高度化・多様化、医療技術の進歩に対応するとともに、「兵庫県保健医療計画」に基づいた、政策医療の提供に向け、高度専門・特殊医療の充実に努め、県民の最後の砦としての救急医療の提供など県立病院に求められる役割を果たし、より良質な医療の提供に努める。

ア 診療機能の高度化

(ア) がん医療

がんゲノム医療拠点病院であるがんセンター、連携病院であるこども病院において、積極的にパネル検査を実施するなど最先端のがん医療を提供する。

また、神戸陽子線センターにおいて、隣接するこども病院と連携して小児がん患者へ治療を提供するとともに、粒子線医療センターと一体となり、全ての世代の患者に対して身体への負担が少ない粒子線治療を提供する。

(イ) 循環器疾患医療

尼崎総合医療センター及びはりま姫路総合医療センターにおいて、ハイリスク患者等に対して低侵襲でより安全な治療の提供が可能となるハイブリッド手術室を活用したカテーテル治療を行う。

また、丹波医療センターにおいては、丹波圏域の救急拠点施設として、心疾患等の重症救急患者に対応する。

(ウ) 糖尿病医療

はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センターにおいて、地域の医療機関等と連携を図りながら、心疾患等の合併症を有する患者への治療を提供する。

(エ) 精神医療

ひょうごこころの医療センターにおいて、退院前訪問や訪問看護の充実により長期入院患者等の退院を促進するとともに、精神科医療の全県拠点病院として、児童、思春期から成人、老年まで、幅広い年齢層に精神科医療を提供する。

また、尼崎総合医療センター及びはりま姫路総合医療センターにおいて、精神科専門医、救急医等関係診療科医が協力して身体合併症を有する精神疾患患者にも適切に対応していく。

(オ) 救急・災害医療

高度救命救急センターである災害医療センターを中心に3次救急医療を提供するほか、加古川医療センターにおいて、準基地病院であるはりま姫路総合医療センターと連携してドクターヘリを運航する。

また、ハード、ソフトの両面から機能充実に努め、県立病院全体の強靱化を進めるとともに、災害発生時には業務継続計画（BCP）等に基づき、速やかに必要な医療の提供を行う。

(カ) 小児・周産期医療

尼崎総合医療センター及びこども病院は、小児救命救急センターとして重篤

な小児救急患者を24時間体制で受け入れるとともに、医師、看護師等に対する小児救急医療の臨床教育を実施する。

(キ) リハビリテーション医療

リハビリテーション中央病院におけるロボットリハビリテーションやリハビリテーション西播磨病院における神経難病リハビリテーション等、高度専門的なリハビリテーション医療の推進を図る。

また、リハビリテーション中央病院のスポーツ医学診療センターにおいて、入院による集中的かつ効果的なリハビリテーションを実施し、アスリートのスポーツ現場への早期復帰をサポートする。

イ 計画的な医療機器の導入・更新

地域医療を確保する役割を果たすとともに、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供するため、令和2年度に策定した中長期的な高度医療機器の調達計画に基づき、計画的な整備を行う。

(令和5年度更新予定機器：手術支援ロボット、アンギオ等)

ウ 統合再編・建替整備

(ア) 西宮総合医療センター（仮称）の整備

「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画」に基づき、県立西宮病院と市立中央病院を統合再編し、西宮市域及び阪神圏域における中核的な医療機関として、高度急性期・急性期医療を担う新病院整備を推進する。

【整備概要】

① 整備場所 西宮市津門大塚町（アサヒビール西宮工場跡地）
(敷地面積:26,000 m²)

② 延床面積 約 55,780 m²

③ 病床数 552床

救命救急センター	20床
地域周産期母子医療センター	16床
集中治療病床	20床
精神病床	8床
その他高度急性期・急性期病床	488床

④ 診療科目 35科

⑤ 主な機能

- ・地域医療機関との役割分担や連携を強化し、西宮市域及び阪神圏域における高度急性期・急性期医療を担う中核的な医療機関としての機能を充実させる。
- ・阪神南部の救命救急センター等との役割分担と連携を十分考慮しながら救急医療体制を充実させる。
- ・関連大学等と積極的に連携し、再生医療、ゲノム医療の分野における臨床研究・治療を実施するなど、先進医療へ対応する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、感染症対応機能を充実・強化する。
- ・AI、ICTの活用をはじめとする医療技術の進歩に対応できるよう、将来の拡張性を考慮する。

- ・医師等医療従事者に対する育成・研修機能を充実させる。
- ・ヘリポートの整備、免震構造の採用など災害に強い病院を整備する。

⑥ R 5年度予算 15,452,844 千円（建設工事）
〔全体事業費：約 561 億円〕

⑦ スケジュール

R 元年度 : 基本計画策定
R2 年度 : 用地取得
R2～4 年度 : 基本設計・実施設計、埋蔵文化財調査
R5～7 年度 : 建設工事
R8 年度 : 開院



(西宮総合医療センター（仮称）完成予想図)

(イ) がんセンター

「兵庫県立がんセンター建替整備基本計画」に基づき、均てん化が進む中でも、県内がん医療のリーディングホスピタルとして最先端の高度ながん医療を提供するとともに、がん患者の最後の砦となる専門病院として整備する。

【整備概要】

- ① 整備場所 現地建替（明石市北王子町）（敷地面積：約 40,186 m²）
② 想定規模 延床面積：約 40,700 m²
③ 病床数 360 床
- | | |
|--------|-------|
| 一般病床 | 333 床 |
| 緩和ケア病床 | 15 床 |
| 集中治療病床 | 12 床 |
- ④ 診療科目 23 科

⑤ 主な機能

- ・県内のがん診療におけるリーディングホスピタルにふさわしい最先端のがん医療の提供や、がん診療を行う医療機関に対する教育・研修等を実施する。
- ・県立粒子線医療センターや神戸陽子線センター、県立こども病院（小児がん拠点病院としてAYA世代のがんに対応）、その他地域医療機関と綿密に連携し、総合的ながん医療の充実を図る。
- ・最先端のがん医療を継続的に提供するとともに、基礎から臨床への橋渡し研究や、先進的な治験など臨床研究の充実を図る。
- ・がん医療相談体制の充実をはじめ、治療と仕事の両立支援の強化や学校でのがん教育への協力など、社会的支援を積極的に実施する。

⑥ R5年度予算 9,500,905千円（実施設計、建設工事）
〔全体事業費：約458億円〕

⑦ スケジュール

R2年度 : 基本計画策定
R3～5年度 : 基本設計・実施設計、埋蔵文化財調査
R5～7年度 : 建設工事
R8年度 : 開院
R8～10年度 : 現病院解体工事



（がんセンター完成予想図）

ウ 診療機能の効率化

医療の標準化を進め医療の質の向上を図るため、クリニカルパスの充実等を行う。
また、専門センター制の導入や多種多様な医療スタッフが協働して患者の状況に的確に対応した医療を提供するチーム医療を引き続き推進する。

エ 研究機能の充実

医師派遣の役割も求められる県立病院において、優秀な医師を確保するため、研究支援体制の充実など、魅力ある臨床研究環境を整備するとともに、臨床データ等を活用し、医療水準の向上に資する研究を推進する。

（2）安心できる県立病院の実現

医療資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に医療サービスを提供するため、地域連携を推進し、紹介率及び逆紹介率のより一層の向上を図るとともに、医療安全対策、患者主体のサービスの提供やそれらの取組の積極的な情報発信により、安心できる県立病院の実現を目指す。

ア 地域医療連携の推進

（ア）兵庫県地域医療構想への対応

各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、必要な診療機能の見直し等を行う。

（イ）地域医療ネットワークへの参画等

ICTを活用した地域医療ネットワークシステムへの参画やインターネットテレビ会議システムを活用した症例検討の充実など、他の医療機関との情報ネットワーク化を推進する。

また、医療情報システムを活用し、他の医療機関との遠隔診療、県立病院間等での遠隔画像診断を推進する。

(ウ) 地域医療連携体制等の充実

各圏域で開催している地域医療連携担当者会議へ積極的に参画するとともに、ICTを活用することにより、患者紹介システムの利便性の向上を図る。

イ 医療安全対策等の推進

各病院において、医療安全部長及び医療安全対策に専従する看護師を中心に医療安全対策の取組を進めるとともに、全県立病院の医療安全部長で構成する「医療安全会議」や職種別に設置した「リスク管理委員会」において医療事故及びヒヤリ・ハット事例の収集・分析、再発防止策の共有等を行う。

また、医療事故の原因分析や対応策等について、速やかに全県立病院へ周知し同様の事例の再発防止に努めるとともに、自主公表を行い透明性の確保を図る。

ウ 患者サービスの向上

各病院において、地域連携クリニカルパスを活用した計画的な診療の実施により入院待機患者の円滑な入退院を進めるとともに、患者呼出システムの導入等ICTシステムの充実を図り、会計等での待ち時間を短縮する。また、患者意識調査や病院内に設置している提案箱等を通じて得た県民からの意見を病院運営に反映させる。

加えて、尼崎総合医療センターの患者サポートセンターにおいて、入院前から退院まで連続した患者支援や、がん診療のさらなる充実等を図る。

エ 医療の信頼性の向上

インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの充実により、患者自身の治療法の理解と選択を支援し、患者の意思を尊重した医療を推進する。

また、科学的根拠に基づく医療（EBM）の推進や外部評価の活用により、県立病院における医療の信頼性の向上を図る。

オ 県民等への情報発信の推進・強化

地域の医療機関や県民等に県立病院の診療機能や役割等の更なる周知を図るため、広報誌配布やセミナーの開催、SNS等の多様な媒体を活用した広報を積極的に行う。

カ 医療DXの推進と情報セキュリティ基盤の確立

診療機能の高度化や患者サービスの向上、医療人材不足等への対応として、AI-Web問診の導入などDXを推進する。

また、近年のサイバー攻撃の脅威を踏まえた医療情報の安全確保と、情報セキュリティ対策の強化を図る。

(3) 持続可能な経営の確保

ア 令和5年度当初予算の概要及び主な取組等

(ア) 令和5年度当初予算の概要

上半期に新型コロナウイルス感染症の影響を見込むとともに、はりま姫路総合医療センターのフルオープンにより収支改善を図る。引き続き、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、民間コンサルを活用した経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に努める。

また、純損益は、旧姫路循環器病センター建物の解体撤去費等を特別損失として計上するため、31億円の純損失を見込んでいる。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策と通常医療との両立が図れるよう、経営の立て直しに取り組む。

(単位：百万円)

区 分		県立13病院	
業 務 量	病床数	4,394床	
	病床利用率	80.6%	
	入 院	延入院患者数	1,296,149人
		(1日当り患者数)	3,541人
	外 来	入院単価	78,377円
		延外来患者数	1,833,868人
(1日当り患者数)		7,547人	
	外来単価	22,678円	
経 常 収 益	入院収益	94,828	
	外来収益	40,206	
	一般会計繰入金	16,459	
	長期前受金戻入	8,174	
	その他収益	10,035	
	合 計 ①	169,702	
経 常 費 用	給与費	81,736	
	材料費	47,573	
	経費	27,185	
	減価償却費	12,433	
	その他費用	3,242	
	合 計 ②	172,169	
経常損益 ③ (①-②)		△ 2,467	
特別利益 ④		54	
特別損失 ⑤		647	
当期純損益⑥ (③+④-⑤)		△ 3,060	

※ 計数については、百万円未満四捨五入のため、合計等が合わない場合がある。

イ 主な取組

(ア) 収益の確保

① 患者の受入促進

設備やスタッフなど高度専門医療に係る機能を十分に活用するとともに、地域の医療機関との緊密な連携を進め、前方連携（紹介患者や救急患者の積極的な受入）・後方連携（地域の医療機関への逆紹介）の充実を図り、患者の受入を促進する。

② 診療機能に見合う収益の確保

高度医療機器や手術室等の有効活用、医療の特質に応じた各種加算の取得、適正な診療報酬請求の推進、入退院支援センターの機能拡充やクリニカルパス推進体制の強化による在院日数の適正化や医療の質改善等の促進により、診療機能に見合う収益を確保する。

また、新型コロナウイルス感染症の患者に対応するため引き上げられた診療報酬の適正な請求や空床病床等に係る補助金の確保に努める。

(主な取組)

- [尼 崎] 患者サポートセンターの開設による外来段階からの入退院に関する患者アセスメントの推進 (R5. 2. 27～稼働)
- [西 宮] 新病院に向けた地域医療の連携・推進や救急隊との連携強化、ドクターカーの24時間稼働による救急患者及び広域からの重症患者の受入促進
- [加古川] 一般診療体制の確保による、2次・3次救急をはじめとした重症患者等の受入れ促進
- [姫 路] フルオープン(R5. 4～736床)後の円滑な病床運用による患者の受入れ促進
- [丹 波] 回復期リハビリテーション病棟の稼働促進による、整形外科等における急性期治療後の患者の受入れ促進
- [淡 路] 血管造影 X 線撮影装置の効率的稼働、院内助産を含む産科医療の充実による患者の受入促進
- [こころ] 地域医療機関等とのネットワーク構築による患者確保策の推進、検査件数増加に向けた高額医療機器共同利用の促進
- [こども] 稼働病床の増床(+8床)による、救急患者や重症患者の受入れ促進
- [が ん] がんゲノム医療拠点病院としてのゲノム外来及び遺伝外来等の充実による最新医療の提供、高精度放射線治療を活用した患者の受入れ促進
- [粒子線] 各種メディア等を活用した PR 戦略の展開、英語版施設・粒子線治療紹介動画の作成等による海外への情報発信強化
- [神戸陽子] 各種メディア等を活用した PR 戦略の展開、施設見学会の開催による県民・患者等への情報発信強化

(イ) 費用の抑制

① 給与費

はりま姫路総合医療センターのフルオープン等の診療機能拡充に伴う医師・看護師等の増員や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、患者の受入促進等による収益の確保を図り、医業収益に対する給与費比率の抑制に努める。

② 材料費

高額な抗がん剤等の使用量の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、信頼性の高いベンチマークシステムを活用した薬品及び診療材料等の価格交渉や後発医薬品の使用拡大等により、医業収益に対する材料費比率の抑制に努める。

③ 経 費

委託業務の範囲・内容等の見直しや、高額医療機器の保守・点検一括契約等による費用抑制を図るほか、光熱費の高騰対策として、病院照明のLED化をはじめとした各種の省エネ対策を実施することにより、医業収益に対する経費比率の抑制に努める。

(4) 安定した医療提供体制の確立

ア 効果的・効率的な組織・人員体制の整備

医療機能の高度化・専門分化、医療サービスの水準の維持・向上、新病院の機能充実等を図る観点から、課題に応じた組織の見直しや職員の適正配置を行う。

イ 医師確保対策の推進

県立病院の常勤医師数については、関連大学に対する医師の派遣要請や公募の実施等により、全体としては増加傾向にあるが、地域偏在や特定診療科での医師不足が依然として課題となっている。このため、医師育成システムの構築や医師にとって魅力ある勤務環境を整備するなど、総合的な医師確保対策を推進する。

(県立病院における医師数の推移)

区 分	H16	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R5-H16
正 規	488	777	799	802	831	941	970	482
専攻医	139	273	303	328	343	345	408	269
臨床研修医	53	118	118	119	120	130	136	83
小 計	680	1,168	1,220	1,249	1,294	1,416	1,514	834
女性医師数・割合 (正規のみ)	67 13.7%	189 24.3%	200 25.0%	191 23.8%	203 24.4%	222 23.5%	241 24.8%	174 11.1%増

※各年度、4月1日時点現員数

(ア) 医師育成システムの構築等

優秀な若手医師を確保、育成するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度の実施や研修基盤の充実を図る。

また、県内で医師の定着が最も難しい地域にあって、中播磨及び西播磨地域の医療を担う医師を確保するため、医師修学資金制度を実施するとともに、今後増加が見込まれる県養成医師の義務年限終了後も含めたキャリア支援を行うなど、多様な医師確保対策を推進する。

【主な取組】

- i) 臨床研修制度及び専攻医制度の実施
- ii) 新専門医制度に対応した研修プログラムの提供
- iii) 指導医の確保・養成を目的とした指導医資格の取得支援
- iv) 医師修学資金制度の実施
- v) 丹波医療センターの診療体制を支える地域医療循環型人材育成プログラムの実施
- vi) 麻酔科専門研修プログラム・救急科研修プログラムの効果的な運用
- vii) 県養成医師の義務年限終了後も含めたキャリア支援

(イ) 魅力ある環境の整備

医師を安定的に確保するため、高度先進医療機器の導入や研究支援体制の充実など医師にとって魅力ある環境整備を推進する。

【主な取組】

- i) 高度先進医療機器の導入、院内施設の整備
- ii) 経営状況等を踏まえた研究研修費の配分
- iii) 研究支援体制の充実（再掲）

ウ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化に対応するため、看護師を安定的に確保していく必要があり、看護師確保対策の充実等を行う。

(県立病院における看護師の採用状況)

(単位：人)

区分	H19	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受験者数 (A)	483	433	858	874	988	909	1,016	1,358	1,129
合格者数 (B)	248	382	293	348	340	353	419	422	497
受験倍率 (A/B)	1.95	1.13	2.93	2.51	2.91	2.58	2.42	3.22	2.27
採用者数	212	322	265	329	320	312	377	385	447

(ア) 看護師確保対策の充実強化

新卒学生等の動向を踏まえ、看護師採用試験の環境整備に取り組むとともに、看護師の地域偏在対策や新病院整備に伴う増員に対応するための修学資金制度などにより、コロナ禍においても安定的な看護師確保に努める。

【主な取組】

- i) 看護師採用試験の複数回実施、隣接県等での実施
- ii) 看護師修学資金制度の実施
- iii) 県立病院単独の病院合同説明会の実施時期の前倒し・WEB開催
- iv) SNSなど多様な媒体を活用した広報活動、情報発信の展開

(イ) 魅力ある職場環境づくり

看護師のキャリア支援や離職防止等のため、認定看護師や特定行為看護師の養成派遣制度、他の県立病院への長期研修制度の実施などに取り組むほか、副院長への登用、看護補助者の効果的な配置など看護師にとって魅力ある環境の整備を進める。

【主な取組】

- i) 認定看護師・特定行為看護師養成に向けた派遣研修制度の活用
- ii) 長期研修制度の活用
- iii) 看護職の副院長への登用
- iv) 看護補助者の効果的な配置等による看護師の業務負担軽減
- v) 多様な勤務形態の提供

エ 専門的人材の充実・確保と人材育成の取組

診療機能の高度化・専門化やICTの高度化等の医療を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応し、求められる専門性を備えた職種・人員の確保策を検討する。

【主な取組】

- i) 兵庫県立大学、神戸大学及び関西学院大学の各MBAの受講支援
- ii) 実践的病院経営マネジメント人材養成プラン (M×M KOBE) の受講支援
- iii) 一般社団法人日本病院会認定の診療情報管理士資格の取得支援
- iv) 認定看護師・特定行為看護師養成に向けた派遣研修制度の活用(再掲)

オ 働きやすい職場づくり

時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進等を進め、職員にとって魅力ある働きやすい職場環境づくりのため働き方改革を推進する。

【主な取組】

- i) ICカードによる勤怠管理システムの運用（労働時間の適正な把握）
- ii) 院内保育所の充実
- iii) 在宅勤務制度の実施
- iv) 遠隔画像診断の実施（再掲）

カ 医師の働き方改革への対応

令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用開始となることを踏まえ、上記の取組に加えて、タスク・シフト/シェアや勤務時間の割振りの弾力化など、労働時間の短縮策等を行うことにより、医師の働き方改革を推進する。

【主な取組】

- i) 医師から他職種へのタスク・シフト/シェア
- ii) 医師の勤務時間の割り振りの弾力化
- iii) 院内保育所の充実（再掲）
- iv) 在宅勤務制度の実施（再掲）
- v) 遠隔画像診断の実施（再掲）

キ 経営形態の検討

県立病院が関係する統合再編事業を推進中であること等を踏まえ、「第4次病院構造改革推進方策」の終期である令和5年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持する。

ク 安定的な地域医療の提供

今後の安定的な地域医療の提供に貢献するため、地域の医療需要や他の医療機関の状況等を適宜把握し、県民から必要とされる医療を的確に提供する。

（5）次期病院構造改革推進方策の策定

「公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月総務省公表）を踏まえ、新興感染症の感染拡大時への備えや医師の時間外労働規制等、新たな課題への対応策を盛り込んだ次期病院構造改革推進方策を策定する。

第4 予算の概要

1 業務の予定量

項 目	予 定 量
(1) 県立病院	
ア 稼働病床数	3,934床
イ 延患者数	
① 入院患者数	1,150,041人
② 外来患者数	1,766,339人
ウ 1日平均患者数	
① 入院患者数	3,142人
② 外来患者数	7,269人
(2) 兵庫県災害医療センター	
ア 稼働病床数	30床
イ 延患者数	
① 入院患者数	8,476人
② 外来患者数	200人
ウ 1日平均患者数	
① 入院患者数	23人
② 外来患者数	1人
(3) リハビリテーション病院	
ア 稼働病床数	430床
イ 延患者数	
① 入院患者数	137,632人
② 外来患者数	67,329人
ウ 1日平均患者数	
① 入院患者数	376人
② 外来患者数	277人
(4) 主要な建設改良事業	
ア 県立西宮総合医療センター（仮称）整備事業	15,452,844千円
イ 県立がんセンター建替整備事業	9,500,905千円

2 令和5年度収益的収入及び支出

(収 入)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 県立病院事業収益	1 医 業 収 益		千円 167,797,283	
			137,947,849	
		1 入 院 収 益	94,828,495	1 日平均患者数 3,142人
		2 外 来 収 益	40,205,960	1 日平均患者数 7,269人
		3 その他医業収益	2,913,394	特別室使用料等
	2 医 業 外 収 益		29,795,687	
		1 受取利息・配当金	114	預金利息等
		2 他 会 計 補 助 金	5,196,868	一般会計から交付された補助金
		3 補 助 金	743,129	病院運営に対する補助金
		4 負 担 金 ・ 交 付 金	15,238,043	一般会計から繰り入れられた負担金
		5 患 者 外 給 食 収 益	14,504	職員等の給食収入
		6 長 期 前 受 金 戻 入	7,441,795	長期前受金に計上した4条負担金等の未償却相当額のうち当年度償却分
	3 特 別 利 益		1,161,234	行政財産目的外使用料等
			53,747	
		1 固 定 資 産 売 却 益	1,100	
		2 過 年 度 損 益 修 正 益	39,557	
		3 その他特別利益	13,090	
2 兵庫県災害医療センター事業収益	1 医 業 外 収 益		853,471	
			853,371	
		1 負 担 金 ・ 交 付 金	728,115	一般会計から繰り入れられた負担金
		2 長 期 前 受 金 戻 入	125,074	長期前受金に計上した4条負担金等の未償却相当額のうち当年度償却分
		3 その他医業外収益	182	行政財産目的外使用料等
	2 特 別 利 益		100	
1 過 年 度 損 益 修 正 益		100		
3 リハビリテーション病院事業収益	1 医 業 外 収 益		1,105,368	
			1,105,268	
		1 負 担 金 ・ 交 付 金	492,679	一般会計から繰り入れられた負担金
		2 長 期 前 受 金 戻 入	607,577	長期前受金に計上した4条負担金等の未償却相当額のうち当年度償却分
		3 その他医業外収益	5,012	行政財産目的外使用料等
	2 特 別 利 益		100	
1 過 年 度 損 益 修 正 益		100		

(支 出)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 県立病院事業費用	1 医 業 費 用		千円 170,856,841		
			167,984,716		
		1 給 与 費	81,646,870	職員にかかる人件費	
		2 材 料 費	47,572,805	治療に要する薬品費等	
		3 経 費	26,083,345	施設の運営管理に要する経費等	
		4 減 価 償 却 費	11,747,173	固定資産の減価償却に要する経費	
	2 医 業 外 費 用	5 資 産 減 耗 費	206,391	固定資産除却損等	
		6 研 究 研 修 費	728,132	臨床研究に要する経費等	
			2,225,633		
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,072,309	企業債利息等	
		2 長 期 前 払 消 費 税 償 却	804,086	控除対象外消費税償却	
		3 修 学 資 金 償 却 費	68,445	医師・看護師修学資金返還免除分の費用化	
	3 特 別 損 失	4 患 者 外 給 食 材 料 費	17,626	院内保育所利用者等の給食に要する食品材料費	
		5 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	150,000	収益に含まれる消費税額から生じた納税額	
		6 医 業 外 雑 損 失	113,167		
			646,492		
		1 固 定 資 産 売 却 損	1,100		
		2 臨 時 損 失	1,100		
	2 兵庫県災害医療センター事業費用	1 医 業 費 用	3 過 年 度 損 益 修 正 損	98,434	
			4 そ の 他 特 別 損 失	545,858	旧姫路循環器病センター建物の除却費等
			853,471		
	818,402				
2 兵庫県災害医療センター事業費用	2 医 業 外 費 用	1 給 与 費	33,000	職員にかかる人件費	
		2 経 費	675,191	施設の運営管理に要する経費等	
		3 減 価 償 却 費	110,111	固定資産の減価償却に要する経費	
		4 資 産 減 耗 費	100		
	3 特 別 損 失		34,969		
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	20,006	企業債利息等	
		2 長 期 前 払 消 費 税 償 却	14,863	控除対象外消費税償却	
		100			
		100			
		100			

3 リハビリテーション病院事業費用	1 医業費用	1 給与費	1,105,368	
		2 経費	1,058,480	
		3 減価償却費	56,038	職員にかかる人件費
		4 資産減耗費	426,467	施設の運営管理に要する経費等
	2 医業外費用	1 支払利息及び企業債取扱諸費	575,875	固定資産の減価償却に要する経費
		2 長期前払消費税償却	100	
		3 医業外雑損失	46,788	
	3 特別損失	1 過年度損益修正損	15,086	企業債利息等
			31,602	控除対象外消費税償却
			100	
			100	

3 令和5年度資本的収入及び支出

(収 入)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			千円	
			40,589,284	
	1 企業債		32,664,300	
		1 企業債	32,664,300	
	2 出資金		134	
		1 一般会計出資金	134	建設改良事業に対する出資金
	3 負担金		6,965,650	
		1 一般会計負担金	6,965,650	企業債元金償還金に対する負担金
	4 補助金		950,000	
		1 補助金	950,000	一般会計からの補助金
5 国庫補助金		1		
	1 国庫補助金	1		
6 固定資産売却収入		1		
	1 固定資産売却収入	1		
7 投資返還金収入		9,196		
	1 投資返還金収入	9,196	貸付金の返還金収入	
8 寄附金		1		
	1 寄附金	1		
9 諸収入		1		
	1 諸収入	1		

(支 出)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			千円	
			45,452,809	
	1 建設改良費		33,630,852	
		1 建設改良工事費	25,645,549	
		2 固定資産購入費	7,968,939	
		3 建設利息	16,364	未稼働施設に係る企業債利息
	2 企業債償還金		11,519,867	
		1 企業債償還金	11,519,867	企業債元金償還金
	3 投資		302,090	
		1 粒子線治療料貸付金	86,490	粒子線治療患者に対する貸付
	2 医師修学資金貸付金	124,200		
	3 看護師修学資金貸付金	71,400		
	4 敷金	20,000		

第5 参 考

1 第4次病院構造改革推進方策〔概要〕（平成31年4月）

第4次病院構造改革推進方策策定の考え方

- ① 病院事業では、第1～3次に亘る病院構造改革推進方策の下、不断の改革を進めてきた。
- ② 平成30年9月に実施した第3次推進方策の総点検では、各取組において着実な進展が認められている。
- ③ しかし、病院事業を取り巻く環境は、少子高齢化の更なる進展や医療技術の高度化など大きく変化しており、「兵庫県地域医療構想（平成28年10月策定）」への対応等、新たな課題にも直面している。
- ④ このため、第3次推進方策で進めた取組の更なる推進とともに、取り巻く環境変化や新たな課題に的確に対応していくために、平成29年3月に策定した「新県立病院改革プラン」の内容も包含した新たな「第4次病院構造改革推進方策」を策定し、改革の加速を図る。

新推進方策の基本理念と基本方針（4つの柱）

（1）基本理念

「県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくり」

（2）基本方針（4つの柱）

基本理念の実現に向け、病院事業では以下の基本方針（4つの柱）のもと施策を展開し、各県立病院は圏域での役割も踏まえ、目標の設定とその実現に向けた取組を進める。

- 「Ⅰ より良質な医療の提供」、「Ⅱ 安心できる県立病院の実現」、
「Ⅲ 持続可能な経営の確保」、「Ⅳ 安定した医療提供体制の確立」

第4次病院構造改革推進方策の主な取り組み

I より良質な医療の提供

1 診療機能の高度化

区分	内容
がん医療	・あり方検討委員会の報告を踏まえて、がんゲノム医療等の最新医療を提供 （がんセンター） ・積極的な広報など患者受入れ促進を図り、より質の高い粒子線治療を提供 （粒子線医療センター、神戸陽子線センター）
循環器疾患医療	・救急拠点施設として、脳卒中等の重症救急患者に対応 （丹波医療センター）
糖尿病医療	・心疾患等の合併症を有する患者への治療体制を強化 （はりま姫路総合医療センター（仮称））
精神医療	・アウトリーチの充実や他の県立病院と連携した身体合併症患者への対応強化等を推進 （ひょうごこころの医療センター）

救急・災害医療	・ 2次、3次の救急医療や災害拠点病院として災害医療を提供 (災害医療センター等)
小児・周産期医療	・ 小児救命救急センターとして、適切な医療を提供 (こども病院、尼崎総合医療センター)

2 統合再編・建替整備

- (1) 丹波医療センター(令和元年 7 月開院)、はりま姫路総合医療センター(仮称)(令和 4 年度上期開院)の整備を推進
- (2) 西宮病院と西宮市立中央病院について、県市で締結した基本協定に基づき、統合再編整備を推進
- (3) がんセンターは、あり方検討委員会の報告を踏まえて、最新医療に対応した新病院の建替整備等を推進

3 診療機能の効率化

- (1) DPC分析ソフトの活用等によるクリニカルパスの充実
- (2) 専門センター制の導入推進
- (3) チーム医療の推進

4 研究機能の充実

- (1) 各病院における臨床データ等を活用し、医療水準の向上(医療技術の開発・進展、医薬品の開発・適応拡大等)に資する研究を推進
- (2) 臨床研究センターを整備し、臨床研究支援体制を充実
(はりま姫路総合医療センター (仮称))
- (3) あり方検討委員会の報告を踏まえ、大学や企業等と連携した研究体制を整備
(がんセンター)

II 安心できる県立病院の実現

1 地域医療連携の推進

- (1) 地域医療構想への対応
各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、医療機能の分化、必要な診療機能の見直し等を実施
- (2) 地域医療連携体制等の充実
地域医療との連携や患者相談を一層推進できる体制の整備
- (3) 地域医療ネットワーク
地域医療ネットワークシステムへの参画などにより他の医療機関との情報ネットワーク化を推進

2 医療安全対策等の推進

- (1) 医療安全部長等を中心に医療安全対策を推進
- (2) 各病院の院内感染防止の推進

3 患者サービスの向上

- (1) 患者呼出システムや自動精算機の導入等により外来待ち時間を短縮
- (2) 患者の退院に向けた相談体制を強化

4 医療の信頼性の向上

- (1) インフォームド・コンセントの充実
- (2) セカンド・オピニオンの推進
- (3) EBM（科学的根拠に基づく医療）の推進
- (4) 外部評価の推進

5 県民等への情報発信の推進

県民等に県立病院の診療機能や役割等の更なる周知を図るため、民間のノウハウを取り入れながら様々なメディアを活用した分かりやすい情報発信を積極的に実施

Ⅲ 持続可能な経営の確保

1 経営目標の設定と持続的な経営への取組

- (1) 病院事業全体で経常損益の黒字確保に向けた目標を設定
- (2) 病院毎に各年度の経営実施計画を策定する等、経営改善に向けたPDCAサイクルの徹底
- (3) 新病院開設時の入院患者抑制等に伴う一時的な収支悪化の抑制

2 収益の確保

- (1) 患者の受入れ促進等
新規紹介患者の受入れ促進、効率的な病床運用
- (2) 診療機能に見合う収益の確保等
診療機能の充実・高度化、平均在院日数の適正化
- (3) 未収金の軽減
概算支払額の事前通知、退院日請求の促進

3 費用の抑制

- (1) 給与費比率の改善
業務の効率化の検討による給与費の適正化
- (2) 材料費比率の改善
診療材料の安価材料への統一化、後発医薬品の使用拡大
- (3) 経費比率の改善
医療機器保守契約の一括契約化の推進、医療機材の一括購入の推進

Ⅳ 安定した医療提供体制の確立

1 効果的・効率的な組織・人員体制の整備

- (1) 医療機能の高度化等に対応できる組織・人員体制の整備
- (2) 新病院の開設に伴う効果的・効率的な組織・人員体制の整備

2 医師確保対策の推進

- (1) 地域や診療科における医師不足・偏在の解消を目的とした医師確保対策の推進
- (2) 県養成医に対する義務年限終了後を含めたキャリア支援の実施

3 看護師確保対策の推進

- (1) 採用試験の実施方法の見直し
- (2) 多様な勤務形態の整備等による魅力ある職場環境づくりの推進

4 専門的人材の充実・確保と人材育成の取組

- (1) 医療を取り巻く環境変化に対応できる専門性を備えた職種・人員の確保策の検討
- (2) 事務部門の強化に資する病院や医療制度に熟知した専門的人材の育成・確保策の検討

5 働きやすい職場づくり

健康管理やワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくり

6 経営形態の検討

- (1) 2023年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持
- (2) 国の制度の見直し等病院事業を取り巻く環境に大きな変化があった場合には、必要に応じて検討

7 安定的な地域医療の提供

地域の医療需要や他の医療機関の状況等を適時把握し、県民から必要とされる医療を的確に提供することで、将来に亘る安定的な地域医療の提供に貢献

2 兵庫県病院事業の設置等に関する条例

昭和41年12月22日条例第56号
最終改正 令和4年3月31日条例第28号

(病院事業の設置)

第1条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、兵庫県病院事業（以下「病院事業」という。）を設置する。

(法の適用)

第1条の2 病院事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の全部を適用する。

(経営の基本)

第2条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 病院事業の施設としての病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2丁目
兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野
兵庫県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3丁目
兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目
兵庫県立がんセンター	明石市北王子町
兵庫県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1丁目
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目
兵庫県立リハビリテーション中央病院	神戸市西区曙町
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	たつの市新宮町光都1丁目

3 前項の病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

病院名	診療科目	病床数	
兵庫県立尼崎総合医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 小児脳神経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科 新生児内科 心療内科 漢方内科 緩和ケア内科 感染症内科 小児感染症内科 腫瘍内科	730
	外科	外科 頭頸(けい)部外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 小児形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科救急科 小児救急科 歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立西宮病院	内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科	400
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科形成外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科	

兵庫県立加古川医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科	353
	外科	外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
兵庫県立はりま姫路総合医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科	736
	外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸(けい)部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立丹波医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科	320
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立淡路医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科	441
	外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科 歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	内科	内科	462
	外科	脳神経外科	
	上記以外の診療科目	精神科 児童思春期精神科 老年精神科 歯科	
兵庫県立こども病院	内科	循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液・腫瘍内科 代謝・内分泌内科 周産期内科 新生児内科	290
	外科	心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児歯科	
兵庫県立がんセンター	内科	呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 緩和ケア内科 腫瘍内科	360
	外科	頭頸(けい)部外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔(くう)外科	

兵庫県立粒子線医療センター	放射線科		50
兵庫県災害医療センター	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	30
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	放射線科 麻酔科 救急科	
兵庫県立リハビリテーション中央病院	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	520
	外科	整形外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 神経小児科 小児精神科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科	
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	100
	外科	整形外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 歯科	

4 兵庫県立粒子線医療センターに附属診療所を置き、その名称、位置及び診療科目は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科目
兵庫県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1丁目	放射線治療科 小児放射線治療科 麻酔科

(組織)

第2条の2 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

(料金の徴収)

第3条 県は、病院（兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院を除き、附属診療所を含む。）の利用につき、利用者から料金を徴収する。

2 前項の料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「告示」という。）により算定した額とする。ただし、別表第1に掲げるものについては、同表に定める額とする。

(証明手数料の徴収)

第3条の2 県は、看護師養成所の卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者から証明手数料を徴収する。

2 前項の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

(料金の免除)

第4条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

(兵庫県災害医療センター等の管理)

第4条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）に行わせる。

(利用料金の徴収等)

第4条の3 指定管理者は、兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の利用につき、利用者から料金を徴収する。

2 前項の料金（次項及び第4項において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、次に掲げる金額とする。

(1) 別表第2及び別表第3に掲げるもの以外のものにあつては、告示又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 別表第2に掲げるものにあつては、同表に定める額

(3) 別表第3に掲げるものにあつては、同表に定める額の範囲内で、指定管理者が管理者の承認を受けて定める額

4 指定管理者は、管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定に基づき、病院事業の用に供する重要な資産で条例で定めるものの取得及び処分については、その予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が1件1億円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第4項の規定に基づき、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合として条例で定めるものは、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかに、これを提出しなければならない。

(補則)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

2 兵庫県立病院の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第59号)は、廃止する。

3 病院事業は、平成25年度以前の事業年度に限り、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第4項(同令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

4 兵庫県立粒子線医療センター(以下「粒子線医療センター」という。)の利用に係る別表第1入院時食事療養料の款に掲げる料金の額は、管理規程で定める日までの間、第3条第2項及び同款の規定にかかわらず、粒子線医療センターの利用について次に掲げる法律(以下「医療保険各法等」という。)の適用があるものとした場合において医療保険各法等の規定により利用者が負担することとなる入院時食事療養料の額とする。

(1) 健康保険法

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

5 粒子線医療センターの利用に係る別表第1告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の項に掲げる料金の額は、管理規程で定める日までの間、第3条第2項及び同款の規定にかかわらず、告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額に、粒子線医療センターの利用について医療保険各法等の適用があるものとした場合において医療保険各法等の規定により利用者が負担すべきものとされる割合を乗じて得た額の範囲内で管理規程で定める額とする。

別表第1（第3条関係）

種別	金額
入院時食事療養料	健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。別表第2において同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
告示に掲げるものの料金	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項の規定により療養の給付を受けられる場合（以下「労災給付」という。） 健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合（労災給付、法令による検診、がん集団検診及び健康診断（精密検査以外の検査に限る。）を除く。別表第3において同じ。） 法令による検診 がん集団検診 健康診断（精密検査を除く。別表第3において同じ。） 他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。別表第3において同じ。）に受けた初診に係る料金の加算 他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った後に受けた当該紹介の診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る料金の加算
特別病室の室料	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定して得た額 告示に掲げる点数1点につき20円の範囲内で管理規程で定める額をその単価として算定して得た額 告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額の範囲内で管理規程で定める額 告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額の範囲内で管理規程で定める額 告示に掲げる初診料点数1点につき10円で算定して得た額 別に管理規程で定める額 別に管理規程で定める額
A	1人1日 32,500円
B	1人1日 18,500円
C	1人1日 15,400円
D	1人1日 13,400円
E	1人1日 10,300円
F	1人1日 8,200円
G	1人1日 6,200円
H	1人1日 5,100円
I	1人1日 4,100円
J	1人1日 3,100円
K	1人1日 2,600円
粒子線治療料（告示により算定される料金を除く。）	粒子線を使用した治療に係る告示に掲げる点数を勘案して管理規程で定める額
先進医療技術料	別に管理規程で定める額

出産介助料	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に基づく入所措置に係る分娩（べん）介助料の支弁限度額の範囲内で管理規程で定める額。ただし、診療時間外の介助にあつては当該額に100分の20を乗じて得た額を、休日又は深夜の介助にあつては当該額に100分の40を乗じて得た額を加えた額とする。
診断書、証明書その他これらに類する文書の料金	15,400円の範囲内で管理規程で定める額
附属設備の料金	別に管理規程で定める額
前各号によることができない医療行為等の料金	実費

備考1 「診療時間外」とは、休日以外の日の午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間をいう。

2 「休日」とは、管理規程で定める休診日をいう。

3 「深夜」とは、午後10時から翌日午前6時までの間をいう。

別表第2（第4条の3関係）

種別	金額
入院時食事療養料	健康保険法第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
告示に掲げるもの の料金	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定して得た額
告示その他の算定方法により算定し難い医療行為等の 料金	実費

別表第3（第4条の3関係）

種別	金額
告示に掲げるもの の料金	健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合 告示に掲げる点数1点につき20円をその単価として算定して得た額
	法令による検診 告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額
	健康診断 告示に掲げる初診料点数1点につき10円で算定して得た額
	他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合に受けた初診に係る料金の加算 別に管理規程で定める額
特別病室の室料	A 1人1日 18,500円 B 1人1日 10,300円 C 1人1日 8,200円
診断書、証明書その他これらに類する文書の料金	15,400円の範囲内で管理規程で定める額

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

平成14年3月27日条例第18号

最終改正 令和4年10月5日条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 病院事業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下これらの者を「職員」という。）の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

(給料表)

第4条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 前項の給料表については、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ職務の級を設け、当該職務の級については、当該職務の級ごとの号給を設けるものとする。

3 給料表の給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めるものとする。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）に定める行政職給料表10級以上に相当するものとして管理規程で定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の方途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障害のある者

(地域手当)

第6条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して管理規程で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する事務所、病院等で管理規程で定めるも

のに在勤する職員についても、同様とする。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（宿舍の使用を許可され、使用料を支払っている職員その他管理規程で定める職員を除く。）に対して支給する。

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、事務所、病院等を異にする異動又は在勤する事務所、病院等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、管理規程で定める単身で生活することを常況とするもの等に対して支給する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理規程で定める者に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第13条 寒冷地手当は、著しく寒冷な地域として管理規程で定めるものに在勤する職員に対して支給する。

(超過勤務手当)

第14条 超過勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給する。休日（当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日としてあらかじめ指定された日。以下「休日等」という。）にお

いて、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ割り振られた勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理規程で定める時間を除く。）について支給する。

（夜勤手当）

第15条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した全時間について支給する。

（超過勤務手当等に関する規定の適用除外）

第16条 前2条の規定は、管理職手当を受ける職員には適用しない。

（宿日直手当）

第17条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対して支給する。

- 2 前項の勤務は、第14条及び第15条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第18条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務したときに、その者に対して支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、その者に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその

者の勤務成績に応じて、支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(特定任期付職員業績手当)

第20条の2 特定任期付職員業績手当は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(退職手当)

第21条 退職手当は、職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときに、その者(死亡した場合には、その者の遺族)に対して支給する。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

(2) 傷病によりその職に堪えず退職した場合

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

(4) 在職中に死亡した場合

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当して退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理規程で定めるところにより、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあってはそれを返納させ、又はそれに相当する額を納付させることができる。

4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

(給料の減額等)

第22条 職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合においては、管理規程で定める期間を除き、その勤務しない時間1時間について勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を減額する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病に係る療養のため管理規程で定める期間を超えて勤務しないときは、管理規程で定めるところにより、その期間経過後の勤務しない日につき、給料を支給しない。

(休職者の給与)

第23条 職員が休職にされたときは、管理規程で定めるところにより給与を支給することができる。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条 第5条、第7条、第8条、第13条及び第21条の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（特定任期付職員についての適用除外等）

第24条の2 第4条第2項、第5条、第7条、第8条、第11条及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「管理職手当を受ける職員」とあるのは、「管理職手当を受ける職員及び第20条の2に規定する特定任期付職員」とする。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第24条の3 第5条、第7条、第8条、第10条、第13条及び第21条の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与）

第24条の4 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 前2項の者の給与は、その職務と責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したものでなければならない。

（非常勤の嘱託員等の給与）

第25条 病院事業職員のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者については、職員その他類似の業務に従事する者の給与との均衡を考慮して、給与を支給する。

（補則）

第26条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

4 兵庫県病院事業職員定数条例

昭和 35 年 3 月 31 日条例第 6 号
最終改正 令和 5 年 3 月 22 日条例第 10 号

(職員の定数)

第 1 条 兵庫県病院事業に常時従事する職員（臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数は、7,675 人とする。

(職員の定数の配分)

第 2 条 職員の定数の配分は、管理者が定める。

(定数に含まない数)

第 3 条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める場合には、職員の定数に含まないものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条又は第 21 条に規定する学校等に入学し、又は入所している職員 当該入学又は入所について職務に専念する義務の免除の承認を受ける場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員 当該職員の育児休業に伴い、当該育児休業の期間を任期の限度として同法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて職員が採用される場合

附 則

- 1 この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 県立病院職員定数条例（昭和 31 年兵庫県条例第 14 号）は、廃止する。
- 3 職員の定数は、第 1 条の規定にかかわらず、兵庫県立加古川医療センターに臨時に設置する施設において新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者に対する医療を提供する体制を確保する間は、第 1 条に規定する定数に 48 人を加えた数とする。
- 4 兵庫県病院事業に従事する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用される者をいう。）の数（1 週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。）は、75 人以下とする。

5 診療報酬改定の状況

改定年月	診療報酬	薬価基準	全体
昭和 59年 3月	2.79%	△ 16.60% (5.10%)	△ 2.30%
60年 3月	3.30%	△ 6.00% (△ 1.90%)	1.20%
61年 4月	2.30%	△ 5.10% (△ 1.50%)	0.70%
63年 4月	3.40%	△ 10.20% (△ 2.90%)	0.50%
63年 6月	歯科0.6%		
平成 元年 4月	0.11%	2.40% (0.65%)	0.76%
2年 4月	3.70%	△ 9.20% (△ 2.70%)	1.00%
4年 4月	5.00%	△ 8.00% (△ 2.40%)	2.50%
6年 4月	3.30%	△ 6.60% (△ 2.00%)	2.70%
6年 10月	1.50%		
8年 4月	3.40%	△ 6.80% (△ 2.60%)	0.80%
9年 4月	1.70%	△ 3.00% (△ 1.32%)	0.38%
		△ 4.40% 消費税+1.4%	
10年 4月	1.50%	△ 9.70% (△ 2.70%)	△ 1.30%
12年 4月	2.00%	△ 7.00% (△ 1.70%)	0.20%
14年 4月	△ 1.30%	△ 6.30% (△ 1.30%)	△ 2.70%
		材料価格改定 (△ 0.10%)	
16年 4月		△ 4.20% (△ 0.90%)	△ 1.00%
		材料価格改定 (△ 0.10%)	
18年 4月	△ 1.36%	△ 6.70% (△ 1.60%)	△ 3.16%
		材料価格改定 (△ 0.20%)	
20年 4月	0.38%	△ 5.20% (△ 1.10%)	△ 0.82%
		材料価格改定 (△ 0.10%)	
22年 4月	1.55%	△ 5.75% (△ 1.23%)	0.19%
		材料価格改定 (△ 0.13%)	
24年 4月	1.379%	△ 6.00% (△ 1.26%)	0.004%
		材料価格改定 (△ 0.12%)	
26年 4月	0.73% (うち消費税対応分0.63%)	△ 2.65% (△ 0.58%)	0.10%
		材料価格改定 (△ 0.05%)	(うち消費税 対応分1.36%)
28年 4月	0.49%	△ 5.57% (△ 1.69%)	△ 1.31%
		材料価格改定 (△ 0.11%)	
30年 4月	0.55%	△ 7.48% (△ 1.65%)	△ 1.19%
		材料価格改定 (△ 0.09%)	
令和 元年 10月	0.41% (うち消費税対応分0.41%)	△ 2.40% (△ 0.51%)	△ 0.07%
		材料価格改定 (0.03%)	(うち消費税 対応分0.89%)
2年 4月	0.55%	△ 4.38% (△ 0.99%)	△ 0.46%
		材料価格改定 (△ 0.02%)	
4年 4月	0.43%	△ 6.69% (△ 1.35%)	△ 0.94%
		材料価格改定 (△ 0.02%)	

6 病院事業関係用語集

< ア >

- ・ **I S O (International Organization for Standardization : 国際標準化機構)**
医療機関における第三者機関による客観的な性能評価の一つ。
- ・ **I M R T (Intensity Modulated Radiation Therapy : 強度変調放射線治療)**
放射線の形を極力病巣に合わせた上で、強さも変化させながら照射する治療法。がん
に強い放射線を当てつつ、隣接する正常臓器に照射される放射線量を可能な限り抑える
ことができる。
- ・ **I C T (Information and Communication Technology : 情報通信技術)**
通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インタ
ーネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
- ・ **I C U (Intensive Care Unit : 集中治療室)**
生命維持が危険な状態の重症患者に対して、専任の医療スタッフと高度な医療機器を
備え、集中的に治療を行うための病室。集中治療室には、あらゆる分野を扱う G I C U、
冠動脈疾患患者を扱う C C U、脳卒中患者を扱う S C U、重症患者を扱う H C U、内科
系の M I C U、新生児を扱う N I C U、妊産婦を扱う O I C U などがある。
- ・ **[精神障害者]アウトリーチ (訪問支援)**
在宅精神障害者の生活を、訪問看護やデイケアサービスなど、医療を含む他職種チー
ムの訪問等で支えること。
- ・ **アピアランス支援**
医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因
するがん患者の苦痛の軽減を図る。
- ・ **A Y A 世代**
15 歳から 30 歳前後の思春期・若年成人 (Adolescent and Young Adult, AYA) のこと。
- ・ **アンギオグラフィー (Angiography)**
手首や大腿鼠径部などの血管からカテーテルを挿入し、血管内に造影剤を注入するこ
とで血管を描出させ撮影する血管造影検査のこと。

< イ >

- ・ **E R (救急医療室・救命救急室)**
救急患者を受け入れて治療する設備のある施設・部屋。救急治療室、救急救命室、緊
急救命室、救命救急室等のことを指す。

- ・ **医業収益**

治療行為から生ずる収益で、入院収益、外来収益などをいう。

- ・ **医業費用**

治療行為のために生ずる費用で、職員の給与費、薬品等の材料費、施設の管理経費などをいう。

- ・ **医業外費用**

企業債等の利息など金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生ずる費用をいう。

- ・ **一般会計繰入金**

事業の収益をもって充てることが適当でない経費及び客観的に困難であると認められる経費について、収益的支出、資本的支出を負担することを目的に一般会計から繰り入れられた収益。

- ・ **EBM (Evidence Based Medicine : 根拠に基づく医療)**

臨床研究等で得られた科学的根拠に基づき、最適な治療方法を決定すること。

- ・ **インフォームド・コンセント**

医師が患者に対して病状、治療目的、治療方法について十分な説明を行い、患者の自発的意志による同意を得たうえで医療行為を行うこと。

- ・ **医療事故**

医療従事者の過失の有無を問わず、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいう。なお、医療事故のうち、その発生原因が医療従事者の過失にあるものを医療過誤という。

- ・ **医療秘書**

病院などの医療機関に勤務する、医学・医療知識、事務管理の知識・技能などを備えた秘書。

< エ >

- ・ **エイズ拠点病院及び診療協力病院**

エイズ診療が受けられる病院であり、このうち拠点病院は地域のエイズ診療の拠点として、重症患者に対する総合的、専門的な医療が提供できる病院。

- ・ **SPD (Supply Processing Distribution:院内物流管理システム)**

医療現場の要望により的確に医療消耗品等を各部署に供給し、死蔵・過剰在庫の解消、請求・発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステム。

・ **MRI (Magnetic Resonance Imaging : 磁気共鳴画像診断装置)**

人体の細胞がもつ磁気を核磁気共鳴を利用して検出し、その情報をコンピューターにより画像化する診断法。生体に害を与えず、任意の断層像や、軟らかい組織を診断できる。

・ **MSW (Medical Social Worker : 医療ソーシャルワーカー)**

保健医療分野における社会福祉士であり、主に病院において疾病や心身の障害などに悩む患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、保健・医療上の経済的、心理的、社会的な問題に対して相談に応じたり、関係機関や職員との連絡・調整に努め、社会復帰の促進を図る専門職。

・ **MBA (Master of Business Administration : 経営学修士)**

経営学の大学院修士課程を修了すると授与される学位。

< **カ** >

・ **化学療法**

病原菌によって起こる疾患に対して、病原菌の増殖を抑制する化学物質を投与して治療を行うこと。あるいは白血病や悪性腫瘍などの異常細胞の増殖を抑制する化学物質を投与して治療を行うこと。

・ **稼働病床**

許可病床数の範囲内で運用している病床のこと。

・ **がんゲノム医療**

細胞を構成する遺伝子に変異が起きると細胞の増殖を司るネットワークに異常が生じ、その結果発生すると言われるがんに対して、一人ひとり異なるがんの遺伝子異常(原因)を明らかにし、患者により適した治療薬の情報を提供する次世代のがん治療のこと。

・ **がんゲノム医療拠点病院**

がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、厚生労働大臣が「がんゲノム医療中核拠点病院」及び「がんゲノム医療連携病院」を指定していたが、がんゲノム医療のニーズの高まりを踏まえ、両者の中間的な位置付けとして令和元年9月に、新たに全国で34施設が指定された。(令和3年4月1日時点：33施設)

各分野の専門家が集まって検討し、解析結果の意義づけと治療法の提案を行う会議であるエキスパートパネルを自院で開催すること等が指定の要件となっており、県内では、がんセンターを含めて3病院が指定を受けている。

・ **がんゲノム医療連携病院**

がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院と連携してがんゲノム医療を実施する医療機関。県内では、こども病院を含めて4病院が指定を受けている。

・がん診療連携拠点病院

がん医療水準の均てん化の実現に向け、地域のがん診療の連携拠点として、都道府県の推薦に基づいて厚生労働大臣が指定する病院。

なお、がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要項」に基づき、がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族に対する相談支援等を義務づけられている。

平成 22 年度から、兵庫県では、国が指定する「がん診療連携拠点病院」に加え、各圏域においてがん診療連携を推進する医療機関の指定を県独自で行っている。

・感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」に規定されている医療機関のことであり、次の 3 種類がある。

① 特定感染症指定医療機関

新感染症(未知の感染症)の患者又は一類感染症(エボラ出血熱、ラッサ熱等)もしくは二類感染症(コレラ、腸チフス等)の患者を入院させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

② 第一種感染症指定医療機関

一類感染症又は二類感染症の患者を入院させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

③ 第二種感染症指定医療機関

二類感染症の患者を入院させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

・緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな（霊的な・魂の）問題に関してきちんとした評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチ。（WHO（世界保健機構））

< キ >

・キャリアオーバー患者

小児期に慢性疾患や先天性疾患を抱えたまま、成人期に移行した患者。

・Q I (Quality Indicator)

病院の様々な機能を適切な指標を用いて公表したもの。これらを分析、改善することで医療サービスの質の向上を図る。

・救命救急センター

初期救急医療機関、二次救急医療機関及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤な救急患者への医療を確保することを目的に設置された地域の救急医療体制を完結する機能を有する三次救急医療機関。

・急性期リハビリテーション

筋力や呼吸機能など身体機能の低下を防ぐために、急性期(概ね発症から2週間)の段階で行う早期のリハビリテーションのこと。

< ク >

・クリニカルパス

患者の診療の計画を横軸に時間、縦軸にケア項目をとって整理したスケジュール表のこと。医療チームのメンバーが診療経過を共通理解することにより、医療の質の保障や向上及び効率化が図れるほか、患者への情報開示のツールとして利用できる。

< ケ >

・県アレルギー疾患医療拠点病院

都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たしている、または将来果たすことが期待される医療機関。診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の治療を行うほか、患者やその家族等にアレルギー疾患に関する適切な情報の提供等に取り組む。

・減価償却

固定資産の消耗についての会計処理で、耐用年数に基づき資産を費用化する。

・県養成医

兵庫県から修学資金の貸与を受け、卒業後、一定の期間、県職員として、県が指定する県内の医師不足地域等の医療機関で勤務する医師。

< コ >

・高額療養費制度

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(暦月：1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。

・後発医薬品

新医薬品(先発医薬品)の特許有効期限が過ぎた後に承認され、当該先発医薬品と成分や効能が同一である医薬品のこと。ジェネリック医薬品ともいう。先発医薬品において既に品質、有効性、安全性が確保されているため、臨床試験等が省略される。また、発売までにかかる費用が少ないため、薬価が低く設定される。

< サ >

・災害拠点病院

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関。

< シ >

- ・ **CT (Computed Tomography System : コンピューター断層撮影装置)**
X線装置とコンピューターを組み合わせた医療機器。X線を360度回転しながら照射して人体の横断面を撮影し、各方向からの像をコンピューターで処理するもの。
- ・ **資本剰余金**
資本取引によって地方公営企業に留保された剰余金をいい、再評価積立金、償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるための受贈財産評価額、寄附金などをいう。
- ・ **集学的治療**
がんの治療法としては、主に、手術治療、放射線治療、薬物療法などがあるが、これらを単独で行うのではなく、がんの種類や進行度に応じて、さまざまな治療法を組み合わせた治療を行うこと。
- ・ **周産期医療**
妊娠22週から生後7日未満までの期間に発生する突発的な緊急事態に対する産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療のこと。
- ・ **腫瘍内科**
化学療法を専門とする腫瘍内科医が配置された診療科。
- ・ **紹介率**
病院を受診した初診患者に占める他の医療機関等からの紹介患者の割合。
- ・ **小児がん拠点病院**
小児がんの医療および支援を提供する地域(近隣都道府県を含む)の中心施設として、厚生労働大臣が指定した病院。地域における小児がん医療および支援の質の向上のけん引役を担っており、全国で15か所指定を受けている。
- ・ **小児救命救急センター**
「診療科を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる」ことを要件に、都道府県から指定を受けた医療機関。
- ・ **小児中核病院**
24時間体制での小児の救命救急医療や地域小児医療センターでは対応が困難な高度な専門入院医療の実施する医療機関。
- ・ **診療情報管理士**
日本病院会通信教育および日本病院会認定専門学校、大学にて統一されたカリキュラムで養成されており、四病院団体協議会(日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会)および医療研修推進財団の共同で認定された資格。

・診療報酬

医療機関がその提供する医療サービスに対する対価として請求する金銭のこと。保険診療においては診療報酬点数表により個々の診療行為の額が定められている。

・新医師臨床研修制度

平成 16 年度から、診療に従事しようとする医師は、2 年以上の臨床研修を必ず受けなければならないとされた制度。内科、救急部門、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療が必修とされた。

(参考：臨床研修制度の変遷)

昭和 21 年 実地修練制度（いわゆるインターン制度）創設。国民医療法施行令の一部改正により創設。

昭和 23 年 現在の医師法が制定され、同法に基づく規定となる。大学医学部卒業後、医師国家試験受験資格を得るための義務として、「卒業後 1 年以上の診療及び公衆に関する実地修練」を行うこととされた。

昭和 43 年 実地修練制度の廃止、臨床研修制度創設。大学医学部卒業直後に医師国家試験を受験し、医師免許取得後も 2 年以上の臨床研修を行うように努めるものとするとしてされた。(努力規定)

平成 16 年 現制度

・新専門医制度

平成 30 年度から開始した、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師を育成する研修制度。日本専門医機構が、19 の基本領域（診療科）における専門研修プログラムと専門医資格の認定を行い、研修医は基幹病院と連携病院をローテートして研修を受ける。

・心大血管

心臓や大動脈、肺動脈のこと。

・神経難病

多くは原因不明で発症し、病状は、筋萎縮、脱力、痺れ、目障害、呼吸障害、膀胱障害、感覚障害、嚥下障害、構音障害などと様々である。代表的なものとして、多発性硬化症（MS）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病等がある。

< ス >

・SPECT (Single Photon Emission Computed Tomography : 単一光子放射型コンピュータ断層撮影)

微量の放射性同位元素（RI：ラジオアイソトープ）を体内に投与し、脳に集積した放射線（ γ 線：ガンマ線）を放出して、放射能の分布を断層画像として表示する検査。

< セ >

・性差医療

骨格、脳の機能、薬の効き方など、男女差に配慮した医療のこと。G S M (Gender Specific Medicine)ともいう。

・精神科救急医療

精神障害のため、自傷他害の恐れのある患者に対して、迅速かつ適切な対応をおこなう医療。

・セカンドオピニオン

患者が自己の責任で治療方法を選択するうえで参考にするため、最初に診察を受けた医師とは別の医師の診察を受け、治療方法についての意見を聞くこと。

・専攻医

医師免許を有し、卒後2年間の臨床研修を修了した者で、かつ医師免許取得後3～5年目の者のうち、引き続いて専攻科における後期臨床研修を受ける者のこと。

< ソ >

・造血幹細胞移植

がんに対して一般的に行われる抗がん剤治療（化学療法）や放射線治療だけでは治すのが難しい血液疾患（主に血液がん）に対して、完治を目指して行われる治療法のひとつ。

・総合周産期母子医療センター

総合周産期母子医療センターは、母体・胎児集中治療管理室（M F I C U）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（N I C U）を備えた医療機関であり、常時、母体・新生児搬送受入体制を有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担っている。

< タ >

・退職給付引当金

職員の将来の退職による退職手当の支払いに備えて、所要額を費用計上するもの。

・ダヴィンチ（内視鏡下手術用支援機器）

体内を見る内視鏡カメラと3本の手術器具を取り付けたアームを持つロボット。医師は手術台から離れた場所に置かれた装置で立体画像を見ながら遠隔操作による手術を行う。ダヴィンチによる手術は、傷口が小さく術後の疼痛が少ないため回復が早い、開腹手術に比べて出血が非常に少なく輸血もほとんどの場合必要としない、などの特性を持つ。

< チ >

・地域医療連携

地域内において、効果的かつ効率的に最適な医療を提供するため、地域の医療機関の機能分担を踏まえた連携を行うこと。

・地域医療支援病院

地域医療機関の役割分担と連携を推進するため、医療提供や医療機器の共同利用を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院について、知事が承認している。

・地域周産期母子医療センター

産科、小児科等(胎児や新生児を担当する診療科)を備え、二次医療圏域において周産期に係る高度な医療を提供する医療機関のこと。

・治験

新医薬品等の開発の過程において、ヒトを対象として医薬品等の有効性と安全性を確かめるために行われる試験のこと。

・地方公営企業法の全部適用

病院事業に適用されている地方公営企業法に関して、法律上当然に適用される「財務に関する規定」のみでなく、任意適用とされている「組織に関する規定」「職員の身分取扱に関する規定」を条例で定めることにより適用すること。

・地方独立行政法人

公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業で、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効果的かつ効率的に行なわせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人のこと。

・長期前受金

平成 26 年度からの会計制度の見直しによるみなし償却制度の廃止に伴い、新設された負債の勘定科目。償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却費見合い分を長期前受金戻入として順次収益化する。

< テ >

・D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team)

都道府県及び政令指定都市によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う。

- ・ **D P C方式 (Diagnosis (診断) Procedure (手順) Combination (組合せ) : 診断群分類包括評価)**

入院患者を傷病名、診療行為などによって分類し、病名に対して、1日当たりの定額点数からなる包括評価（投薬、注射、入院料等）と出来高評価（手術、麻酔科等）を組み合わせて診療費を計算する方法。

専門家による臨床的観点からの検討、および特定機能病院から収集した調査データに基づいて定められた。

- ・ **D M A T (Disaster Medical Assistance Team)**

災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チームのこと。阪神淡路大震災でのフェーズ0（超急性期）への対応の遅れを教訓に、厚生労働省が平成17年4月に日本DMATを発足し、現在、全国の災害拠点病院に整備が進められている。

- ・ **電子カルテ**

診療情報を電子化して、電子媒体に記録、保存するシステムのこと。診療情報のデータベース化により、情報活用が容易になり患者への説明もわかりやすくできるなどのメリットがある。

- ・ **D M A Tカー**

DMAT（災害派遣医療チーム）が災害時に使用するための車両で、活動に必要な設備を整え、被災地で医療活動を行う隊員や資機材を運搬することができる。県立病院では、平時にドクターカーとして運用している。

< ト >

- ・ **ドクターカー**

119番通報もしくは事故・災害発生の際に、消防が一刻も早く医師をはじめとする医療従事者の介入が必要と判断した場合に、医療機関に出動を要請し、現場もしくはドッキングポイントまで医師を搬送する車。

- ・ **特定行為看護師**

実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為を、医師の指示の下、手順書により行うことができる看護師。

< ナ >

- ・ **内部留保資金**

非現金収支を含めた収益的収支の資金収支及び資本費補てん（資本的収支に係る収支差）後の累積残高。

< ニ >

・認定看護師

ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、日本看護協会の認定を受けた看護師。

< ハ >

・バイオバンク

患者の同意のもと、検査や手術で提供された血液、細胞とそれらに付随する診療情報などを、匿名化したうえで保存、管理していくシステム。

・ハイブリッドER

I V R - C Tを初療ベッドとして備えた救急初療室。搬入患者をI V R - C T台上で診療するため、蘇生を含めた初期診療からT A Eやダメージコントロール手術まで患者の移動なしに行うことが可能。

・ハイブリッド手術室システム

X線血管撮影室と手術室の機能を兼ね備えた手術室。カテーテルによる血管内治療が手術室でより安全に行え、更に高度な血管内治療が可能となる。

< ヒ >

・P F M (Patient Flow Management)

入院前に患者の基本情報を集めておくことで、退院への問題解決に向けて早期に着手できると同時に、病床の管理を合理的に行うことが可能となる、入退院管理システムのこと。

・光免疫療法

近赤外線を使用してがん細胞だけを攻撃する治療法。正常細胞を傷つけずないため、つらい症状を引き起こす副作用を大幅に軽減できる治療法として注目されている。切除不能な局所進行・局所再発頭頸部がんが対象。

・病床利用率

病床が平均的にどのくらい利用されているかを、病床数に対する在院患者数の割合で算出したもの。通常、月あるいは年単位で、次の算式により算定する。

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{入院延患者数}}{\text{実働病床数} \times \text{日数}} \times 100$$

< ヘ >

・平均在院日数

患者が入院してから退院するまでの期間が在院日数で、入院患者が平均で何日在院したかを示すもの。

- ・PET (Positron Emission Tomography : ポジトロンCT装置)

ポジトロン（陽電子）を放出するアイソトープ（同位元素）で標識された薬剤を注射し、その体内分布を特殊なカメラで映像化する新しい診断法。

- ・へき地医療

交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難である地域で行われる医療。当該地域には無医地区、無医地区に準じる地区、へき地診療所が開設されている地区等が含まれる。

< リ >

- ・粒子線医療、粒子線治療

放射線の一種である粒子線（陽子線、重粒子線）を用いたがん治療のこと。人体の自在な位置と形状で止めることが可能なため病巣部周辺に集中的に高いエネルギーを与えることができることから、周囲の正常な臓器に対する副作用のリスクが少ない。

平成 15 年度から県立粒子線医療センターにおいて治療を行っており、平成 28 年度から小児腫瘍、骨軟部腫瘍が、平成 30 年度から頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍が保険適用となった。

- ・リニアック

医療用直線加速器のこと。高エネルギーの엑クス線を発生でき、現在の放射線によるがん治療の主流となっている。

- ・臨床研究

新しい治療方法等について、その安全性と有効性を確認するために行われる研究のこと。効果及び安全性が確認された後、一般的な治療方法として確立される。

< ル >

- ・累積欠損金

当該年度までの各年度に生じた欠損金の累積額。

< ロ >

- ・ロボットリハビリテーション

筋電義手やコンピューター制御義足等のロボットテクノロジーを活用したリハビリテーション。

令和 5 年 5 月 25 日
健康福祉常任委員会資料

6 月定例会提出予定議案について

- 1 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

病 院 局

1 損害賠償額の決定

(1) 県立丹波医療センターにおける医療事故

ア 事件の概要

令和3年8月、患者（肺膿瘍で同センターに入院歴あり）は目眩があり救急外来を受診。CT検査において、読影医は追加精査の必要性を指摘していた。

令和4年8月、患者は咳が続くためミルネ診療所（丹波市設置、丹波医療センターが指定管理者として運営）にてCT検査を行ったところ肺がん（多発転移）が判明し、令和3年8月当時の担当医等による所見の見落としが判明した。

その後、入院治療を開始し、同年11月、肺がん起因する肺塞栓血栓症を併発したため転院の後、同年12月に死亡した。

当該医療事故に関し、患者遺族と兵庫県の間で損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

イ 損害賠償の額

11,250,000円

令和5年度

事 務 概 要

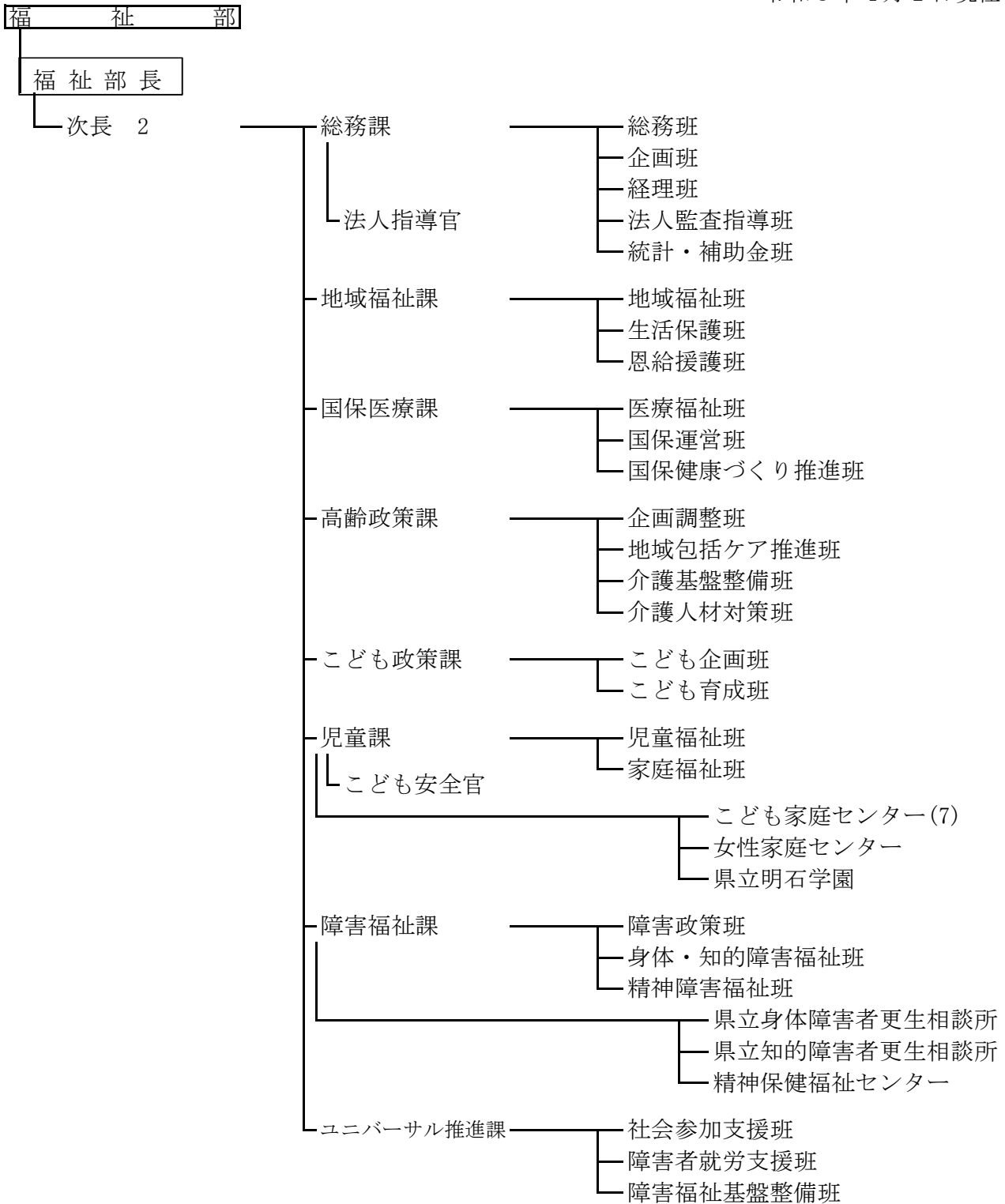
兵 庫 県 福 祉 部

目 次

1	組 織 図	3
2	地方機関等一覧表	6
3	職員現員表	8
4	附属機関一覧表	10
5	重要施策体系表	11
6	重 要 施 策	12
7	当初予算の概要	17
参考資料		
	事務分掌	19

福祉部組織図

令和5年4月1日現在



県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)

<神戸県民センター>

センター長 — 県民交流室 ————— 県民・産業振興課

<阪神南県民センター>

センター長 — 芦屋健康福祉事務所
〔芦屋保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 監査・福祉課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<阪神北県民局>

局長 — 宝塚健康福祉事務所
〔宝塚保健所〕 — 福祉室 ————— 企画課
— 健康参事 ————— 監査指導課
— 福祉課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課
— 検査室
— 伊丹健康福祉事務所
〔伊丹保健所〕 — 健康参事 ————— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<東播磨県民局>

局長 — 加古川健康福祉事務所
〔加古川保健所〕 — 福祉室 ————— 企画課
— 健康参事 ————— 監査・地域福祉課
— 生活福祉課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課
— 検査室

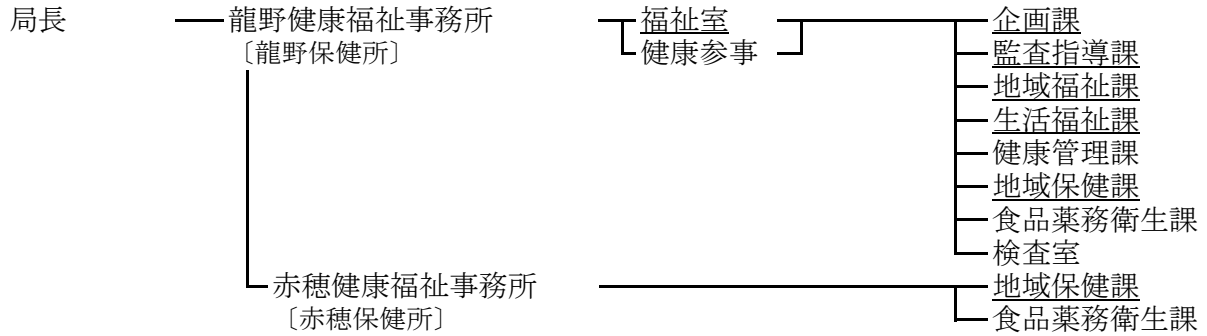
<北播磨県民局>

局長 — 加東健康福祉事務所
〔加東保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 監査・福祉課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

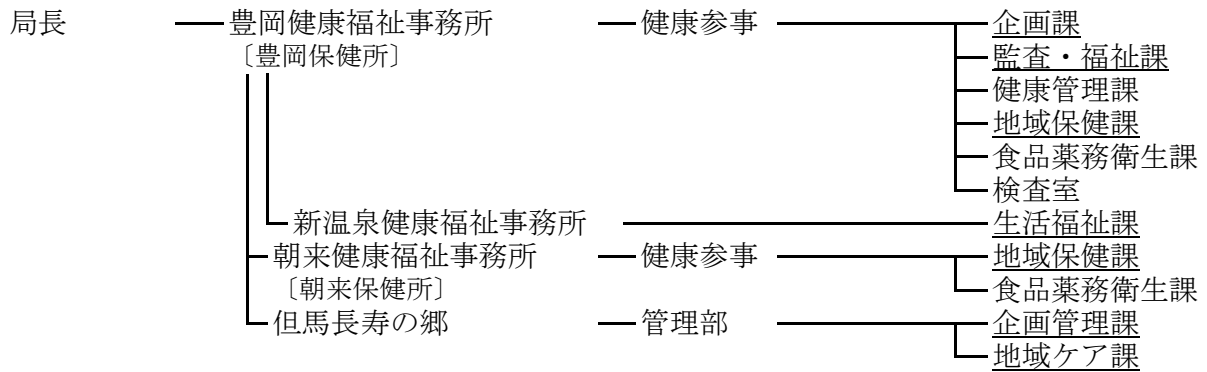
<中播磨県民センター>

センター長 — 中播磨健康福祉事務所
〔福崎保健所〕 — 福祉室 ————— 企画課
— 健康参事 ————— 監査・地域福祉課
— 生活福祉課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

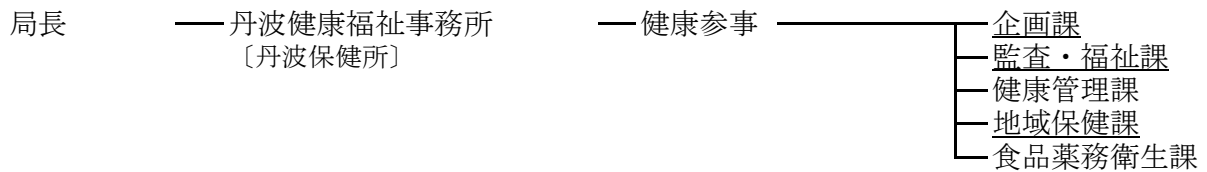
<西播磨県民局>



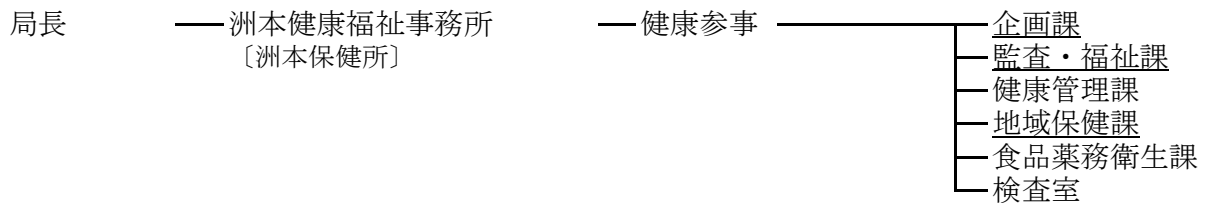
<但馬県民局>



<丹波県民局>



<淡路県民局>



地方機関等一覧表

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備考[所管区域]
こども家庭センター	中央こども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078)923-9966 こども総括監兼 所長 木下 浩昭	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	洲本分室	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799)26-2075 こども総括監兼 所長 木下 浩昭	洲本市、南あわじ市、淡路市
	尼崎こども家庭センター	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号 ひと咲きタワー9階	(06)4950-5001 所長 川端 丈彦	尼崎市
	西宮こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798)71-4670 所長 上月 浩	西宮市、芦屋市
	川西こども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 (キセラ川西プラザ3F)	(072)756-6633 所長 青木 健司	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	丹波分室	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795)73-3866 所長 青木 健司	丹波篠山市、丹波市
	加東こども家庭センター	〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	(0795)27-8250 所長 弓岡 美由希	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
	姫路こども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079)297-1261 所長 山元 浩司	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
豊岡こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796)22-4314 所長 田村 太	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
女性家庭センター	—	(078)732-7878 所長 野倉 加奈美		
県立明石学園	〒674-0074 明石市魚住町清水2744	(078)942-1572 園長 安井 洋一		
県立身体障害者更生相談所	〒651-2134 神戸市西区曙町1070	(078)927-2727 所長 向田 憲司		
県立知的障害者更生相談所	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1	(078)242-0737 所長 伊東 みどり		
精神保健福祉センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	(078)252-4980 所長 柿本 裕一		

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備 考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078)647-9085	副センター長 井野 健三郎	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797)32-0707	所長 仲西 博子	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072)785-9437	所長 清水 光恵	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9292	所長 今井 雅尚	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795)42-9446	所長 逢坂 悟郎	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 (保健部門)	(079)281-9207 (0790)22-1234	所長 柳川 拓三	
西播磨県民局				
龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5149	所長 味木 和喜子	
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791)43-2321	所長 藤田 伸輔	
但馬県民局				
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3655	所長 柳 尚夫	
(新温泉健康福祉事務所)	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079)672-6863	所長 須藤 章	
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079)662-8456	郷長 北田 輝彦	
丹波県民局				
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3776	所長 小平 博	
淡路県民局				
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-2036	所長 鷺見 宏	

職員現員表

令和5年4月1日現在

課名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
総務課	28	28		
地域福祉課	22	21	1	
国保医療課	16	14	2	
高齢政策課	29	26	3	
こども政策課	14	13	1	
児童課	17	13	4	
障害福祉課	22	17	5	
ユニバーサル推進課	16	16		
本庁計	164	148	16	0

地方機関又は派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
中央こども家庭センター	59	16	43	
尼崎こども家庭センター	27	8	19	
西宮こども家庭センター	29	11	18	
川西こども家庭センター	39	10	29	
加東こども家庭センター	17	6	11	
姫路こども家庭センター	35	16	19	
豊岡こども家庭センター	12	6	6	
女性家庭センター	9	6	3	
明石学園	28	4	21	3
身体障害者更生相談所	10	9	1	
知的障害者更生相談所	7	3	4	
精神保健福祉センター	17	2	15	
地 方 機 関 計	289	97	189	3
(社福) 兵庫県社会福祉協議会	7	7		
(社福) 兵庫県社会福祉事業団	5	1	4	
派 遣 団 体 計	12	8	4	0
福 祉 部 計	465	253	209	3

※再任用職員(短時間)を除く。

事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
〈阪神南県民センター〉 芦屋健康福祉事務所	25	8	17	
〈阪神北県民局〉 宝塚健康福祉事務所 伊丹健康福祉事務所	55 37	18 6	37 31	
〈東播磨県民局〉 加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉 加東健康福祉事務所	43	12	31	
〈中播磨県民センター〉 中播磨健康福祉事務所	31	15	16	
〈西播磨県民局〉 龍野健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所	52 20	21 3	31 17	
〈但馬県民局〉 豊岡健康福祉事務所 新温泉健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所 但馬長寿の郷	37 8 17 10	11 8 3 3	26 14 7	
〈丹波県民局〉 丹波健康福祉事務所	30	7	23	
〈淡路県民局〉 洲本健康福祉事務所	35	9	26	
県 民 局 等 計	461	143	318	0

※再任用職員(短時間)を除く。

附属機関一覧表

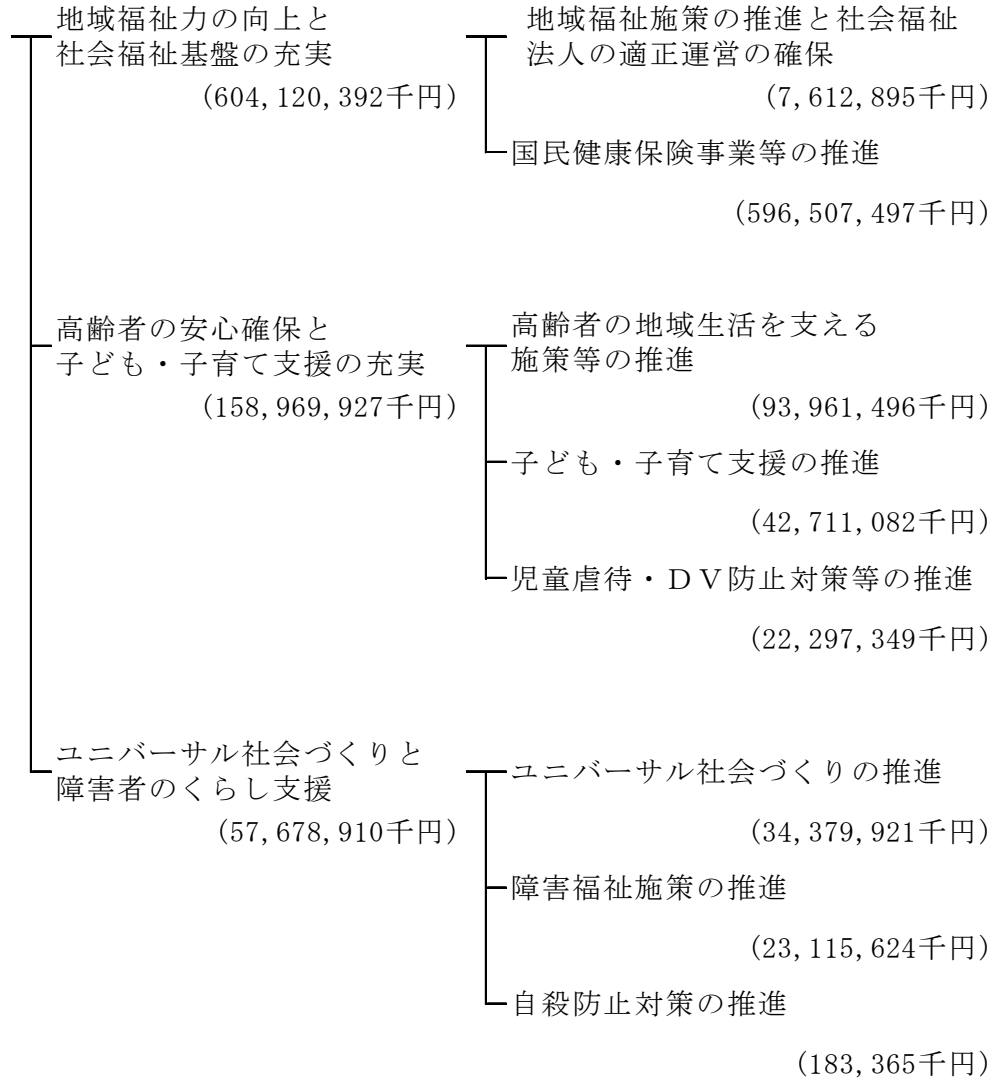
(令和5年4月1日現在)

名 称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	—	3年	地域福祉課
国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
兵庫県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	14人	3年	国保医療課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人以上 69人以内	3年	高齢政策課
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	33人以内	2年	こども政策課
認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可及び知事の諮問に応じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にかかる認定の調査審議に関する事務	10人以内	4年	こども政策課
障害福祉審議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第89条に規定する都道府県障害福祉計画の策定に係る意見聴取、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、並びに障害者総合支援法第97条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	30人以内	3年	障害福祉課
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期的報告及び入院の届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務	25人	2年	精神保健福祉センター

令和5年度重要施策体系表

福祉部

安全安心な
福祉社会の実現



令和5年度福祉部重要施策

安全安心な福祉社会の実現

1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

(1) 地域福祉施策の推進と社会福祉法人の適正運営の確保

少子高齢化や核家族が急速に進展する中、県民誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を実現するため、「第4期兵庫県地域福祉支援計画」に基づき、県・市町・県民、地域団体、民生委員児童委員などの社会福祉関係者等が一体となり、地域福祉の向上を図るほか、ヤングケアラーの早期発見・把握、福祉サービスへの円滑なつながり、人材育成などを推進する。

生活保護世帯・生活困窮者等への支援として、生活保護受給者が抱える様々な問題に対応するため、就労支援などの自立に向けた取組を推進するなど、生活保護制度の適正な実施を図るとともに、生活困窮者自立支援法において、生活保護に至る前の生活困窮者に対して生活相談のほか就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付を実施するほか、生活福祉資金等の貸付など必要な支援を実施する。

また、子どもの貧困対策として、食事を通じて居場所を提供するとともに、学習支援や生活習慣獲得等の支援拠点としての運営を行う「子ども食堂」の立ち上げにかかる助成など、引き続き地域で支援する取組を推進する。

さらに、戦没者遺族等援護対策として、先の大戦による犠牲者への慰藉事業を行うとともに、戦傷病者・戦没者遺族等援護にかかる事業を推進する。

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の適正な運営を確保するため、チェックリスト等を活用して効果的に指導・監査を実施するとともに、財務やガバナンスに問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む。

(2) 国民健康保険事業等の推進

国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険制度について、財政運営の責任主体として安定した運営を図るため、将来的な保険料水準統一（同一所得・同一保険料）に向け「兵庫県国民健康保険運営方針」を改定するとともに、市町及び国民健康保険組合に対し必要な支援を行う。加えて、予防・健康づくりの推進については、市町が実施する特定健診の受診率向上対策や生活習慣病の重症化予防、健診・レセプト等のデータ分析に基づく保健事業を支援する。

また、後期高齢者医療制度については、制度が適切に運営されるよう、後期高齢者医療広域連合や市町に対して必要な助言を行うとともに、医療給付費等の支援を行う。

さらに、県・市町協調事業として、福祉医療制度を実施し、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児・子ども、母子家庭等に係る医療費の一部を助成する。

2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

(1) 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

2025年及び2040年を見据えた「兵庫県老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）」に基づき、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組む。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防・生活支援の充実や在宅医療・介護連携の強化、地域包括支援センターの機能強化等に取り組む市町を支援する。

また、老人クラブ活動について、より広く社会参加できるよう補助事業の支援対象を拡充するなど、高齢者の生きがいと健康づくりに向けた取組を推進する。

介護サービスの充実・強化については、地域の実情に応じた特別養護老人ホームの整備等に継続して取り組むほか、高齢者の在宅での生活を支える定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護への多様な事業者の参入を促進するための支援など、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう介護保険サービスの充実を図る。

また、福祉人材センターによるマッチング、総合衛生学院介護福祉学科の運営による専門性の高い介護人材の養成、外国人介護人材の受入れ促進と定着支援、元気高齢者等が介護周辺業務を担うひょうごケア・アシスタント推進事業等による多様な人材の参入促進を図るほか、処遇改善加算の取得支援等を通じた介護人材のキャリアアップ支援、介護ロボットの導入・ICT化による魅力ある職場づくりや介護現場の生産性向上を総合的に支援する「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」の設置、特に人材不足感の大きい訪問系サービスを含めた介護業務のイメージアップ等により総合的な介護人材確保対策を推進する。

(2) 子ども・子育て支援の推進

「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）」では、「若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫」を重点テーマとして設定するとともに、5つの数値目標と4つの目標を掲げ、安心して子育てできる兵庫の実現を目指す。

待機児童の早期解消のため、保育所や認定こども園等の整備・運営支援や保育定員弾力化緊急支援事業等を行うとともに、保育士等の処遇改善や保育人材確保対策貸付事業、潜在保育士の復職支援事業等により保育定員の拡大・保育人材の確保を推進する。加えて、保育実習充実支援事業やひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成事業等各種研修事業により、保育士等の質の向上と離職防止を図る支援策を進めるとともに、保育所等の多機能化についての調査研究を実施する。

また、子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」や「アウトリーチ型在宅育児相談事業」のほか、在宅児童とその親に対し体験保育や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」など、子育て支援サービスの充実を図る。さらに「病児・病後児保育事業」や保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制整備のための「医療的ケア児保育支援事業」、障害児等の保育所等への受入れを支援するための職員加配支援や、保育所等にカウンセラーを配置し相談支援体制を整備するモデル事業を実施する。

子どもの就学後に保護者が仕事を辞めざるを得なくなる「小1の壁」の解消に向けて、小学校の余裕教室等も活用した放課後児童クラブの開設等を支援するほか、放課後児童支援員の認定研修等を実施する。

併せて、「幼児教育・保育の無償化」を着実に推進し、「ひょうご保育料軽減事業」や「乳幼児等医療費助成事業」、「こども医療費助成事業」等により、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、育児負担の大きい多胎育児家庭の大型育児用品入手費用を助成して外出環境を支援する。

(3) 児童虐待・DV防止対策等の推進

相談件数の増加や内容が複雑・多様化する児童虐待防止対策として、子どもの安全・安心を確保するため、児童虐待防止24時間ホットラインを設置し、迅速・的確に対応するとともに、こども家庭センターと市町・児童家庭支援センターとが連携した家庭復帰後の見守り支援体制の強化、旧川西こども家庭センター跡地での一時保護所の新規整備や中央こども家庭センターの移転・建替検討など一時保護所の体制強化等に取り組む。

「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託、特別養子縁組制度の普及等を図ることにより、社会的養育体制を推進する。

DV防止対策として、兵庫県DV防止・被害者保護計画に基づき、女性家庭センターにDV相談アドバイザーを配置し困難事例への対応強化や市町への技術的支援等による相談体制の充実を図るとともに、市町、民間支援団体等と連携したDV被害者の保護や自立支援、各種広報・啓発事業の実施等により、DV防止の普及促進に取り組む。

また、家庭福祉対策として、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、個々の状況、ニーズ等に応じた自立・就業に向けた自立支援への取組、資格取得や関係機関と連携した就業支援等の実施などに取り組んでいく。

3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

(1) ユニバーサル社会づくりの推進

「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、県民、事業者、団体等との参画と協働により、総合的・横断的に取組の拡大を図る。

2025年開催の「大阪・関西万博」に向け、「みんなの声かけ運動」や県民の障害者に対する理解促進のための講座の実施、手話講座や社会参加促進のためのセミナーの開催、ヘルプマークの普及など、多様な人々が誰一人取り残されることなく、安心して万博に参加できる基盤づくりと支え合う社会の構築に取り組む。また、盲ろう者の社会参加を促進するため、新たに、市町及び関係機関と連携し、盲ろう者の実態把握やアウトリーチ相談等により、支援体制を構築する。その他、福祉のまちづくり研究所において、小児筋電義手バンクを運用し訓練用筋電義手の無償貸与等を行うとともに、最先端介護・福祉機器の情報発信や実証評価を行うなど、医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を推進する。

障害者スポーツ・芸術の推進として、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の開催を契機

として、子どもたちを対象としたパラアスリートとの交流事業や次代を担うパラアスリートの発掘等により、障害者スポーツの理解促進や裾野拡大、競技力向上に取り組むほか、ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とし、①原田の森ギャラリーでの常設展示等による発表機会の確保、②鑑賞の機会拡大、③創作体験ワークショップや大阪・関西万博を見据えたシンポジウムの開催など支援人材の育成を推進し、「する・みる・ささえる」の観点から障害者芸術の更なる振興を図る。

障害者の就労支援として、作業がしやすくなる機器導入支援など障害者が働きやすい環境づくりを進めるとともに、施設管理者を対象とした研修の開催や、商品の高品質化及び販路拡大の支援、農福連携の推進、優先発注の増大等により、障害福祉サービス事業所で働く障害者の工賃向上を図る。

また、就業・生活支援センターの運営やネットワーク化の推進による障害者の職業生活における自立支援、県庁でのインターンシップ事業などにより、一般就労に向けた取組を行う。

くらし支援として、障害者支援施設等の居住環境の向上を図るとともに、グループホームの整備を促進する。また、障害者の重度化や高齢化を見据え、医療的ケアが必要な障害者も安心して生活が出来るよう、県独自の助成により、常時看護職員を配置したグループホームの整備を進めるとともに、医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケアを必要とする者等からの相談をワンストップで受け止め、関係機関と連携して総合的に対応する。

加えて、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称：ひょうご・スマイル条例）」に基づき、障害者の情報支援として、オーディオブックの充実強化、手話通訳者や要約筆記者の養成講座や難聴児支援力向上研修を実施するとともに、障害者が ICT 機器を活用するための指導者養成研修や失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣事業の実施、企業・団体向け意思疎通支援力向上のための研修動画の配信など、情報アクセシビリティ確保・コミュニケーション支援の充実を図る。

(2) 障害福祉施策の推進

障害者施策の基本指針である「第2期ひょうご障害者福祉計画」に基づき各種施策を総合的に推進する。

生活基盤づくりについては、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向け、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成、スキルアップを目指した研修を実施する。また、令和6年4月1日の改正障害者差別解消法の施行に向けて、合理的配慮の法的義務化や趣旨等の事業者への周知に取り組む。

障害福祉サービス等の充実として、脳性まひ等肢体不自由児者の診療・リハビリ・相談機能等を有する障害児者リハビリテーションセンターを運営する。また、強度行動障害がある方の安定した地域生活を実現するため、緊急性の高い方への集中支援及び実践的なコンサルティング方式の研修による地域ごとに核となる指導施設の養成等を実施する。加えて、ひきこもり支援施策をさらに効果的・効率的に進めるため、ひきこもり支援連携検討会議（仮称）を設置し、現状の課題整理や新施策の検討等を行う。

発達障害児（者）支援体制については、発達障害者への総合的支援の拠点として、ひょう

ご発達障害者支援センターを運営するとともに、発達障害児の早期発見・早期療育のため、県立こども発達支援センターを運営する。

精神障害者支援体制の充実として、重篤な精神障害者が早期から適切な医療が受けられるよう精神保健診察実施体制の充実を図るとともに、退院後も、途切れることなく必要な医療等が確保されるよう見守り支援を引き続き行う。また、依存症対策の充実のため、自助グループ等が実施する相談会やセミナー開催等の活動支援や、大学生等の若者世代を中心とした正しい理解を進めるための効果的・効率的な啓発等を実施する。

くらし支援として、グループホームの整備促進のため、新規開設経費の補助や家賃助成を実施する。また、「親なきあと」等を見据え、在宅障害者・保護者の希望する暮らしの実現に向けた選択肢の提供及び相談へと繋げるきっかけづくりを目的とした説明会を開催するなど、支援体制を構築する。

(3) 自殺防止対策の推進

「自殺対策計画（中間見直し）」に基づき、コロナ禍においても一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」の実現をめざして、市町や関係機関・団体と連携し、自殺対策を総合的に推進する。

相談体制の充実強化として、「経済問題等に係る心の悩み相談」や「いのちと心のサポートダイヤル」等の運営、「いのちの電話」への支援による24時間電話相談体制をはじめ、インターネットやSNS等の多様な手段を活用した相談窓口等の情報発信、相談機会の充実に取り組む。

また、自殺予防に対する理解を促すため、研修や広報活動を通じた啓発事業を展開するとともに、地域で自殺対策に従事する相談職員等への研修などにより人材養成に取り組む。さらに、地域レベルの実践的な取組を推進するため、市町自殺対策計画に基づく取組を充実するとともに、地域の相談支援ネットワークの構築に向けた支援を行う。

自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化として、関連機関との有機的な連携により、様々な自殺リスクに対応できる精神保健医療福祉等の連携支援体制を強化する。また、自殺未遂者や自死遺族に関わる関係者の実践的な研修等により支援の充実を図る。

各年齢階層別の自殺対策の推進として、子ども・若者、中高年層、高齢者層等ライフステージに応じたきめ細かな自殺対策を推進する。

さらに、コロナ禍における雇用問題の深刻化等の影響を受けやすい女性への対策として、「ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～」による相談支援、女性を中心とした働き盛り世代を対象とした企業内でのゲートキーパーの養成等の取組を行う。

令和5年度福祉部当初予算の概要

(単位：百万円、%)

区分 会 計	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	(B)/(A)	備 考
一 般 会 計	361,180	367,792	101.8	人件費 4,250 事業費 363,542 介護給付費県費負担金 68,225 → 70,859 障害者自立支援給付費県費負担金 29,408 → 31,201
特 別 会 計	492,432	488,542	99.2	
母子父子寡婦福祉資金	320	321	100.3	母子父子寡婦福祉資金貸付金 300 → 300 貸付償還事務費 20 → 21
基 金 管 理	239	0	0.0	地域創生基金積立金 233 → 0 県債管理基金積立金 3 → 0 はばタンスポーツ基金積立金 3 → 0
国 民 健 康 保 険	491,846	488,197	99.3	保険給付費等交付金（普通交付金） 388,203 → 379,095
県 有 環 境 林 等	27	24	88.9	公債費特別会計へ繰出 24 → 24 県有環境林管理費 3 → 0
合 計	853,612	856,334	100.3	

参 考 资 料

事務分掌及び幹部職員一覧表

福祉部長 生 安 衛 (内 2704)

次 長 内 藤 良 介 (内 2711)

次 長 村 上 恵 一 (内 2979)

部参事 (精神医療福祉・障害福祉担当) (柿本精神保健福祉センター所長が兼務)

総務課

課 長 鯉 渕 薫 (内 2766)

法人指導官 横 田 陽 子 (内 2936)

班 名	分 掌 事 務
副課長 河 原 秀 和 (内 2768)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の職員の人事及び服務に関する事。 2 行財政改革に係る実務調整に関する事。 3 部の重要事項に係る部内各課室及び地方機関との連絡調整に関する事。 4 課内の班間の調整及び連携に関する事。
総務班 班長 福 田 和 生 (内 2770)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。 2 部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。 3 部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
企画班 班長 有 本 晃 子 (内 2990)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の行政の企画及び総合調整に関する事。 2 部の事業に係る重要事業の進行管理に関する事。 3 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 4 部の行政に係る事務の能率化に関する事。 5 部の行政に係る広報、広聴の推進及び連絡調整に関する事。 6 部の行財政構造改革の推進に関する事。 7 社会保障制度に係る調整に関する事。 8 健康福祉事務所 (他課室の所掌に属するものを除く。)に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、部内他課室の所掌に属しないこと。
経理班 班長 藤 井 宏 典 (内 2782)	部の予算、決算及び会計に関する事。
法人監査指導班 班長 沖 本 明 美 (内 2934)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。 2 社会福祉施設の指導監査に関する事 (他課の所掌に属するものを除く。) 3 社会福祉法人指導指針の施行に関する事。 4 社会福祉連携推進法人に関する事。 5 社会福祉充実計画の承認に関する事。 6 社会福祉法人経営指導強化事業に関する事。 7 福祉サービス第三者評価に関する事。 8 民間社会福祉施設運営支援事業に関する事。 9 社会福祉施設設備資金利子補給に関する事。 10 社会福祉施設等職員退職手当共済に関する事。 11 福祉医療機構に関する事。
統計・補助金班 班長 小 堀 有 理 (内 3480) 福祉専門員 坂 本 斎 (内 3114)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関する事。 2 福祉部、保健医療部、県民生活部が所掌する補助金、負担金、交付金等に係る事務の効率的な事務処理に関する事。

E-mail fukushi_soumu@pref.hyogo.lg.jp

地域福祉課

課長 小田直樹 (内2922)

班名	分掌事務
副課長 森山剛史 (内2905)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関する事。 2 生活保護・自立支援推進の総括に関する事。
地域福祉班 班長 沖本考史 (内2925) 主幹(ヤングケアラー担当) 岡田翼 (内2894)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。 2 社会福祉法の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。) 3 地域福祉計画及び地域福祉支援計画に関する事。 4 (社福)兵庫県社会福祉協議会に関する事。 5 兵庫県福祉センターに関する事。 6 兵庫県福祉人材研修センターに関する事。 7 生活福祉資金に関する事。 8 民生委員法の施行に関する事。 9 民生・児童協力委員制度に関する事。 10 社会福祉審議会に関する事。 11 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関する事。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事。 13 災害援護基金及び災害援護金に関する事。 14 社会福祉大会(県知事表彰を含む。)に関する事。 15 日常生活自立支援事業に関する事。 16 運営適正化委員会設置運営事業に関する事。 17 災害福祉広域支援ネットワークに関する事。 18 兵庫県民生委員児童委員連合会に関する事。 19 (社福)兵庫県社会福祉事業団に関する事(他課の所掌に属するものを除く。) 20 県立総合リハビリテーションセンター及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関する事(他課の所掌に属するものを除く。) 21 生活困窮者自立支援法の施行に関する事。 22 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関する事。 23 ヤングケアラーに関する事。 24 課の庶務に関する事。
生活保護班 班長 木元倫代 (内2931)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の施行に関する事。 2 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関する事。 3 救護施設に関する事。 4 第二種社会福祉事業(無料低額宿泊施設・無料低額診療事業・無料低額老健施設)の届出に関する事。 5 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関する事。

班 名	分 掌 事 務
恩給援護班 班長 杉 浦 裕加里 (内 3000)	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧軍人・軍属等に係る恩給法の施行に関する事。 2 旧軍関係恩給相談に関する事。 3 旧陸軍軍人・軍属の軍歴証明に関する事。 4 兵籍資料の整備及び保管に関する事。 5 旧軍人・軍属の叙位、叙勲に関する事。 6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事。 7 戦没者遺族の援護に関する事。 8 旧軍人・軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。 9 旧ソ連邦抑留中死亡者の遺族調査に関する事。 10 慰霊諸行事に関する事。 11 未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法の施行に関する事。 12 戦傷病者特別援護法の施行に関する事。 13 戦没者等の妻等に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関する事。 15 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 16 各種国庫債券の担保貸付及び買上償還に関する事。 17 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及び引揚者給付金支給法の施行に関する事。 18 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する事。 19 兵庫県援護事業功労者表彰に関する事。 20 兵庫県遺徳顕彰会に関する事。

E-mail chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

国 保 医 療 課

課 長 高 田 久 葉 (内 3011)

班 名	分 掌 事 務
副課長 福 田 泰 大 (内 3017)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
医療福祉班 班長 木 戸 理 恵 (内 3018)	<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療制度に関すること。 2 後期高齢者医療審査会に関すること。 3 高齢期移行助成事業に関すること。 4 重度障害者（児）医療費助成事業に関すること。 5 乳幼児等医療費助成事業に関すること。 6 こども医療費助成事業に関すること。 7 母子家庭等医療費給付事業に関すること。 8 高齢重度障害者医療費助成事業に関すること。 9 国民健康保険団体連合会に関すること。 10 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導監査に関すること (国民健康保険及び後期高齢者医療に関するものに限る。) 11 国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。 12 療養費及び療養費に関する行政不服審査に関すること。 13 医療費適正化計画に関すること。 14 保険者協議会に関すること。 15 課の庶務に関すること。
国保運営班 班長 森 田 哲 弘 (内 3014) 主幹（財政担当） 太 田 翔 平 (内 3042)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計の運営に関すること。 2 国民健康保険運営方針に関すること。 3 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関すること。 4 保険者の行財政に係る助言及び指導に関すること。 5 被保険者資格及び被保険者証に関すること。 6 保険給付（他班の所掌に属するものを除く。）に関すること。 7 国民健康保険料（税）に関すること。 8 国民健康保険審査会に関すること。 9 国庫支出金（財政調整交付金、療養給付費等負担金、高額医療費負担金、 保険基盤安定負担金、出産育児一時金補助金及び災害等臨時特例補助金等） に関すること。 10 国民健康保険給付費等交付金に関すること。 11 国民健康保険事業費補助金に関すること。 12 県保険基盤安定負担金に関すること。 13 県繰入金に関すること。 14 国庫支出金（直営診療施設運営費、施設・設備整備費等に係る特別調整交 付金等）に関すること。 15 国民健康保険直営診療施設の整備及び運営指導に関すること。 16 国民健康保険連絡協議会に関すること。 17 兵庫県国民健康保険運営協議会に関すること。 18 国民健康保険に関する調査・報告等に関すること。
国保健康づくり推進班 班長 中 野 真理子 (内 2954)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する保健事業に関すること。 2 糖尿病性腎症重症化予防の推進に関すること。 3 国庫支出金（保健事業に係る特別調整交付金、保険者努力支援交付金）に 関すること。 4 特定健診等負担（補助）金に関すること。

E-mail kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

高 齢 政 策 課

課 長 田 畑 司 (内 2975)

班 名	分 掌 事 務
副課長 河 部 大 (内 2993)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
企画調整班 班長 井 川 善 博 (内 2738) 福祉専門員 吉 川 博 史 (内 2738)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度に係る総合調整に関すること。 2 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画に関すること。 3 介護給付費負担金に関すること。 4 介護保険財政安定化基金に関すること。 5 介護保険審査会に関すること。 6 要介護認定に係る市町指導・助言に関すること。 7 介護給付適正化事業に関すること。 8 介護支援専門員に関すること (資格、研修、実務研修受講試験)。 9 介護保険事業統計に関すること。 10 少子高齢社会福祉ビジョンに関すること。 11 課所管施設に関すること (但馬長寿の郷、六甲保養荘等)。 12 高齢者特別賞表彰及び高齢者の集いにおける各種表彰に関すること。 13 無年金外国籍高齢者福祉給付金に関すること。 14 課の庶務・経理に関すること。
地域包括ケア推進班 班長 大 塚 秀 樹 (内 2946)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケア推進の調整に関すること。 2 地域包括支援センターの運営支援に関すること。 3 介護予防の推進に関すること。 4 高齢者の生活支援に関すること。 5 市町における在宅医療・介護連携の推進支援に関すること。 6 地域リハビリテーションの推進に関すること。 7 高齢者虐待の防止に関すること。 8 老人クラブに関すること。 9 高齢者の集いの開催に関すること。
介護基盤整備班 班長 谷 山 雄 司 (内 3107) 主幹 (高年施設担当) 吉 田 虎 嗣 (内 2950)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期巡回サービス・看護小規模多機能型居宅介護の普及促進に関すること 2 訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策に関すること 3 介護現場の生産性向上に関すること 4 介護ロボット・ICT機器等の導入支援に関すること 5 介護報酬及び指定基準に関すること。 6 介護サービス情報の公表に関すること。 7 地域密着型サービスの支援に関すること。 8 介護サービス事業者の指定、指定更新に関すること。 9 業務管理体制整備の届出に関すること。 10 人生いきいき住宅改造助成事業 (住宅改造・特別型) に関すること。 11 介護保険施設等の認可及び指定等に関すること。 12 介護保険施設等の整備助成及び運営指導に関すること。 13 地域介護拠点整備に関すること。 14 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること。 15 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) 16 高齢者施設等への新型コロナウイルス感染症対策に関すること。
介護人材対策班 班長 安 瀬 学 (内 2889)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護人材確保に関すること。 2 外国人介護人材確保に関すること。 3 介護福祉士修学資金等貸付事業に関すること。 4 介護福祉士養成施設の指定及び介護員養成研修等に関すること。 5 介護人材のキャリアアップに関すること。 6 介護職員処遇改善加算に関すること。 7 介護業務イメージアップ事業に関すること。

E-mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

こども政策課

課長 石井輝昌 (内2867)

班名	分掌事務
副課長 萩野健司 (内2980)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
こども企画班 班長 (萩野副課長が兼務) 主幹(少子政策担当) 津志由賀 (内2859)	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援推進本部の運営に関すること。 2 子ども・子育て会議に関すること。 3 少子対策・子育て支援の企画及び推進に関すること。 4 ひょうご子ども・子育て未来プランの推進に関すること。 5 子ども・子育て支援新制度(他課の所掌に属するものを除く。)に関する こと。 6 病児・病後児保育事業に関すること。 7 医療的ケア児保育支援事業に関すること。 8 ファミリー・サポート・センターの推進に関すること。 9 ひょうご放課後プランの推進に関すること。 10 放課後児童支援員認定資格研修に関すること。 11 幼児教育・保育の無償化に関すること 12 ひょうご保育料軽減事業に関すること。 13 地域子育て支援拠点事業に関すること。 14 利用者支援事業に関すること。 15 延長保育事業に関すること。 16 一時預かり事業に関すること。 17 子育て支援員認定研修に関すること。 18 私立保育所等子育て支援カウンセラーモデル事業、特別支援保育加配事業 の実施に関すること。 19 アウトリーチ型在宅育児相談に関すること。 20 多胎育児家庭の外出環境支援事業に関すること。 21 安心こども基金の総括に関すること。 22 ひょうご子育て応援賞に関すること。 23 乳幼児子育て応援事業に関すること。 24 課の庶務に関すること。
こども育成班 班長 大喜多弘昌 (内2984) 主幹(認定こども園担当) 溝畑理恵子 (内2973)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所に関すること。 2 社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会に関すること。 3 認定こども園に関すること。 4 認定こども園審議会に関すること。 5 兵庫県内認定こども園関係団体協議会に関すること。 6 認定こども園園長研修等に関すること。 7 保育人材の確保に関すること。 8 潜在保育士復職支援研修に関すること。 9 保育人材確保対策貸付事業費補助に関すること。 10 保育士登録等に関すること。 11 子どものための教育・保育給付費県費負担金に関すること。 12 認可外保育施設に関すること。 13 保育士キャリアアップ研修事業に関すること。 14 ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業に関すること 15 認定こども園・保育所等ホットラインに関すること。

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

児 童 課

課 長 稲 田 直 彦 (内 2977)
 こども安全官 助 野 吉 郎 (内 2971)

班 名	分 掌 事 務
副課長 友 田 誠 一 (内 2956)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
児童福祉班 班長 増 田 稔 (内 2927) 主幹 (児童施設担当) 藤 本 太 一 (内 2982) 主幹 (特定妊婦支援担当) 吉 住 惇 (内 3101)	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども家庭センターに関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 市町児童家庭相談に関すること。 4 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 5 子ども・子育て支援事業支援計画 (社会的養育) に関すること。 6 児童委員・主任児童委員に関すること。 7 児童福祉施設に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) 8 県立清水が丘学園、県立明石学園及び女性家庭センターに関すること。 9 里親及び養子縁組制度に関すること。 10 売春防止法による要保護女子の保護更生施策に関すること。 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。 12 課の庶務に関すること。
家庭福祉班 班長 中 家 千 恵 (内 2986)	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童手当及び子ども手当に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 特別児童扶養手当に関すること。

E-mail jidouka@pref.hyogo.lg.jp

障害福祉課

課長 石川 雅重 (内2960)

班 名	分 掌 事 務
副課長 水 嶋 裕 一 (内 2965)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
障害政策班 班長 女 鹿 貴 史 (内 2969) 主幹 (障害者権利擁護担当) 松 原 裕 樹 (内 3002)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関すること。 2 ひょうご障害者福祉計画の推進に関すること。 3 障害福祉審議会に関すること。 4 障害者虐待防止法に関すること。 5 障害者差別解消法に関すること。 6 兵庫県障害者自立支援連絡協議会の運営・圏域コーディネーター事業の推進等に関すること。 7 無年金外国籍障害者等福祉給付金に関すること。 8 障害福祉サービス事業者の指導監査に関すること。 9 触法障害者の地域移行支援に関すること。 10 地域生活支援事業に関すること。 11 課の庶務に関すること。
身体・知的障害福祉班 班長 田 中 一 弘 (内 3074)	<ol style="list-style-type: none"> 1 療育手帳に関すること。 2 身体障害者手帳に関すること。 3 自立支援医療（育成医療・更生医療）に関すること。 4 心身障害者扶養共済制度に関すること。 5 重症心身障害児（者）への支援に関すること。 6 県立身体障害者更生相談所に関すること。 7 県立知的障害者更生相談所に関すること。 8 特別障害者手当に関すること。 9 発達障害者支援施策に関すること。 10 県立こども発達支援センターに関すること。 11 県立障害児者リハビリテーションセンターに関すること。 12 ひきこもり支援施策に関すること。 13 強度行動障害者支援施策に関すること。 14 障害者のデジタルデバイス解消事業に関すること。
精神障害福祉班 班長 伊地智 三佐子 (内 3076) 主幹 (精神福祉担当) 清 瀬 聡 (内 3291)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神科救急医療体制の整備に関すること。 2 心神喪失者等医療観察法に関すること。 3 精神保健診察及び措置入院患者に関すること。 4 精神科病院に対する実地指導・実地審査に関すること。 5 「ひょうごDPAT」等に関すること。 6 兵庫県こころのケアセンターの運営に関すること。 7 精神障害者地域移行・地域定着支援に関すること。 8 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 9 自立支援医療（精神通院医療）に関すること。 10 精神保健福祉センターに関すること。 11 依存症対策に関すること。 12 自殺対策の総合的推進に関すること。 13 自殺対策推進本部の運営に関すること。 14 自殺対策に係る精神保健福祉に関すること。

E-mail shougaika@pref.hyogo.lg.jp

ユニバーサル推進課

課長 相浦輝之(内3030)

班名	分掌事務
副課長 中嶋嘉彦 (内2958)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関すること。 2 社会参加推進の総括に関すること。
社会参加支援班 班長 山田真太郎 (内3034) 主幹(パブリック推進・拠点整備担当) 松田淳吾 (内3054) 主幹(ユニバーサル政策担当) 長谷佳行 (内2833)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサル社会づくりの総合調整等に関すること。 2 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関すること。 3 社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会に関すること。 4 ユニバーサル社会づくり率先行動計画に関すること。 5 みんなの声かけ運動に関すること。 6 兵庫ゆずりあい駐車場に関すること。 7 配慮が必要な方に関するマークに関すること。 8 身体障害者補助犬法の施行に関すること。 9 聴覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 10 視覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 11 福祉のまちづくり研究所に関すること。 12 障害者の芸術・文化の振興に関すること。 13 障害者スポーツの振興に関すること。 14 障害者スポーツ拠点の整備に関すること。 15 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会に関すること。 16 課の庶務に関すること。
障害者就労支援班 班長 山下ゆかり (内3041)	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上事業に関すること。 2 障害者の一般就労に向けた訓練支援事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 物品等の優先発注制度に関すること。 4 各圏域就業・生活支援センター(生活支援に関することに限る)及び同センターネットワーク会議に関すること。 5 小規模作業所及び地域活動支援センターに関すること。 6 ICTを活用した在宅障害者の就労支援に関すること。 7 農福連携による障害者の就労促進に関すること。 8 障害児の職業体験に関すること。 9 就労系サービス事業者に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務及び施設整備に関すること。
障害福祉基盤整備班 班長 幸田淳 (内2967)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害児(者)施設に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務に関すること(入所施設、通所サービスに限る。) 2 障害児(者)施設の整備に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 障害児入所施設の給付費等に関すること。 4 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 5 県営住宅を活用したグループホームの整備等に関すること。 6 障害福祉サービス情報の公表に関すること。

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																
<p>こども家庭センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の一時保護に関すること。 2 相談統計に関すること。 3 児童の相談、調査、指導及び措置に関すること。 4 親権者及び後見人に関すること。 5 里親及び養子縁組制度に関すること。 6 児童及びその家庭についての医学的判定、その他の判定並びにこれらに付随する指導及び助言に関すること。 7 児童及び妊産婦の福祉に関する市町の相談業務に関し、必要な援助等を行うこと。 <p>中央こども家庭センターにおいては、前各号に掲げるもののほか、一時保護施設の管理に関する事務並びに他のこども家庭センターに対する技術的援助、情報提供及び連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="563 853 1386 1400"> <thead> <tr> <th data-bbox="563 853 879 898">名 称</th> <th data-bbox="879 853 1386 898">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 898 879 965">中央こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 898 1386 965">加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 965 879 1021">尼崎こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 965 1386 1021">尼崎市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1021 879 1077">西宮こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1021 1386 1077">西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1077 879 1167">川西こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1077 1386 1167">伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1167 879 1234">加東こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1167 1386 1234">西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1234 879 1346">姫路こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1234 1386 1346">姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1346 879 1400">豊岡こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1346 1386 1400">豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	中央こども家庭センター	加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡	尼崎こども家庭センター	尼崎市	西宮こども家庭センター	西宮市 芦屋市	川西こども家庭センター	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡	加東こども家庭センター	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	姫路こども家庭センター	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡こども家庭センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
名 称	所 管 区 域																
中央こども家庭センター	加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡																
尼崎こども家庭センター	尼崎市																
西宮こども家庭センター	西宮市 芦屋市																
川西こども家庭センター	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡																
加東こども家庭センター	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																
姫路こども家庭センター	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																
豊岡こども家庭センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
女性家庭センター	<p>1 要保護女子の保護更生に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 要保護女子の保護更生に関する問題の相談に応ずること。</p> <p>(2) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 要保護女子の一時保護を行うこと。</p> <p>(4) 要保護女子の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。</p> <p>(5) 要保護女子の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な指導及び啓発活動を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、要保護女子の保護更生に関すること。</p> <p>2 配偶者（生活の本拠を共にする交際関係も含む。以下同じ。）からの暴力の防止及び被害者（配偶者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）の保護に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題の相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下の項において同じ。）の一時保護を行うこと。</p> <p>(4) 被害者の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。</p> <p>(5) 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(7) 被害者を居住させ保護する施設等の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</p>
県立明石学園	<p>1 不良の行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること。</p>
県立身体障害者更生相談所	<p>1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>2 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>3 補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>4 身体障害者手帳に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の福祉に関すること。</p>

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立知的障害者更生相談所	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者に関する問題のうち、専門的な知識及び療育手帳に関する相談に応ずること。 2 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 前各号に掲げるもののほか、知的障害者の福祉に関すること。
精神保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者の福祉についての知識の普及に関すること。 2 精神保健及び精神障害者の福祉についての調査研究に関すること。 3 精神保健及び精神障害者の福祉についての相談及び指導のうち、複雑又は困難なもの処理に関すること。 4 精神医療審査会に関すること。 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 6 障害者総合支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。 7 障害者総合支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 8 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉センターの目的を達成するために必要なこと。

〈県民局及び県民センター事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。
健康福祉事務所	
芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	<p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
<p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p>	<p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="628 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
<p>新温泉健康福祉事務所</p>	<p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p>																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	<p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

令和5年度

事 務 概 要

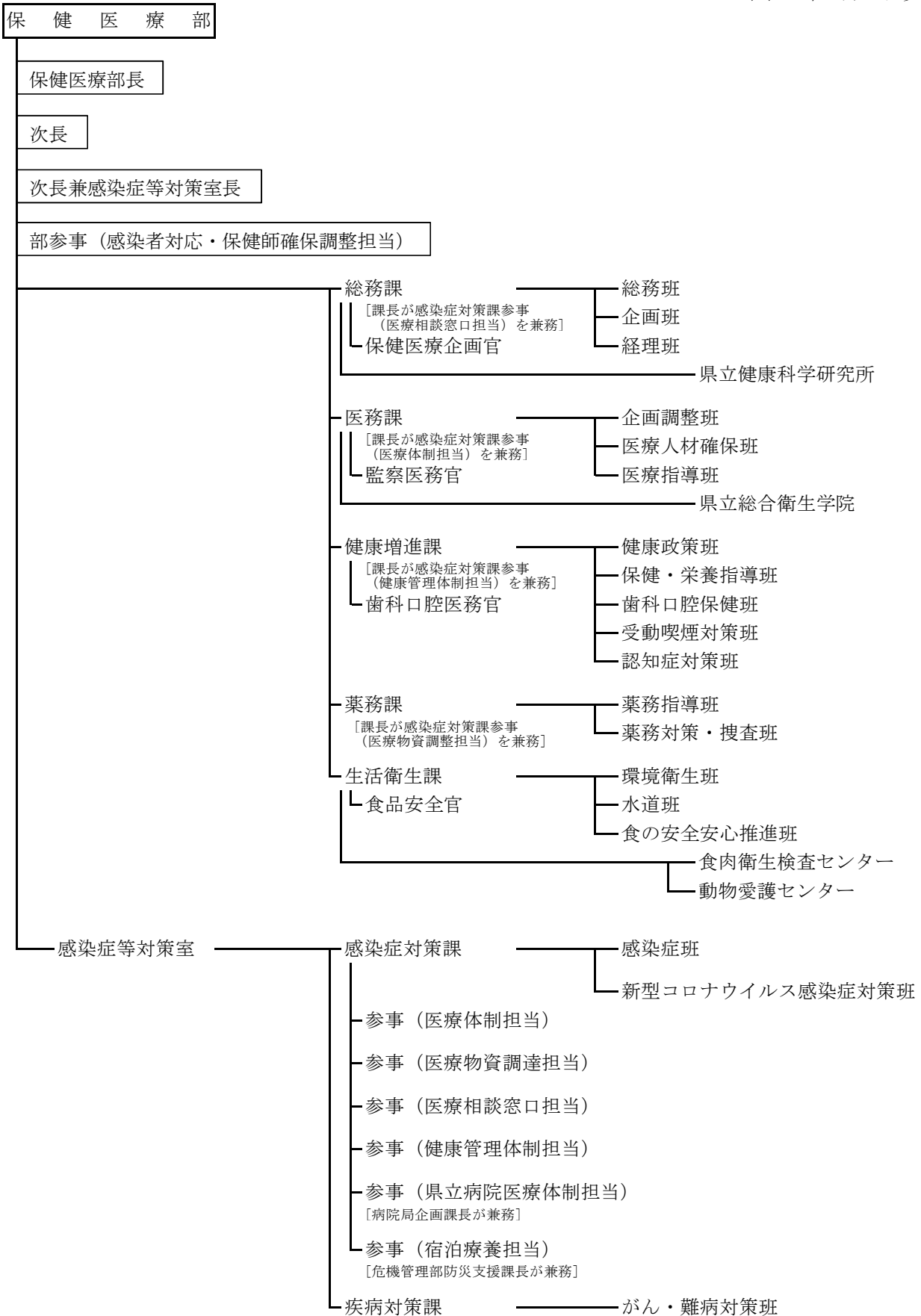
兵 庫 県 保 健 医 療 部

目 次

1	保健医療部組織図	3
2	地方機関等一覧表	6
3	事務分掌及び幹部職員一覧表	8
4	職員現員表	20
5	重要施策体系表	22
6	予算要求一覧表	22
7	重 要 施 策	23
8	附属機関一覧表	27
9	主要計画等一覧表	28

保健医療部組織図

令和5年4月1日現在



県民局及び県民センター組織図

(保健医療部関係部分のみ)

<神戸県民センター>

センター長 — 県民交流室 ————— 県民・産業振興課

<阪神南県民センター>

センター長 — 芦屋健康福祉事務所
〔芦屋保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<阪神北県民局>

局長 — 宝塚健康福祉事務所
〔宝塚保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課
— 検査室

— 伊丹健康福祉事務所
〔伊丹保健所〕 — 健康参事 ————— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<東播磨県民局>

局長 — 加古川健康福祉事務所
〔加古川保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課
— 検査室

<北播磨県民局>

局長 — 加東健康福祉事務所
〔加東保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<中播磨県民センター>

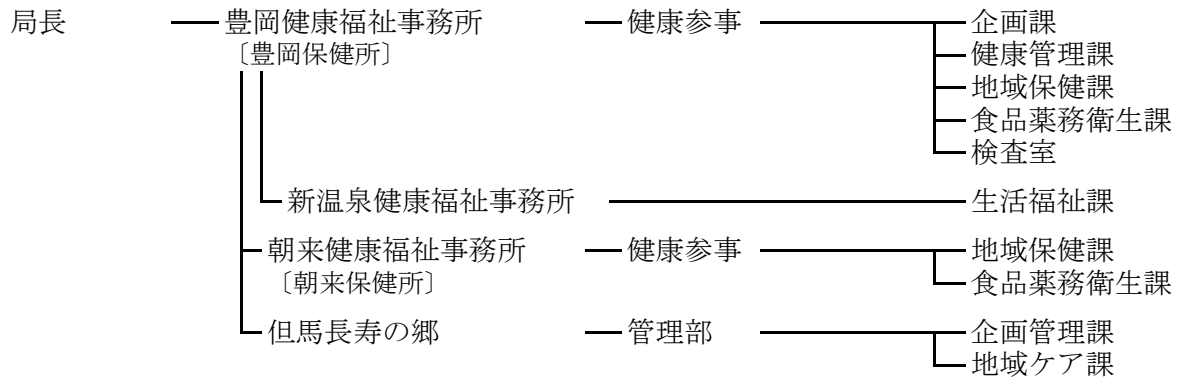
センター長 — 中播磨健康福祉事務所
〔福崎保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

<西播磨県民局>

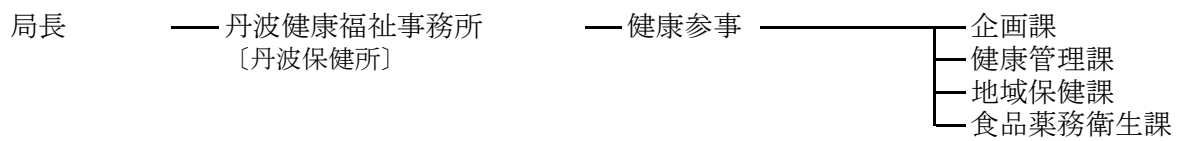
局長 — 龍野健康福祉事務所
〔龍野保健所〕 — 健康参事 ————— 企画課
— 健康管理課
— 地域保健課
— 食品薬務衛生課
— 検査室

— 赤穂健康福祉事務所
〔赤穂保健所〕 ————— 地域保健課
— 食品薬務衛生課

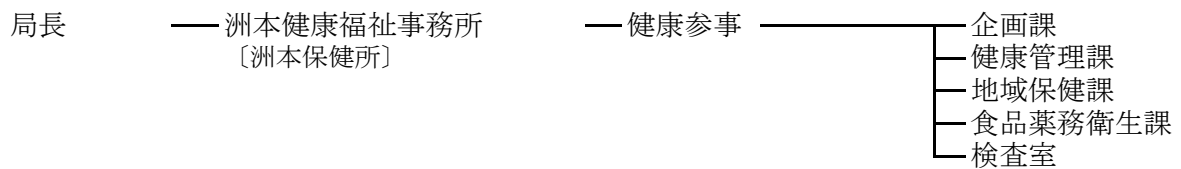
<但馬県民局>



<丹波県民局>



<淡路県民局>



地方機関等一覧表

(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備 考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078)647-9085	副センター長 井野 健三郎	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797)32-0707	所長 仲西 博子	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072)785-9437	所長 清水 光恵	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9292	所長 今井 雅尚	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795)42-9446	所長 逢坂 悟郎	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 (保健部門)	(079)281-9207 (0790)22-1234	所長 柳川 拓三	
西播磨県民局				
龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5149	所長 味木 和喜子	
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791)43-2321	所長 藤田 伸輔	
但馬県民局				
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3655	所長 柳 尚夫	
新温泉健康福祉事務所	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079)672-6863	所長 須藤 章	
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079)662-8456	郷長 北田 輝彦	
丹波県民局				
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3776	所長 小平 博	
淡路県民局				
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-2036	所長 鷺見 宏	

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備考[所管区域]
県立健康科学研究所	〒675-0003 加古川市神野町神野1819-14	079-440-9090	所長 大橋 秀隆	
県立総合衛生学院	〒653-0052 神戸市長田区海運町7-4-13	(078)733-6611	学院長 川北 みゆき	
食肉衛生検査センター	〒675-0332 加古川市志方町横大路36-1	(079)452-0945	所長 源田 健	芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、川辺郡、多可郡、加古郡
西播磨食肉衛生検査所	〒679-4322 たつの市新宮町仙正36-1	(0791)75-4060	所長 西田 浩治	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬食肉衛生検査所	〒667-0112 養父市養父市場入谷口1282-8	(079)665-0848	所長 原田 一郎	豊岡市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、美方郡
淡路食肉衛生検査所	〒656-0152 南あわじ市倭文長田49-18	(0799)46-0190	所長 齋藤 竜彦	洲本市、南あわじ市、淡路市
動物愛護センター	〒661-0047 尼崎市西昆陽4-1-1	(06)6432-4599	所長 福永 真治	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡
動物管理事務所	〒673-1462 加東市藤田字北山736-7	(0795)42-4466	所長 (池水三木支所長兼務)	
三木支所	〒673-0503 三木市志染町窟屋1242-48	(0794)84-3050	支所長 池水 千枝	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加西市、加東市、西脇市、加古郡、多可郡
龍野支所	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3	(0791)63-5146	支所長 栗岡 稔	たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	〒667-0126 養父市堀畑587	(079)666-8071	支所長 犬伏 源	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	〒656-2142 淡路市塩田新島5-3	(0799)62-5811	支所長 武村 有里子	洲本市、南あわじ市、淡路市

医 務 課

課 長
監察医務官

波多野 武志 (内 3221)
長 崎 靖 (078-521-6333)

班 名	分 掌 事 務
副課長 梅 本 泰 孝 (内 3224)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること。
企画調整班 班長 名久井 康 宏 (内 2716) 主幹 (医療体制担当) 阿 部 竜 二 (内 3219) 主幹 (訓練担当) 加 登 明 宏 (内 2910)	1 兵庫県保健医療計画に関すること。 2 医療審議会に関すること。 3 在宅医療の推進に関すること。 4 WHO神戸センターの運営支援及び地元連携の推進に関すること。 5 健康危機管理に関すること。 6 監察医の業務に関すること。 7 周産期医療体制に関すること。 8 公的病院等補助金に関すること。 9 神戸医療産業都市構想の推進支援に関すること。 10 小児・災害・救急医療体制に関すること。 11 救急医療機関の告示に関すること。 12 地域医療連携に関すること (地域医療支援病院を含む。) 13 医療介護推進基金 (医療分のみ) に関すること。 14 表彰、叙勲に関すること。 15 医療関係団体との調整に関すること。 16 課の庶務に関すること。
医療人材確保班 班長 浦 野 武 彦 (内 2713) 主幹 (看護指導担当) 勝 間 収 子 (内 3253) 主幹 (総合衛生学院建替整備担当) 小 松 裕 知 (内 2727)	1 地域医療確保政策に関すること。 2 医師確保対策に関すること。 3 へき地医療対策に関すること。 4 県養成医師制度に関すること。 5 臓器移植法の施行に関すること。 6 地域医療支援センターに関すること。 7 ヒューマンケアの企画調整に関すること。 8 音楽療法の普及推進に関すること。 9 保健師助産師看護師法の施行に関すること。 10 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。 11 看護師等確保対策に関すること。 12 看護功績賞に関すること。 13 医師、歯科医師、放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士等の免許に関すること (死体解剖医の認定に関することを含む。) 14 看護師等の養成所に関すること。 15 看護師及び理学療法士・作業療法士の修学金貸与に関すること。 16 県立総合衛生学院に関すること。
医療指導班 班長 濱 田 大 輔 (内 3226)	1 医療法の施行に関すること。 2 施術所、歯科技工所及び衛生検査所に関すること。 3 医療従事者の業務指導及び処分に関すること。 4 日赤及び済生会との連絡に関すること。 5 医療安全相談センターに関すること。

E-mail imu@pref.hyogo.lg.jp

健康増進課

課長 稲岡 由美子 (内 3240)
 歯科口腔医務官 時岡 早苗 (内 3178)

班名	分掌事務
副課長 奥藤 秀樹 (内 3242)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 山下 久美 (内 3241)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。) 2 保健師業務の統括に関すること。
健康政策班 班長 (奥藤副課長が兼務) 主幹(健康づくり推進担当) (岸本班長が兼務) (内 3281)	1 健康増進施策の企画及び推進に関すること。 2 健康ひょうご21大作戦に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。 3 (公財)兵庫県健康財団に関すること。 4 公衆衛生協会に関すること。 5 健康づくり推進条例・健康づくり推進実施計画の推進に関すること。 6 企業との協働による健康づくりに関すること(他課室の所掌に属するものを除く。) 7 特定健診・保健指導の実施促進に関すること。 8 課の庶務に関すること。
保健・栄養指導班 班長 (山下副課長が兼務) 主幹 信木 由紀子 (内 3248)	1 保健師・栄養士業務の総合調整、業務指導、研修に関すること。 2 母子保健対策の推進、不妊・不育への支援、養育医療に関すること。 3 栄養・食の健康・食育に係る施策の企画及び調整に関すること。 4 栄養士・管理栄養士・受胎調節実地指導員の免許に関すること。 5 食品表示基準(保健事項)・健康増進法に基づく食品の表示に関すること。 6 いずみ会・愛育班・給食施設協議会の育成に関すること。
歯科口腔保健班 班長 岸本 和子 (内 3281)	1 歯科口腔保健の推進に関すること。 2 口腔保健支援センターに関すること。 3 地域活動歯科衛生士の育成に関すること。 4 地域歯科保健対策の推進に関すること。
受動喫煙対策班 班長 山本 真吾 (内 3268)	1 受動喫煙の防止に関すること。 2 受動喫煙の防止の相談及び指導に関すること。 3 禁煙の推進に関すること。 4 20歳未満の者及び妊婦の喫煙防止に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
認知症対策班 班長 上村 佐和子 (内 2947)	1 認知症施策の推進に関すること。 2 認知症の予防・早期発見の推進に関すること。 3 認知症疾患医療センターの運営及び認知症対応医療機関に関すること。 4 認知症地域連携強化事業に関すること。 5 認知症ケア人材(認知症介護研修含む)の育成に関すること。 6 若年認知症施策に関すること。

E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

薬 務 課

課 長 織 邊 聡 (内 3304)

班 名	分 掌 事 務
副課長 渡 邊 克 幸 (内 3305)	課内の班間の調整及び連携に関すること（事務に関すること。）
副課長 藤 原 秀 憲 (内 3309)	課内の班間の調整及び連携に関すること（技術に関すること。）
薬務指導班 班長 丸 尾 育 代 (内 3311) 主幹（流通指導担当） 奥 村 尚 志 (内 3308)	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事審議会（危険ドラッグ部会を除く。）に関すること。 2 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物を除く。）に関すること。 3 薬剤師法の施行に関すること。 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。 5 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関すること。 6 温泉法の施行に関すること。 7 災害医薬品等の供給に関すること（抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を含む。）。 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資の管理・調整に関すること。 9 医薬分業に関すること。 10 後発医薬品の安心使用の促進に関すること。 11 衛生物資に係る国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行、その他衛生物資の価格及び需給の安定化に関すること。 12 特殊医薬品の補給に関すること。 13 医薬品の国家検定に関すること。 14 医薬品等の副作用情報に関すること。 15 課の庶務に関すること。
薬務対策・捜査班 班長 西 山 敦 彦 (内 3313)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物）に関すること。 2 薬事審議会（危険ドラッグ部会）に関すること。 3 薬物乱用防止対策に関すること。 4 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。 5 大麻取締法の施行に関すること。 6 あへん法の施行に関すること。 7 覚せい剤取締法の施行に関すること。 8 麻薬中毒審査会に関すること。 9 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp

生活衛生課

課長 廣田 義勝 (内 3262)
 食品安全官 天野 和幸 (内 3279)

班名	分掌事務
副課長 鶴井 成央 (内 3210)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 坂江 博 (内 3274)	課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。)
環境衛生班 班長 頓名 昌宏 (内 3276) 主幹(衛生指導担当) 犬伏 孝代 (内 3263)	1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。 2 生活衛生改善指導に関すること。 3 旅館業法の施行に関すること。 4 住宅宿泊事業法の施行に関すること。 5 公衆浴場法の施行に関すること。 6 物価統制令による入浴料金に関すること。 7 興行場法の施行に関すること。 8 理容師法の施行に関すること。 9 美容師法の施行に関すること。 10 クリーニング業法の施行に関すること。 11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること (他班の所掌に属するものを除く。) 12 墓地、埋葬等に関する法律の調整に関すること。 13 狂犬病予防法の施行に関すること。 14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。) 15 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。 16 愛玩動物看護師法の施行に関すること (愛玩動物看護師養成所の指定に関するものに限る。) 17 化製場等に関する法律の施行に関すること。 18 動物愛護センターに関すること。 19 生活衛生適正化審議会に関すること。 20 課の庶務に関すること。
水道班 班長 越前 昌己 (内 3270)	1 水道法の施行に関すること。 2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。 3 特設水道条例の施行に関すること。
食の安全安心推進班 班長 夫津木 幸寛 (内 3272)	1 食品衛生法の施行に関すること。 2 食の安全安心と食育に関する条例の施行に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。) 3 食品表示法の施行に関すること (衛生事項に関するものに限る。) 4 食中毒等に関すること。 5 不良食品に関すること。 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。 7 食品衛生に係る新たな課題に関すること。 8 重金属、化学物質等による汚染食品など食品公害に関すること。 9 調理師法の施行に関すること (調理師の免許、試験及び届出に関するものを除く。) 10 製菓衛生師法の施行に関すること (製菓衛生師の試験及び免許に関するものを除く。) 11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること (他班の所掌に属するものを除く。) 12 (一社)兵庫県食品衛生協会の指導に関すること。 13 食の安全安心と食育審議会に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。) 14 と畜場法の施行に関すること。 15 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。 16 食肉衛生検査センターに関すること。

E-mail seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

< 感染症等対策室 >

室 長

(田所次長が兼務)

【主な業務】 感染症等対策の総合的推進に関すること。

感 染 症 対 策 課

課 長 舟 川 直 輝 (内 3190)
 課参事 (医 療 体 制 担 当) (波多野医務課長が兼務)
 課参事 (医 療 物 資 調 整 担 当) (織邊薬務課長が兼務)
 課参事 (医 療 相 談 窓 口 担 当) (藤本総務課長が兼務)
 課参事 (健 康 管 理 体 制 担 当) (稲岡健康増進課長が兼務)
 課参事 (県立病院医療体制担当) (病院局菅澤企画課長が兼務)
 課参事 (宿 泊 療 養 担 当) (危機管理部奥見防災支援課長が兼務)

班 名	分 掌 事 務
副課長 稲 葉 正 行 (内 3048)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 臣 永 和 夫 (内 3047)	課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。)
感染症班 班長 小 林 博 之 (内 3286) 主幹 (ワクチン接種担当) 福 田 勝 繁 (内 3077) 主幹 (予防計画担当) 雪 岡 孝 規 (内 3079)	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。 2 新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。 3 新型インフルエンザ対策の推進に関すること。 4 予防接種法の施行に関すること。 5 エイズ対策の推進に関すること。 6 環境影響による健康障害に関すること。 7 感染症診査協議会に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。) 8 感染症発生動向調査事業に関すること。 9 検査及び検査体制に関すること。 10 ハンセン病事業に関すること。 11 アレルギー対策に関すること。 12 健康福祉事務所の検査業務及び放射線業務に関すること。 13 感染症予防計画に関すること。 14 新型コロナワクチン対策の推進に関すること。 15 新型コロナワクチン接種全般の運用に関すること。 16 新型コロナワクチンに関する補助金、負担金等に関すること。

<p>新型コロナウイルス感染症対策班</p> <p>班長 有 近 信 行 (内 3191)</p> <p>主幹 (対策推進担当) 米 田 和 代 (内 3287)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。 2 外来医療体制に関すること。 3 検査事業に関すること。 4 後遺症対策に関すること。 5 専門アドバイザーの派遣に関すること。 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型コロナウイルス感染症対策に関するものに限る）に関すること。 7 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金、事業の調整に関すること。 8 大学等専門機関と連携した感染症対策機能の強化に関すること（兵庫県感染症対策アドバイザーの設置を含む）。 9 課の庶務に関すること。
---	--

E-mail kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

疾病対策課

課長 植田 勝明 (内 3296)

班名	分掌事務
副課長 牛尾 敏明 (内 3289)	課内の班間の調整及び連携に関すること（事務に関すること。）
副課長 (臣永感染症対策課副 課長が兼務)	課内の班間の調整及び連携に関すること（技術に関すること。）
がん・難病対策班 班長 柿坂 学 (内 3290)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣病の医療並びにその他の疾患の医療及び予防に関すること。 2 がん対策推進条例・計画に関すること。 3 がん検診に係る検診体制の整備に関すること。 4 がん登録事業に関すること。 5 肝炎対策に関すること。 6 アスベスト健康被害に関すること。 7 健康診査管理指導事業に関すること。 8 (公財)兵庫県予防医学協会に関すること。 9 難病対策に関すること。 10 特定疾患（一般、小児、県単）等に関すること。 11 兵庫県難病相談センターの運営に関すること。 12 難病患者等保健指導事業に関すること。 13 難病患者に係る保健師等研修に関すること。 14 難病患者等居宅生活支援事業に関すること。 15 原子爆弾被爆者援護法の施行に関すること。 16 原子爆弾被爆者に対する手帳交付及び相談等に関すること。 17 原子爆弾被爆者の健康診断に関すること。 18 原子爆弾被爆者福祉対策事業に関すること。 19 課の庶務に関すること。

E-mail shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。
健康福祉事務所 芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	<p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
<p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p>	<p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="628 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
<p>新温泉健康福祉事務所</p>	<p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p>																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	<p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立健康科学研究所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。 2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要なこと。
県立総合衛生学院	<ol style="list-style-type: none"> 1 助産師及び看護師の養成に関すること。 2 歯科衛生士の養成に関すること。 3 介護福祉士の養成に関すること。
食肉衛生検査センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜検査及び食鳥検査に関すること。 2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。 3 と畜場及び食鳥処理場における食肉及び食鳥肉等の衛生に関すること。 4 食用に供する獣畜及び家きん並びに食肉及び食鳥肉等の調査研究に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、食肉衛生検査センターの目的を達成するために必要なこと。
動物愛護センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物愛護思想の高揚等に関すること。 2 動物の適正な飼養及び保管に関すること。 3 動物の収容等に関すること。 4 狂犬病の予防に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センターの目的を達成するために必要なこと。

職員現員表

令和5年4月1日現在

課名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
総務課	22	16	6	
医務課	30	23	7	
健康増進課	32	11	21	
薬務課	17	2	15	
生活衛生課	21	2	19	
〈感染症等対策室〉				
感染症対策課	25	16	9	
疾病対策課	12	9	3	
本庁計	159	79	80	0

※再任用職員(短時間)を除く。

地方機関又は派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
健康科学研究所	25	4	21	
総合衛生学院	28	4	24	
食肉衛生検査センター	33	2	31	
動物愛護センター	51	3	48	
地 方 機 関 計	137	13	124	0
明石市	1		1	
日本赤十字社	3	2	1	
(公財)兵庫県健康財団	5	2	3	
地域医療支援医師	4		4	
後期研修医師(専攻医)	0			
派 遣 団 体 計	13	4	9	0
保 健 医 療 部 計	309	96	213	0

※再任用職員(短時間)を除く。

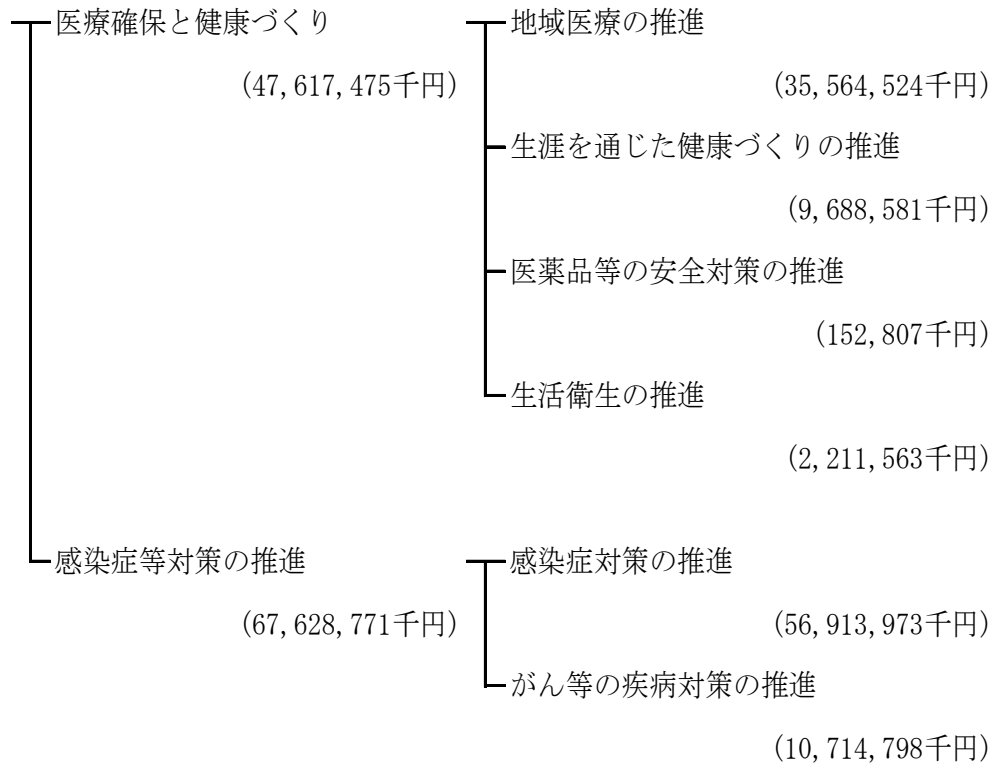
事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
〈阪神南県民センター〉 芦屋健康福祉事務所	25	8	17	
〈阪神北県民局〉 宝塚健康福祉事務所 伊丹健康福祉事務所	55 37	18 6	37 31	
〈東播磨県民局〉 加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉 加東健康福祉事務所	43	12	31	
〈中播磨県民センター〉 中播磨健康福祉事務所	31	15	16	
〈西播磨県民局〉 龍野健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所	52 20	21 3	31 17	
〈但馬県民局〉 豊岡健康福祉事務所 新温泉健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所 但馬長寿の郷	37 8 17 10	11 8 3 3	26 14 7	
〈丹波県民局〉 丹波健康福祉事務所	30	7	23	
〈淡路県民局〉 洲本健康福祉事務所	35	9	26	
県 民 局 等 計	461	143	318	0
総 計（県民局等を含む）	770	239	531	0

※再任用職員(短時間)を除く。

令和5年度 重要施策体系表

保健医療部

安全安心な
保健医療の実現



令和5年度 当初予算の概要

(単位：百万円、%)

区分 会計	令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	(A)/(B)	備考
一般会計	121,282,792	126,866,227	95.6	事業費 △5,450 (主な増減) 出産・子育て世帯支援事業費補助 +2,018 自宅待機等を行う患者に対する公費負担 +4,578 感染拡大時の無料検査 △7,617 重点医療機関等における設備整備 △1,659 ワクチン接種実施医療機関等支援等 △3,524

令和5年度保健医療部重要施策

安全安心な保健医療の実現

1 医療確保と健康づくり

(1) 地域医療の推進

地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携を一層推進するため、各圏域に設置した地域医療構想調整会議における議論を活性化させるとともに、医療機関の役割分担・連携強化を支援する。

医療提供体制の整備については、子ども医療電話相談や、救命救急センター、災害拠点病院支援を行うなど、小児医療、救急医療・災害医療体制の充実等を図る。また、周産期医療については、周産期母子医療センターの運営支援を行うなど周産期医療体制を整備するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の検討を進めるため、産科医療体制に関する研究会を設置する。

在宅医療の充実については、医師、歯科医師、看護師等の医療従事者をはじめとする在宅医療に関わる多職種ネットワーク化を引き続き支援する。加えて、訪問看護総合支援センターにおいて、事業者の相談や訪問看護師の資質向上を図る研修及び人材確保の支援を実施するなど、在宅医療と介護の連携拠点となる訪問看護ステーションの機能充実と連携強化を図っていく。

医師の確保については、医師確保計画（令和元年度策定）に基づき、「地域医療支援センター」において、自治医科大学等におけるへき地等勤務医師の養成、医師のキャリア形成支援、大学医学部への特別講座の設置による診療支援、特定専門医（産科医・小児科医・救急医・総合診療医）への研修資金貸与などにより地域医療に従事する医師の養成・派遣を行うなど、実効性のある医師の地域偏在・診療科偏在対策に取り組む。

看護職員の確保については、病院内保育所の運営費補助や働きやすい職場環境づくりに向けた管理者研修等を行うなど離職防止対策を行うとともに、ナースセンター事業の強化や合同就職説明会及び復職支援研修の開催費補助等の再就業支援対策に加え、プラチナナース（定年退職前後の看護職員）のセカンドキャリア支援を行う。また、看護職員の養成的強化の一環として、施設が老朽化している総合衛生学院について、新長田駅南地区に移転のうえ建替整備事業に着手し、高い専門性と職業倫理を持った優秀な看護師等の医療専門職を引き続き養成していく。

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

県民一人ひとりが生涯にわたって、生き生きと安心して質の高い生活が送れるよう、「健康づくり推進条例」及びその基本計画である「健康づくり推進プラン（第3次）」に基づき、県民の健康づくりを推進する。推進にあたっては、県民一人ひとりの生活習慣の改善や健康づくりに向けた取組を促進するとともに、それを支援する社会環境の整備、充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指す。

県民主導により展開される「健康ひょうご21県民運動」を推進するとともに、働き盛り世代の健康づくりに積極的に取り組む「健康づくりチャレンジ企業」への支援や、健診デー

タを活用した県民の健康づくり支援、特定健診・特定保健指導の受診促進を図る。

「食育推進計画（第4次：令和4～8年度）」に基づき、地域の関係者と幅広く連携し、若い世代の食育力の強化や、壮年期のメタボ対策、高齢期のフレイル対策など、生涯を通じた食育を推進する。また、環境面にも配慮した持続可能な食を支える食育活動や、多様な暮らし方に対応した食育を推進する。

「歯及び口腔の健康づくり推進条例（令和4年4月施行）」に基づく生涯にわたる切れ目のない歯及び口腔の健康づくりの総合的な推進に向け、口腔保健支援センターを中心として、乳幼児からのむし歯予防や大学生の視点による歯科健診の啓発、オーラルフレイル予防等ライフステージに応じた歯科口腔保健事業を展開する。また、啓発月間（11月）等を通じて県民に歯と口腔の健康に関する正しい知識を普及する。

受動喫煙対策については、「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に大人に比べて影響の大きい子どもや妊婦の喫煙・受動喫煙防止や、事業者、県民に対する条例の周知徹底などに取り組む。

健やかな妊娠・出産・子育てへの支援を充実させるため、不妊治療ペア検査助成事業の所得制限を撤廃し、夫婦の受診間隔要件も緩和する。同様に、不育症の検査費・治療費助成についても所得制限を撤廃する。また、不妊治療支援のあり方を協議する検討会を立ち上げるとともに、県民の理解促進に努める。

また、妊娠期から育児期までの継続した支援体制を構築し、特に支援が必要な妊産婦の早期発見・早期支援の充実により、児童虐待の防止を図る。

認知症対策については、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができる社会を目指し、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）」「健康づくり推進プラン（第3次）」に基づき、「共生」と「予防」を両輪に、認知症の当事者の視点を重視した切れ目のない総合的な認知症施策を推進する。

認知症への理解促進、予防、早期発見・早期対応を一体的に推進するため、市町や企業等における働き盛り世代からの認知症への正しい理解の普及と健康づくりの強化、認知症疾患医療センターを核とした認知症医療体制の一層の充実を図るとともに、認知症予防教室支援事業や、早期発見された軽度認知障害（MCI）の方への支援体制の構築等により、市町の取組を支援する。

また、ひょうご認知症希望大使をはじめ、認知症の人本人による発信や電子媒体等の活用機会を拡大し、認知症への社会の理解を深める普及啓発、認知症の人やその家族の支援ニーズと地域の認知症サポーター等身近な支援者をつなぐ市町ごとの仕組み（チームオレンジ）構築への支援等、地域支援ネットワークの強化に取り組む。

(3) 医薬品等の安全対策の推進

医薬品等の有効性・安全性と品質の確保等を図り、県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等の徹底を図るほか、改正医薬品医療機器等法への対応も含め、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進等に取り組む。

また、大麻事犯による検挙者数が増加を続けており、特に20歳代以下の若年層への大麻の広がりが懸念される状況にあることから、薬物乱用対策推進会議の構成機関等との連携のもと指導取締やSNSを利用した青少年への啓発活動を強化するなど、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める。

このほか、医療に必要な血液製剤を確保するため、献血の推進に取り組むとともに、白血病等の血液難病の治療に資するため、骨髄等ドナー登録会や骨髄等移植ドナー助成事業の推進・臍帯血バンクの啓発等を実施し、造血幹細胞移植対策を推進する。

(4) 生活衛生の推進

県民誰もが安心できる食生活の実現を目指して、「食の安全安心推進計画(第4次)」に基づき、食品の安全性・信頼性の確保や、対象者に応じた食の安全に関する普及啓発などに取り組む。

食品衛生法改正により全ての事業者には「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」が制度化されたことを踏まえ、特に、小規模事業者等に対しては地域ごとに講習会を開催するなど、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援及び定着に取り組むとともに、より高度な衛生管理に取り組む事業者には、県版HACCP認定の取得を継続して促進していく。

また、広域流通食品の製造施設等の重点監視や食品検査の充実強化により消費者の食品に対する信頼の醸成を図る。

県内5カ所の動物愛護センターに整備した「猫の完全屋内飼養モデルルーム」を活用等し、県内全域で「動物愛護管理推進計画」及び「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づいた、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発をより一層推進していく。

水道事業では、人口減少社会における水道事業の基盤強化を図るため、「兵庫県水道広域化推進プラン」に基づき、水道事業の課題解決に向けた取組について、市町の水道事業者等と一体となって推進する。

2 感染症等対策の推進

(1) 感染症対策の推進

「新型コロナウイルス感染症」について、入院病床の確保や検査体制の強化など医療・検査体制の充実、感染拡大防止対策を推進するほか、感染症対策の専門家の助言等を県の政策決定に活かすなど、感染症対策機能の強化に努めてきたが、令和5年5月8日からの5類への移行に伴い、自主療養制などの取組については、見直しを行うとともに、入院医療に関する移行計画の策定や医療機関に対する必要な支援等を行い、円滑な移行を図る。

また、兵庫県感染症対策アドバイザーにより、救急外来等の治療情報分析等を進め、一般医療化に向けた機能強化に努めるとともに、後遺症対策として、専用相談窓口の設置、ホームページ等による情報発信のほか、医師会と連携し、後遺症にも対応できる医療機関を幅広く確保し、地域医療の充実を図る。

新型コロナワクチンの接種については、特例臨時接種の期間が令和6年3月まで延長され、引き続き自己負担なく受けられる。本県としては引き続き、国、市町と連携し、市町へのワクチン配分調整や県接種会場の設置等、円滑かつ安全に接種が実施できる体制の構築に取り組む。

また、接種後の副反応等に係る相談窓口の設置や、健康被害救済制度への対応などについて継続して実施し、ワクチンへの不安解消に努める。

新型コロナウイルス感染症以外の結核、エイズや動物由来などの感染症対策についても、従来から国通知や各種マニュアル等に基づき、患者発生時には医療機関等と連携した迅速

な患者・接触者調査を実施する。また、「感染症予防計画」による正しい知識の普及や医療提供体制の整備等を総合的・計画的に推進し、感染症の発生・まん延防止に努める。

感染症法の改正(令和5年4月1日施行分)に伴い兵庫県感染症対策連携協議会を組織し、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生時又は発生に備え、平時より保健所設置市をはじめとする市町や関係団体との連携を図り、「感染症予防計画」の見直しについても取り組む。

また、新型インフルエンザ対策では、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、圏域協議会の開催、医療従事者等への研修に引き続き取り組むほか、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などの対策を推進する。

〈新型コロナの5類移行後の主な取組〉

入院医療体制の確保については、入院治療を行う医療機関に対し、円滑な患者受入を促進するため、空床補償や人工呼吸器、個人防護具等の整備を引き続き支援する。

外来医療体制については、①県内の医療機関へ啓発資料を送付し、効率的な対応への見直しを周知、②県医師会と連携して、インフルエンザ対応医療機関数並みの対応機関数の拡充を図る。また、新型コロナウイルス健康総合相談窓口(24時間対応)を設け、引き続き発熱等の受診や療養相談を行う。

検査体制の強化については、衛生研究所において変異株の流行を早期探知するため、ゲノム解析を実施し、新たな変異株の動向を引き続き監視する。また、クラスター(集団発生)対策として、社会福祉施設等で有症状者がいる場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速に検査を実施するとともに、希望施設を対象に新規の就労職員及び入所者に対して検査を引き続き実施する。

後遺症対策に対応できる医療機関の拡大を目指し、県医師会と連携し、研修会の開催、啓発資料の作成を行い、後遺症対策の充実を図る。

(2) がん等の疾病対策の推進

「がん対策推進条例」及び「がん対策推進計画」に基づき、がん対策の推進に取り組む。がんの早期発見では、企業や団体と協定を締結し、がん検診の啓発や受診勧奨を行うほか、中小企業へ検診受診費用を助成するなど、がん検診の受診率向上に向けた取組を進める。また、がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築を進め、医療体制の充実と医療連携を一層推進する。さらに、関係団体等との連携による就労支援体制の充実やがん教育の推進、医療用ウィッグ等のアピアランス補正具の購入費用を助成するなど、がん患者を支える社会の構築に取り組む。

肝炎対策については、肝炎ウイルス検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、要治療者に対する保健指導を行うとともに、肝炎インターフェロン等の医療費や肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費を助成する。

循環器病対策については、ICTを活用した循環器病医療連携ネットワークの構築や小児期から成人期への移行期医療支援体制の整備などに取り組む。

附 属 機 関 一 覧 表

(令和5年4月30日現在)

名 称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
医療審議会	医療法第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	30人 以内	2年	医 務 課
健康づくり審議会	健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人 以内	2年	健康増進課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	18人 以内	2年	薬 務 課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	—	審査発生時から終了まで	薬 務 課
生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	20人 以内	2年	生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人 以内	2年	生活衛生課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限、入院勧告及び入院の期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担申請に基づく費用の負担に関し必要な事項の審議等に関する事務	7人 以内	2年	感染症対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	15人 以内	3年	感染症対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条の規定による指定難病等の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	11人	2年	疾病対策課
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性特定疾病の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	5人	2年	疾病対策課

主 要 計 画 等 一 覧 表

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課室
兵庫県保健医療計画	すべての県民が安心して健やかに暮らせる社会の実現に向け、県民、関係機関、関係団体、行政が取り組むべき保健医療分野の計画として策定	H30～R5 年度	医療法 (第30条の4) (第30条の6)	医務課 企画調整班
兵庫県感染症予防計画	感染症の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策の実施に関する計画を策定	H12～ H14, 17, 21, 23, 26, 27, 29, 30 年 度改訂	感染症予防法 (第10条)	感染症対策課 感染症班
兵庫県がん対策推進計画 (第5次ひょうご対がん戦略)	がん征圧に向けた総合的な対策を推進するため、がんの予防の推進、早期発見の推進、医療体制の充実、がん患者を支える社会の構築等の施策を盛り込んだ計画を策定	H30～R5 年度	がん対策基本法(第12条)	疾病対策課 がん・難病対策班
兵庫県循環器病対策推進計画	県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率を減少させるため、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進する計画として策定	R4～R5 年度	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器に係る対策に関する基本法(第11条)	疾病対策課 がん・難病対策班
兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等による感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、社会生活及び社会経済に及ぼす影響を最小とするため計画を策定	H21 年～ H25, 29 年度改 定	新型インフルエンザ等対策特別措置法	感染症対策課 感染症班
兵庫県アレルギー疾患対策推進計画	アレルギー対策をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進するため計画を策定	R2～6 年度	アレルギー疾患対策基本法 (第13条)	感染症対策課 感染症班
兵庫県健康づくり推進プラン	健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定	R4～R8 年度	健康づくり推進条例 (第8条)	健康増進課 健康政策班
兵庫県健康づくり推進実施計画	兵庫県健康づくり推進プランに定める基本的な目標・方針に沿って、県民の健康づくりを推進するため、県民、関係団体等、事業者、市町、県の役割及び具体的な施策や目標を盛り込んだ計画を策定	H30～R5 年度	健康増進法 (第8条) 健康づくり推進条例 (第9条)	健康増進課 健康政策班

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課室
食育推進計画	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、学校、関係団体、企業、健康・食関連企業、行政等の役割並びに中期的な施策及びその目標を盛り込んだ計画を策定	R4～R8 年度	食育基本法 (第17条) 食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	健康増進課 保健・栄養 指導班
兵庫県南部地域広域的水道整備計画	南部広域圏を対象とした水需要に対応する水道の供給体制の確立と施設整備、管理に係る方向性等を示す計画として策定	H12～27 年度	水道法 (第5条の2第2項)	生活衛生課 水道班
動物愛護管理推進計画	人の生活において重要性が高まっている動物を取り巻く今日の状況等を踏まえ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、県の具体的な取組みを示すものとして策定	R3～R12 年度	動物の愛護及び管理に関する法律 (第6条)	生活衛生課 環境衛生班
兵庫県食品衛生監視指導計画	飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の食の安全性を確保するため、県が実施する食品衛生監視指導の計画として策定	R5 年度 ※毎年見直し	食品衛生法 (第24条第1項)	生活衛生課 食の安全安心推進班
食の安全安心推進計画	県民誰もが安心できる食生活の実現を図るため、食の安全安心に関する施策とその目標について策定	R4～R8 年度	食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	生活衛生課 食の安全安心推進班